

第七十一回国会 参議院 地方行政委員会 會議録 第三号

昭和四十八年四月三日(火曜日)
午前十時四十分開会

委員の異動

三月十五日

辞任

藤原 房雄君

補欠選任

峯山 昭範君

三月二十八日

辞任

神沢 浄君

補欠選任

前川 旦君

三月二十九日

辞任

前川 旦君

補欠選任

神沢 浄君

峯山 昭範君

藤原 房雄君

四月三日

辞任

玉置 猛夫君

補欠選任

塚田十一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

久次米健太郎君

柴立 芳文君

寺本 広作君

占部 秀男君

河田 賢治君

鬼丸 勝之君

片山 正英君

斎藤 寿夫君

高橋 邦雄君

塚田十一郎君

増田 盛君

神沢 浄君

戸叶 武君

上林繁次郎君

国務大臣

自治大臣

村尾 重雄君

政府委員

自治政務次官

武藤 嘉文君

自治大臣官房審議官

山下 稔君

自治省税務局長

佐々木 喜久治君

事務局側

常任委員会専門員

伊藤 保君

本日の会議に付した案件

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(久次米健太郎君) ただいまから地方行政委員会を開会します。

委員の異動について御報告いたします。

本日、玉置猛夫君が委員を辞任され、その補欠として塚田十一郎君が選任されました。

○委員長(久次米健太郎君) 地方税法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。江崎自治大臣。

○国務大臣(江崎真澄君) ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案について、その提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

明年度の地方税制の改正にあたりましては、地方税負担と地方財政の現状にかんがみまして、第一に、個人の住民税、個人の事業税、電気ガス税等について負担の軽減合理化をはかること、第二に、宅地等にかかる固定資産税について、住宅用地に對し軽減措置を講ずるとともに税負担の激変緩和を行ないながら、課税の適正化をはかるため所要の措置を講ずること、第三に、特別土地保有税を創設することとその重点をいたしてまいります。

以下、順を追って改正の概要について御説明を申し上げます。

その一は、道府県民税及び市町村民税についてであります。個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、住民負担の軽減をはかるため、課税最低限の引き上げを行なうこととし、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の額をそれぞれ一万円引き上げ、配偶者のない世帯の一人目の扶養親族にかかるとする扶養控除の額を二万円引き上げることとしたいたしました。また、障害者控除、特別障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除の額についても二万円ずつ引き上げるほか、新たに年齢七十歳以上の者について老人扶養控除の制度を創設するとともに、扶養親族のない未亡人についても寡婦控除の適用を認めることとしたいたしました。

なお、障害者、未成年者、老年者及び寡婦についての非課税の範囲を、年所得四十三万円までに拡大することとしたしております。

さらに、市町村民税につきましては、特に低所得者層の負担軽減をはかるため、所得割りの税率の緩和を行なうこととしたいたしました。

その二は、事業税についてであります。個人の事業税につきましては、個人事業者の負担の軽減合理化をはかるため、事業主控除額を二十万円引き上げて八十万円にすることとしたいたしました。

その三は、不動産取得税についてであります。不動産取得税につきましては、固定資産評価基準の改正等に伴いその負担の合理化をはかるため、免税点について、土地の取得にあっては十万円に、家屋の取得にあっては新築分二十三万円、承継分十二万円にそれぞれ引き上げるとともに、新築住宅にかかる控除額を八十万円引き上げ、二百三十万円にすることとしたいたしました。

また、いわゆるコンテナ埠頭の用に供する不動産等の取得について非課税とするほか、財産形成融資にかかる新築未使用住宅及びその敷地について新たに特例措置を設ける等、負担の軽減合理化の措置を講ずることとしたしております。

その四は、娯楽施設利用税についてであります。娯楽施設利用税につきましては、ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の標準税率を八百円に引き上げるとともに、ゴルフ場所在市町村に對して交付する娯楽施設利用税交付金の交付率を三分の一から二分の一に引き上げることとしたいたしました。

その五は、料理飲食等消費税についてであります。料理飲食等消費税につきましては、大衆負担の軽減をはかるため、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点を二十四百円に、飲食店等における飲食の免税点を千二百円にそれぞれ引き上げることとしたいたしました。

その六は、自動車税及び自動車取得税についてであります。自動車税につきましては、その納税事務の簡素合理化をはかるため、年二回の納税を一回とすることとしたいたしました。

また、自動車取得税につきましては、国の補助を受けて購入した過疎バスにかかる自動車取得税を免除するとともに、自動車排出ガスにかかる保安基準に適合する低公害自動車にかかる自動車取得税を軽減することとしたいたしました。

その七は、固定資産税についてであります。固定資産税につきましては、宅地等にかかる固定資産税について、現行の負担調整措置に伴って生じている税負担の不均衡を是正し、課税の適正化をはかるため、住宅用地についてその課税標準を二分の一とする軽減を行なうとともに、昭和四十八年度及び昭和四十九年度において激変を緩和する

ための措置を講じながら、評価額に基づいて課税を行なうこととした。また、負担の軽減をはかるため、免税点につきまして、土地にあっては十五万円に、家屋にあっては八万円に、償却資産にあっては百万円にそれぞれ引き上げることとした。

なお、水産業協同組合共済会の事務所及び倉庫について非課税とするほか、本州四国連絡橋公団の鉄道施設について課税標準の特例を設ける等、負担の軽減合理化をはかるとともに、重油にかかる水素化脱硫装置等の課税標準の特例措置の適用期限を延長することとした。

その八は、電気ガス税についてであります。電気ガス税につきましては、住民負担の軽減をはかるため、税率を六％に引き下げるとともに、電気にかかる免税点を千円に、ガスにかかる免税点を二千円にそれぞれ引き上げることとした。

また、社会福祉事業を行なう一定の施設において、その施設の入所者の保護のために直接使用する電気及びガスに対しては、電気ガス税を課さないこととする等の措置を講ずることとした。

その九は、特別土地保有税の創設についてであります。特別土地保有税は、土地税制の一環として、土地の投機的取得を抑制することを目的とし、市町村税として、次の要領により創設することとした。

特別土地保有税は、昭和四十四年一月一日以後に取得された土地または昭和四十八年七月一日以後の土地の取得に対し、当該土地所在の市町村において、当該土地の所有者または取得者に課することとした。この場合において、相続、合併等形式的な所有権移転にかかると、あるいは農林経営規模の拡大、工場の地方分散等、国の施策等に適合する用途に供されている土地等については、非課税とすることとし、また、その市町村ごとの面積の合計額が指定都市にあっては二平方メートル、都市計画区域を有する市

町村にあっては五平方メートル、その他の市町村にあっては一万平方メートルに満たない場合は、課税しないこととした。

特別土地保有税の課税標準は、土地の取得価額とし、その税率は、土地に対して課するものにあつては百分の一・四、土地の取得に対して課するものにあつては百分の三とし、当該土地にかかる固定資産税額及び不動産取得税額に相当する額を控除することとした。

なお、土地の所有者等が非課税の要件に該当する土地を取得し、その土地を二年以内に非課税土地として使用を開始し、かつ、その旨市町村長の確認を受けたときは、特別土地保有税の納税義務を免除することとした。

このほか、地方税制の合理化をはかるための規定の整備等、所要の規定の整備を行なつております。

以上の改正により、昭和四十八年度においては、個人の住民税におきまして一千六百十二億円、個人の事業税におきまして百三十四億円、不動産取得税におきまして百五十八億円、料理飲食等消費税におきまして百四十五億円、電気ガス税その他におきまして二百八十八億円、合計一千七百十七億円、これは平年度二千四百一十一億円になります。

が、その減税を行なうこととなります。一方、固定資産税の課税の適正化により四百一十一億円、特別土地保有税の創設により十二億円、娯楽施設利用税について五十億円、国の特別措置の改正に伴い十二億円、合計四百八十五億円の増収が見込まれますので、差し引き一千二百三十二億円の減収となります。これは平年度一千四百五十七億円になります。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその大要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。
○委員長(久米健太郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。佐々木税務局長。
○政府委員(佐々木喜久治君) ただいま説明され

ました地方税法の一部を改正する法律案の内容につきまして、お手元にお配りしてございます。地方税法の一部を改正する法律案関係資料のちようどまん中辺の、青い紙が差しはさんでございます。が、その新旧対照表により、補足して御説明を申し上げます。

まず、総則の改正でございます。
一ページから二ページにかけてでございます。が、第五条の改正は、市町村税の普通税として新たに特別土地保有税を創設しようとするものであり、第十七条の五の改正は、これに伴い特別土地保有税の更正、決定等ができる期間を五年間とするものでございます。

次に、道府県民税の改正であります。
二ページから三ページにかけてでございます。が、第二十三条の改正は、夫と死別した後婚姻をしていない者で、年所得百五十万円以下のものについても寡婦控除等が適用されるよう、寡婦の範囲を拡大しようとするものであります。

第二十四条の五の改正は、障害者、未成年者、老年者または寡婦の非課税限度額を、現行の年所得三十八万円から四十三万円に引き上げようとするものであります。これは、給与所得の収入金額に換算いたしまして約六十七万円に相当いたします。

次に、三ページから四ページにかけてでございます。が、第三十四条第一項第六号から第九号までの改正は、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除の額をそれぞれ二万円引き上げて現行の十万円から十二万円とし、特別障害者控除額を現行の十二万円から十四万円に引き上げようとするものであります。

次に、四ページ、第三十四条第一項第十号以降の改正は、配偶者控除の額を現行の十四万円から十五万円に、扶養控除額を現行の十一万円から十二万円に、基礎控除額を現行の十五万円から十六万円に、配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族にかかると、扶養控除額を現行の十二万円から十四万円にそれぞれ引き上げるとともに、扶養親族のう

ち、障害者を除き、年齢七十歳以上の者について、通常の扶養控除にかえて、老人扶養控除十四万円を設けようとするものでございます。

なお、基礎控除額の引き上げによって、住民税の課税最低限は、夫婦子供二人の給与所得者の場合、現行の八万四千円から八万六千五百円に引き上げられることになるわけでございます。

次に、五ページ、第五十三条第四項の改正は、租税特別措置法の改正に伴う規定の整備であります。

次は、事業税の改正でございます。
六ページから七ページにかけてでございます。が、第七十二条の十四及び第七十二条の十七の改正は、租税特別措置法の改正に伴う規定の整備であります。

次に、八ページ、第七十二条の十八の改正は、個人事業税の事業主控除額を現行の六十万円から八十万円に引き上げようとするものであります。同じく八ページ、第七十二条の五十九の改正は、個人の事業税の賦課徴収に關し、市町村長が道府県知事に関係書類を閲覧させまたは記録させる旨を規定しようとするものであります。

次は、不動産取得税の改正であります。
九ページ、第七十三条の二第三項の改正は、住宅を購入してその雇用する勤労者に譲渡する特定の事業主等が、新築未使用住宅を購入して当該購入の日から六月以内にこれを譲渡した場合においては、当該事業主等に対しては、不動産取得税を課さないこととするものであります。

一〇ページ、第七十三条の四第一項の改正は、本州四国連絡橋公団の不動産の取得を非課税とするものであります。

同じく、第七十三条の十四第一項の改正は、新築住宅にかかる控除額を現行の百五十万円から二百三十万円に引き上げようとするものであります。
次に、一一ページ、第七十三条の十五の二第一項の改正は、免税点を、土地の取得にあっては現行の五万円から十万円に、家屋の取得のうち、新

築等にかかるものにあつては現行の十五万円から二十三万円に、新築等以外のものにあつては現行の八万円から十二万円に引き上げようとするものであります。

次に、一ページから二ページにかけてであります。第七十三条の二十四の改正は、住宅を購入してその雇用する勤労者に譲渡する特定の事業主等から、新築未使用住宅及びその敷地を当該勤労者が取得した場合について、当該土地にかかる不動産取得税を軽減しようとするものであります。

次に、一三ページ、第七十三条の二十七の七の改正は、土地改良区が換地計画において農用地以外の一定の用途に供する土地として定められた換地を取得した場合において、当該土地を取得した日から二年以内に譲渡したときは、土地改良区について納税義務を免除しようとするものであります。

次は、娯楽施設利用税の改正であります。

一三ページ、第七十八条の改正は、ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の標準税率を現行の六百円から八百円に引き上げようとするものであります。

次に、一四ページ、第百十二条の二の改正は、ゴルフ場所在市町村に対して交付する娯楽施設利用税交付金の交付率を、現行の三分の一から二分の一に引き上げようとするものであります。

なお、この改正は、昭和四十八年六月一日から施行することとしております。

次は、料理飲食等消費税の改正であります。

一四ページでございしますが、第百十四条の四の改正は、飲食店等における飲食の免税点を現行の九百円から千二百円に、あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食、いわゆるチケット食堂における飲食の免税点を現行の四百五十円から六百円に引き上げようとするものであり、第百十四条の五第一項の改正は、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点を現行の千八百円から二千四百円に引き上げようとするものであります。

次に、一五ページ、第百二十九条第三項の改正は、

免税点の引き上げに伴う規定の整備であります。なお、これらの改正は、昭和四十八年十月一日から施行することとしております。

次は、自動車税の改正であります。

一五ページから一六ページにかけてであります。第百四十九条の改正は、自動車税の納期について、現行四月及び十月の年二回とされているものを五月の年一回としようとするものであり、第百五十条及び第百五十一条の改正は、それに伴う規定の整備であります。

なお、この改正は、昭和四十九年四月一日から施行することとしております。

次は、市町村民税の改正でございます。

一七ページから一九ページにかけてであります。第百九十二条から第百九十四条の二の規定の改正は、障害者等の非課税限度額の引き上げ、各種所得控除額の引き上げ、老人扶養控除の創設等の改正で、道府県民税と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

次に、一九ページから二一ページにかけてであります。第百三十四条の三及び第百三十八条の三の改正は、市町村民税所得割の税率を引き下げようとするものであり、二%の税率を適用すべき所得区分を十五万円から三十万円に改める等、百五十万円までの所得区分を改めようとするものであります。

次は、固定資産税の改正であります。

二三ページでございしますが、第百四十八条第四項の改正は、水産業協同組合共済会の事務所及び倉庫を非課税とするものであります。

次に、二四ページ、第百四十九条の三第二項の改正は、地方鉄道道にかかる特定の車庫の新増設をするために敷設した構造物について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

同じく、二四ページの第百四十九条の三第四項の改正は、公害発生等の抑止等の性能を有する機械その他の生産設備について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

次に、二五ページ、第百四十九条の三第十三

項の改正は、中小企業等については、昨年の租税特別措置法の改正により、五十万円以上の機械設備等はすべて特別償却の対象とされたため、従来のように困税の取り扱いに準じ機械設備等を特定して課税標準の特例措置をとることができなくなりましたので、この特例措置を廃止しようとするものであります。

なお、別途小規模企業の負担軽減をはかるため、あとで述べますように、償却資産にかかる免税点を大幅に引き上げることとしたしておりますのであります。

次に、二五ページ、第百四十九条の三第十五項の改正は、本州四国連絡橋公団の鉄道施設用固定資産について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

次に、第百四十九条の三第二十一項の改正は、産業廃棄物の処理施設について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

次に、二五ページから二六ページにかけてであります。第百四十九条の三第二十五項の改正は、石油開発公団の技術研究指導施設について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

次に、二六ページ、第百四十九条の三の二の改正は、住宅用地について課税標準を価格の二分の一とする特例措置を設けようとするものであります。

次に、二九ページ、第百五十一条の改正は、固定資産税の免税点を、土地は現行の八万円から十五万円に、家屋は現行の五万円から八万円に、償却資産は現行の三十万円から百万円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

次に、三〇ページ、第百八十四条の改正は、住宅用地の課税標準の特例措置に伴い、住宅用地の所有者等に対し、市町村長は、当該市町村の条例で定めるところにより必要な事項について申告させることができることとしようとするものであります。

次は、電気ガス税の改正であります。

三一ページから三三ページにかけてであります。第百八十九条の改正は、非課税品目について、焼成窯を削除し、三年間の暫定非課税期間の満了する人工軽量骨材及びブチルゴムを加え、新たに無水マレイン酸を暫定非課税品目に追加しようとするものであります。

次に、三三ページ、第百八十九条第十一項の改正は、特別養護老人ホーム等社会福祉施設において、その施設の入所者の保護等のために直接使用する電気及びガスを非課税としようとするものであります。

次の第百九十条の改正は、電気ガス税の税率を一%引き下げ、現行の七%から六%にしようとするものであります。

次に、三四ページでございしますが、第百九十条の二の改正は、電気ガス税の免税点を、電気については現行の八百円から千円に、ガスについては現行の千六百円から二千円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

次は、特別土地保有税であります。第八節の規定は、特別土地保有税の創設に伴う規定であります。特別土地保有税の概要について御説明申し上げます。

三四ページ、第百八十五条は、特別土地保有税の納税義務者等の規定であります。特別土地保有税は、原則として昭和四十八年七月一日以降に取得された土地または昭和四十八年七月一日以後の土地の取得に対し、当該土地の所在の市町村が、当該土地の所有者または取得者に課することとしております。

次に、三五ページ以下でございしますが、第百八十六条及び第百八十七条は、特別土地保有税の非課税の規定であります。

第一項は、国及び地方公共団体についての人的非課税の規定であります。

第二項は、第一号から第二十九号まで用途非課税の規定であります。このうち、三五ページから三六ページにかけての第一号、イからルまでの規定は、地域開発立法により新増設された工場用の

建物敷地にかかるもの、三六ページから三八ページにかけましての第二号、イからチまでの規定、第二号から第四号までは公害防止施設または保安施設にかかるもの、三八ページ、第六号から第八号までは農林水産業関係のもの、第九号は卸売り市場等にかかるもの、三八ページから三九ページにかけましての第十号から第十四号までは中小企業関係の構造改善事業または共同利用施設等にかかるもの、三九ページの第十六号は流通関係の施設にかかるもの、四〇ページから四一ページにかけまして、第十七号から第十九号までは住宅用地にかかるもの、第二十号から第二十二号までは都市基盤整備、再開発等にかかるもの、四一ページの第二十四号は公益法人が贈与等を受けた土地にかかるもの、第二十五号は文化財保護法の特別史蹟等固定資産税の課税免除等に対する地方交付税上の特例措置の対象となる土地にかかるもの、第二十六号は土地収用法に規定する一般自動車道、地方鉄道、港湾施設等にかかるもの、第二十七号は固定資産税の非課税規定の適用のあるもの、第二十八号は不動産取得税の非課税規定の適用のあるもの、四一ページの第二十九号は、以上のほか、この税の性格にかんがみ、市町村におきまして、それぞれの議会の議決を経て定められた建設に関する基本構想に即する用途であるとして、特に当該市町村の条例で限定的に定める用途については非課税とすることができるよう規定するものであります。

次に、四二ページ、第五百八十七条は、土地改良事業に伴う換地等形式的な所有権の移転等に対する非課税の規定であります。

次に、四二ページから四四ページの第五百八十八条から第五百九十二条までの規定は、徴税吏員の質問検査権及び納税管理に関する規定であります。

四五ページ、第五百九十三条は特別土地保有税の課税標準の規定であります。これを土地の取得価額とすることとしております。

第五百九十四条は特別土地保有税の税率の規定であります。土地に対して課するものにあつては百分の一・四、土地の取得に対して課するものにあつては百分の三とすることとしております。

は百分の一・四、土地の取得に対して課するものにあつては百分の三とすることとしております。

第五百九十五条は特別土地保有税の免税点の規定であります。市町村ごとの土地の合計面積が、指定都市の区にあつては二平方メートル、都市計画区域を有する市町村の区域にあつては五平方メートル、その他の市町村の区域にあつては一万平方メートルに満たない場合には、課税しないこととしております。なお、第七百三十七条の改正により、都の特別区の区域については、指定都市の区の区域と同様に取扱いこととしてしております。

四六ページ、第五百九十六条は特別土地保有税の税額の規定であります。その税額の算定にあつては特別土地保有税の課税される土地にかかる固定資産税相当額及び不動産取得税相当額を控除することとしております。

四七ページ、第五百九十八条及び第五百九十九条は特別土地保有税の徴収の方法についての規定であります。特別土地保有税は、申告納付の方法によることとし、一月一日において基準面積以上の土地を所有する者にあつてはその年の五月三十一日、一月一日または七月一日前一年以内に基準面積以上の土地を取得した者にあつては、それぞれその年の二月末日または八月三十一日を納期限として納付することとしております。

四八ページから五二ページにかけてであります。第六百一条から第六百三条までは特別土地保有税の納税義務の免除等の規定であります。土地の所有者等がその所有する土地を非課税とされる土地、優良な分譲宅地等として使用しようとする場合において、市町村長がその事実の認定に基づき定める日以後二年内に、建物等の建設に要する期間が通常二年をこえること等やむを得ない理由がある場合には、市町村長が定める相当の期間内に、当該土地として使用を開始し、かつ、市町村長の確認を受けたときは、市町村は当該土地にかかる特別土地保有税の納税義務を免除するものとし、

当該非課税とされる土地等として使用されるまでの間にかかる特別土地保有税については徴収猶予し、すでに徴収した当該特別土地保有税は還付することとしております。

次に、五三ページから六二ページにかけてであります。第六百四条から第六百七条、第六百八条及び第六百九条から第六百二十条までにおいては、特別土地保有税の賦課徴収に關し必要な事項について規定いたしております。

次が、六二ページから六三ページにかけてであります。都等の特例の改正であります。

第七百三十四条、第七百三十六条及び第七百三十七条の改正規定は、特別土地保有税の創設に伴う規定の整備であります。

次は、本法附則の改正であります。

六四ページ、附則第六条の改正は、住民税について肉用牛の売却による農業所得の免税措置の適用期限を昭和五十三年度まで五年間延長しようとするものであります。

六五ページ、附則第八条及び附則第九条の改正は、租税特別措置法の改正に伴う住民税及び事業税についての規定の整備であります。

六六ページから六七ページにかけては、附則第十條第一項、第三項及び第四項の改正は、期限満了等に伴い不要となつた規定を整理しようとするものであり、第二項の改正は、コンテナ埠頭の用に供するため昭和五十三年三月三十一日までに取得する不動産またはフェリー埠頭の用に供するため昭和五十一年三月三十一日までに取得する家屋について、不動産取得税を非課税とするものであります。

六八ページから六九ページにかけては、附則第十五条第三項の改正は、重油の水素化脱硫装置にかかる固定資産税の課税標準の特例措置の期限を延長しようとするものであります。

六九ページ、附則第十五条第四項の改正は、特定繊維業商工組合が取得した機械その他の設備等にかかる固定資産税の課税標準の特例措置を廃止しようとするものであり、その考え方につきましては、さきに御説明いたしました中小企業の合理化機械と同様でございます。

六九ページから七〇ページにかけてであります。附則第十五条第六項及び第八項の改正は、船舶による物品運送用の大型コンテナ及び営業用の倉庫にかかる固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の期限を延長しようとするものであります。

七〇ページ、附則第十五条第十項の改正は、コンテナ埠頭について一定期間、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

七〇ページから七一ページにかけては、附則第十五条第十一項の改正は、フェリー埠頭について一定期間、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

七二ページ、附則第十八条第一項の改正は、宅地等にかかる固定資産税について、附則第十八条の二に規定するものを除き、昭和四十九年度まで現行の負担調整措置を継続しようとするものであります。

同条第八項の改正は、住宅用地等について現行の負担調整措置を継続する場合、評価額に対する課税標準額の割合の最低限度を、昭和四十八年度にあつては百分の十五、昭和四十九年度にあつては百分の三十にしようとするものであります。

七三ページ、附則第十八条の二第一項の改正は、住宅用地以外の宅地等が法人の所有するものについて、昭和四十八年度及び昭和四十九年度に

限り税負担の激変を緩和するための調整措置を講じようとするものであり、調整の方法としては、これらの年度の税額を、評価額に基づく税額から、評価額に基づく税額と現行制度に基づく税額との差額の昭和四十八年度は三分の二を、昭和四十九年度は三分の一を減額した額にしようとするものであります。

同条第二項の改正は、住宅用地以外の宅地等で個人の所有するものについて、昭和四十九年度に限り、税負担の激変を緩和するための調整措置を行なうとするものであります。調整の方法としては、評価額に基づく税額と現行制度に基づく税額の差額の二分の一を評価額に基づく税額から減額した額にしようとするものであります。

七四ページ、附則第十八条の三の改正は、税額算定の特例が認められる住宅用地等について、用途または所有者等の変更がある場合の税額の算定方法について必要な措置を設けようとするものであります。

七七ページ、附則第二十八条の改正は、附則第十八条及び第十八条の二の規定により新たな調整措置を講ずることに伴い、現行法の規定と同様に、調整の行なわれる宅地等の課税標準額を固定資産課税台帳の登録事項としようとするものであります。

八〇ページから八一ページにかけてであります。附則第三十二条第一項の改正は、国の補助を受けて昭和五十二年三月三十一日までに取得した過疎バスにかかる自動車取得税を非課税とするものであり、第二項及び第三項の改正は、国の保安基準に適合する低公害自動車にかかる自動車取得税について、昭和四十九年三月三十一日までは三分の一、同年四月一日から同年九月三十日まで、間は三分の二に軽減しようとするものであります。

以上でございます。

○委員長(久次米健太郎君) ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(久次米健太郎君) 速記起として。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○神沢清君 これから、個々の質問を申し上げていきたいと思つてゐるのですが、私は、それに先立って、ちよつと基礎的な問題を若干お聞きをしておきたいと思つてゐます。

さつき大臣の提案理由の説明を伺つたんですが、その中に、「明年度の地方税制の改正にあたりましては、地方税負担と地方財政の現状にかんがみまして、と、こうあります。政府の用語には、えてして、こういふたいへん次元の高いような言い方が多いわけでありまして、「地方税負担と地方財政の現状にかんがみまして」と言われても、具体的に何にかんがみておるんだか、ちよつとわかりかねるわけでありまして。したがって、それをもう少し懇切に説明をしていただきたいと思ふんですが、

○政府委員(武藤嘉文君) こまかい数字につきましては事務当局からお答えをさせていただくいたしまして、その考え方だけ私から申し上げさせていただきます。

御指摘の点につきましては、地方財政が十分その地方の住民のために行なわれるということが、これは当然必要でございます。と同時に、一方においては、地方の住民の税負担というものが、できる限りこれも軽減されるべきというところは当然だと思ひます。その辺のかね合ひをもちまして、地方の住民の税負担もなるべく軽減をしながら、しかしながら、一方においては、地方の財政が、円滑にその地方の行政が行なわれるだけの財源を確保しなかならない、こういう観点からと、こういう意味と御解釈をいただいてけっこうかと思ひます。

○政府委員(佐々木喜久治君) 最近の社会経済情勢等から見まして、財政の方向についての考え方を大きく転換させなかならないという時代の要請がございます。これは、地方財政自体は、その行政の性格が住民の日常生活に直結した仕事であ

り、住民福祉の向上ということを地方財政は以前からその大きな目標として掲げたわけでありますけれども、国といたしまして、産業優先から福祉の優先へというふうに、大きな財政の方向の転換が行なわれるということになってまいりますと、その仕事の性格から、地方財政の需要というものは非常に大きく膨張してくるわけでございまして、明年度の財政計画の策定にあたりまして、その財政収支を合わせるといふことについては非常な苦心が要つたところでありまして。ただ、一方におきまして、昨年、昭和四十七年の当初におきまして見込みましたところの経済情勢というものが、その見込みよりも早く回復が見込まれて、財政収入の面におきまして、昨年の年度の途中からでございますけれども、相当収入が増加をした。そういう増加傾向を受けて、昭和四十八年度の場合におきましても、相当大きな、特に税収入を中心とする財政収入の伸びが見込まれるような状況になったわけであります。これらの財政需要の増加傾向並びに租税収入の増加状況というものををにらみ合わせながら、やはりこの税収入の相当増加分というものは、一面においては物価上昇の影響を受ける部分もございまして、そういうものにつきましては、できるだけ納税者に還元をしていくというのを考えながら、そして大きくふくれ上がってくる財政需要をどういふふうになまかなつていくかという、これらのかね合ひでこの減税ワケというものを一応想定したわけであります。地方税収入も、来年度は自然増収で約一兆三千億程度が見込まれるというふうな状況になつてまいつておりますので、私どもとしましては、できるだけ限りの個人の住民税、個人の事業税を中心にしたしまして、地方税としては従来にない思い切つた減税をしていくという考え方をとつたわけでございまして。

では、今日、地方財政が当面をしておる諸矛盾、諸困難、こういうふうなものをやつぱり解消をして、さつき次官がおっしゃられるように、やはり地方財政の実態と、それから税制のかね合ひというのか、その関係を合理的にこれを改めていくと、こういう意味に受け取つてよろしいわけですね。

○政府委員(武藤嘉文君) たとえば住民税でございますと、国のほうの所得税が減税されますが、それに対して当然地方税のほうも、それに付随いたしまして住民税についての負担も軽減をしなければなりませんし、また、一方におきまして、固定資産税というもののにつきましても、従来負担調整措置をとつてまいりましたけれども、こういうものも、やはり一方においては、固定資産から入ってくる収入を確保できるように考えながら、また、一方においては、急激な負担がかつてもいけないと、こういうふうな形を加えていくということでございますから、そういうものをいろいろひつくるめて、こういう形で書いてあるわけでございまして。

○神沢清君 そこで、私も、今度提案されてゐるこの法案を勉強させていただきました。次のようなことを特に感じてゐるわけなんです。合理化といひ、あるいは現状の分析といひ、実態の把握といひ、あることにいたしました。やつぱり当てるスケールによつてこれは違つてくることになるようにあります。政府側がやはり中央の考え方に基づいての尺度ではかつた分析と実態把握、それから地方側の立場に立つて、いわゆる地方側本位のスケールを当てて考えた場合には、これは非常な相違が生ずるのであります。ですから、同じ合理化といひましても、中央本位に考えた合理化と、地方の考へておる合理化というものは、これはかなりの違ひが出てくると思ひます。したがつて、この法案の中でも、合理化を目ざしてやられたと、こういうことでありまして、中央本位の現体制の中でもつてやはり若干手直しをしたにすぎないというふうなことではないかと思われま

す。私も常に主張をしておりますように、ほんとうに地方自治の本旨の達成を目ざしておるものには思えないところが多いわけでありまして、したがって、そんなような観点に立て、これから若干の質問をさせていただきます、こう思うのです。

そこで、先ほどの御説明でも言われておりますように、国の経済政策のたがした結果、社会経済の変動というものが著しいものがありまして、それが地方行政にも非常に大きな変化というものを招いている。これはもう客観的に、どちらの立場から見ても認められるところだと思えます。したがって地方制度調査会などにおきましても、ここ数年にわたってそのことを指摘をして、それに対応すべく幾つかの問題点の提起というものがされてきているわけでありまして。

まあ私は、この際、昨年の十二月に行なわれた第十五次の地方制度調査会の地方税にかかわる点を一つつてみました。まあここに大体六、七点ばかり指摘が行なわれているようでありまして。この地方制度調査会が、これは私も地方制度調査会の指摘そのものを、必ずしも十二分に地方の実態にこたえ得るものと考えていないわけなんです。その地方制度調査会の指摘したもののすらも、私は国側は誠意をもってこたえておるようには思えない点が多いわけでありまして、そんな観点から、地方制度調査会の指摘をいたした六、七点について、この法案の中へどう対応されているかというふうな点をひとつ明らかにしていただきたいたと、こう思うのですが、第一点にこう書いてあります。「人口、産業等の大都市集中に伴って増加する財政需要に対応する都市税源の充実をはかるため、応益負担の見地から、大都市地域に所在する企業に対し、その保有する固定資産の額等に応じて課税する都市整備のための新税を創設するものとする」。この指摘をされておるんですが、この点が、今次の法案の中へどうそれでは対応されているか、実現をされておるか、この点をまずお伺いをいたしたいと思えます。

○政府委員(武藤嘉文君) 御指摘の点はたいへん私もつらいところでございまして、正直、自治省といたしまして、御指摘のような地方制度調査会の答申に基づきまして整備税の新設というものを考えてきたわけでございます。たとえばその都市整備税の中身といたしましては、従業員割り、あるいは前年度支払いました固定資産税に対する固定資産税割りと申しますか、あるいは前年度の支払の住民税にたいしては、所得割りと申しますか、そういうような一つの基準を設けまして、もちろんその前に一定面積、一定規模以上の面積という形で網をかけておりますけれども、そういうような構想も持つて進んできたわけでございますが、たまたま通産省関係からは、工場再配地に伴います、いわゆる追い出し税というようなことばで言われておりましたが、そういう税の問題とか、あるいは中核都市構想というものがございまして、これは建設省関係が主でございまして、けれども、そういうところからの税の問題とか、いろいろな問題が出てまいりました。最終的にこの税法改正案をまとめるまでにそれらの意見調整がととのわなかったものでございまして、御指摘の答申にどうも沿っていない点は確かにございまして、私も、鋭意この点は今後前向きに、積極的に取り組みまして、ぜひとも四十九年度においては何かかの措置をとりたい、こう考えておるわけでございます。

○神沢清君 この都市新税の問題で、これはもう昨年の調査会のみならず、一昨年の十四次調査会の中におきまして、例の事務所・事業所税の問題提起がされておるわけでありまして。私も承知するところによると、都市人口が急増して、いま日本の全人口の七〇%が都市に集中をしておる。したがって、企業も同様に集中をしておるわけでありまして、私の手元にあるこの資料などに基きまして、一平方キロメートル当たりの事業所数というのは、大都市においては二百五十八、大都市以外の市町村においては十、全国の平均が十三という数字があるわけでございます。

が、こういうような実態からして、一昨年来、やはり都市に人口集中して過密の状態を起している。こういう実情からして、その過密によって利益を得る者と、過密によって非常な不利益をこうむっておる者と、まあ分かれることになると思えます。過密によっての利益の側はやっぱりこれは企業の側であって、不利益の側はやっぱり、いわゆる都市地域の住民というふうなことになる。事務所や事業所税を、少なくとも都市新税の第一着手として当然考えられるべきだというのが、これは一昨年来の調査会の答申の指摘しておるところでもあらうと思うのです。これらの点について、いま国としてはどんなふうに考えておられるのか、この点をひとつ伺っておきたい。

○政府委員(武藤嘉文君) いま申し上げましたようなことで、税の面はできなかったのございまして、たとえばその自治体が困る場合には、人口急増地帯と申しますか、そういう大都市で人口が過密になっておるところで、学校施設などつくります場合に非常に負担が大きいわけでございます。でございまして、今度の予算案の中にもお願いをいたしておりましたけれども、そういう生徒数、児童数が急激にふえておる市町村につきましては、従来の、たとえば義務教育の公立学校の施設の補助を、二分の一いたしておりましたのを三分の二にするとか、あるいは校地の取得につきましても、従来の率を三分の一を二分の一にするとか、いろいろの手段を講じまして、地方自治体の財政が苦しくならないようにするとともに、あるいは国といたしましては、いま御指摘のように、住民がその過密によって非常にこうむる害を抑えるためには、御承知のとおり、公害防止その他につきましては、少なくとも過去とは違って、相当各企業に対してきびしい基準を設けてやっておる、こういうことでございまして。

○神沢清君 この事務所・事業所税については、ことはできなかつたにいたしまして、今後どうんなに国として考えておられるのか、この点をお尋ねしておきたいと思えます。

○政府委員(武藤嘉文君) まだ正直固まっておりますが、一応事務当局で四十八年度に実施をするとした場合に考えました案は、都市整備税の案といたしまして、事業所の床面積が五百平米以上の企業を対象にすると、そして従業員割り、資産割りと申しますか、前年の固定資産税にかける率、あるいは前年の住民税にかける率、こういうものをいろいろ一〇%とか、〇・五%とか、いろいろ考えまして、その合算したものを都市整備税と、こういう名前でかけよう、という案は事務局の段階ではつくっておいたわけでございます。でございまして、当然自治省といたしましては、四十九年度の税制改正に取り組みます場合には、それが考え方の基礎になるということだけははっきり申し上げられると思えます。

○神沢清君 これはさつきから触れておりますように、もうすでに二年越しの答申にもなっているわけですから、少し積極的、前向きの取り組みを要望してやまないのです。

次に、十五次調査会の指摘の第二点は、「固定資産税の負担の適正化をはかることとし、住宅用地以外の土地については負担調整措置を廃止し、評価額によって課税するものとする」と、こうなっております。これはこの法案の中には一応反映されておるようには考えられます。しかし、ここで言っておるところの「固定資産税の負担の適正化をはかる」ということについて考えますと、今次の法案の中に反映されたもののみで、必ずしも十分であるかどうかというところは、これは問題のあるところだろうと、こう思うんですが、そんな点について、何か国のほうの、さらに構想するものがありましたら御説明をいただきたいと、こう思います。

○政府委員(佐々木喜久治君) 現在、固定資産税は、評価額を課税標準にして課税をするという方式をとっております。まず負担の適正化という観点から見ますと、まず課税標準の算定がどうかという問題は、この前提にあるわけでございます。

が、いままでも、何ぶんにも、特に土地の場合には評価額がそのまま課税標準にならずに、負担調整措置というところで割り落とすをいたしておるわけでございます。そういうことで、いまの評価額自体にやや問題はあつたとしても、少なくともまず第一段階としては、評価額に基づいて課税をするという方式をとらなければならぬ、それがまた家屋償却資産との負担の均衡をはかるゆゑんでもあるということで、今回負担調整措置を廃止をして、激変の緩和をはかりながら、昭和五十年段階で他の資産と大体足並みをそろえるという方式をとつたわけでありまして。しかしながら、まだこうした負担調整措置をとつてまいりました関係で、評価額がいわゆる適正な時価に到達しているかどうかということになりますと、土地の場合も、本年評価がその年でありまして、土地の場合、残念ながら、おそらくその評価水準は二分の一程度であらうというふうに考えられるわけでありまして。そういうことで、次の段階におきましては、そうした評価額課税という方向で、土地、家屋、償却資産というものの負担の調整をまずそろえていくということが必要であらうというふうに思つております。ただ、その際に、特に土地の場合には、非常な地価の値上がりという問題がございますので、そうした方式をとります場合には、もう一度固定資産税の負担のあり方というものを全体として考えながら、負担水準、負担の適正化ということを再検討する必要があるであらうというふうに考えております。

九割も上がつちやつていふと、都市部分などでは三三％くらいになつておるような報道がされてゐるわけなんです。こういう中であつて、私は次のようなことが非常に重大な問題化してきておると思うのです。この固定資産の中には、いわゆる国民の生活という点について考えなきゃならぬ部分と、それから、企業は、これはもう企業の採算の上に立つて立地をしていくであらうから、同じ土地、家屋といつても、全然、今日においてはその固定資産の性格というものが全く別なものになつてきていると思ひます。都市地域に住んでおる国民の立場からいふと、やはり生活の最低の標準というよりなものは保持されなきゃならぬわけでありまして、ちやうどこれが——住民税はあとからお金をしていききたいと思ふのですが、課税最低限を定めなきゃならぬという問題と同じように、やはり固定資産税においても、国民の標準的生活を、これを保持するためいづれかの措置というものが必要になつてきておるのではないかと。企業の場合と同じように税金をとられていかなきゃならぬといふことは、私はいまの社会経済の現状、実態の中からいふと、もう非常に大きな矛盾としてこれはあらわれてきておるのではないかと。この問題として取り上げてみたいと思ふんですが、国民の生活の上において、まあ住宅用地としての一定の標準を定めて、まあこれは免税をする、こういうような考え方というものは税制の中に導入するやうな考え方というものはお持ちにならないだろうか、お伺いをいたしたいと思ひます。

をやるべきである、そして御指摘のように、最低の住宅というよりなものに対しては、ほんとにもう少し考えていかなきゃならぬんじゃないかと考えておる次第でございます。

税の性格論とか、そういう理論というよりなものに拘泥をして、国民の生活の問題が等閑に付せられていくということになると、これは政治ではないということに、これは税制のほうで間違つておるんだから税制を直さなきゃならぬということになつていくのではないかと思ふんです。いま御説明されておられますように、確かに、今日の固定資産税の内容というものは非常に矛盾が大きく出てきておると思ふんです。言われまふように、居住と事業用というやうなことになると思います。これは極端な例だと思ひますけれども、NHKのあと地を三葉が買ったと、一千万円以上、千百万円余の——これは評価額の倍ぐらゐになるやうですけれども、それでもやっぱり事業用として成り立つ問題です。もともと性格が違ふと思ふんです、同じ固定資産といつても。ところが、都市地域に住んでおつても、繰り返すやうになりますけれども、それは居住用のものは、別に地価の上昇や過密の状態によつて利益なんかを受けておる立場じゃないですから、むしろ、逆に迷惑をこう受けておる立場でありますから、同じ税制の中で受けておる立場が一様だといふところには大きな問題点があるわけなんです、むしろ、いまやこれはもうこのままでは放置できない矛盾が露呈をされてきておるということでありまして。少なくとも事業用のものと居住用のものとは、まあことしそれは芽を出すというか、そういう問題の取り組みをされておることは認めます。しかし、これではとうてい実態に対応できるものではないと、こう考えるわけでありまして、今後、この問題の解決のために、ひとつ積極的な、よくいわれる前向きな取り組みをやつていただかぬと、これは重大なことになつてくるんではないかと、こんなふうに私も思ふところでありまして、重ねて、今後への構想というやうなものをひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○神沢清君 税の性格論というのを言われておるわけなんです、これはまあ何か理論上の問題としてはおわかんんです。わかるんですけれども、

○神沢清君 さつきの提案理由の中で問題になります合理的化という目標ですね。私はこの固定資産税などの内容については、これは幾多の問題があるように思ふのですが、たとえばこれは一つの問題として提起したいと思ふのですけれども、いまおつちやられたように、地価がどんどん上昇する。特にこの都市地域などにおきましては著しい上昇が行なわれているのでして、これはきのうの新聞だったですかね、もう公示制度は意味ないし、昨年だけでも一一年間に全国平均で三〇・

○政府委員(武蔵嘉文君) 今度の法案改正の中にも、免税点の引き上げをやつておるわけでございますが、これはまた事務当局からも答えていただければと思つておられますけれども、端的に言いますと、先生御指摘にもございまして、たとえば今度土地については十五万円、家屋においては八万円。どうも私個人といたしまして、こういう問題は将来もつと思ひ切つて免税点の引き上げ

そこで、今回とりましました考え方は、住宅用地と事業用の土地というものは、御指摘のように、その税金の負担の態様が違つておる。そういう点から見ますと、やはり個人の所得の増加状況というものと、地価の上昇割合というものは、相当、バランスがくずれておるというやうな点も見られますので、自分の所得から直接支払われなければならない住宅用地の固定資産税については、やはり事業用のものとは区別をして考えていくというところで、まず第一段として、住宅用地の課税標準を二分の一にするという措置をとつたわけでございます。さらに、これを基礎控除制をとるかどうかというところになりますと、やはりこの税の性格等から見て、十分これは検討してみなきゃならぬ問題でございます。税制調査会等の御意見も聞きながら、そういうものについての負担のあり方等をさらに検討を続けてまいりたいというふうに考えております。

○神沢清君 税の性格論というのを言われておるわけなんです、これはまあ何か理論上の問題としてはおわかんんです。わかるんですけれども、

○政府委員(武蔵嘉文君) 先ほど、特に私と税務局長とそれぞれに答弁をさせていただきましたのは、私はあくまでも個人的な見解を申し上げたわけ

でございまして、いま先生御指摘のとおり、私の個人的見解といたしましては、やはり社会政策としてこういう問題は真剣に取り組まなければならぬ問題だと思ひます。特に、評価額に対してこれから課税をされていく方向にいくわけでございます。宅地については二分の一という制限を加えても、たとえば地価が上昇しなければ、それで評価額もおのずとストップをいたしますけれども、将来、また地価が上昇いたしますと、評価額もまた上がっていくということになります。そうなると、二分の一というところで押えておいても、正直、住んでおる人間にとつては、これはたいへんな負担ということにも將來なりかねない状況というものは予想されるわけでございます。そういう点において、私はやはり社会政策として真剣に考えなければならぬ。ただ、しかし税の理論だけからいいますと、先ほど税務局長お答えをいたしましたように、なかなかむずかしいと思ひますので、これはわれわれ、政治の立場で真剣に考えなければならぬ問題だと、こう考え、ぜひそういう方向で私も努力をさせていただきます。

○占部秀男君 ちよつと関連。
いま、次官の御答弁ですが、問題は税制と、そして税制の特にあり方の問題、根本の問題なんですけれども、いま、次官は個人的に考えて云々と云われた。これは非常に迷惑な話でね。やはり自治省の大臣のかわりとしてやられているんだから、大臣、自治省としての立場からやってもらわぬとどうにもならぬと思ひます。で、問題は、まあそれは実は神沢先生がおこるべきところなんだけれども、まあ一応理事として、私は、そういう点については、大臣がほんとうに來られたときに、いまの点について答弁をしていただくと、こういう計らいをやつていただきたいと思ひます。

○神沢清君 まあ、きょうは予備審査だそうなんです。本審査のための土台づくりをお願いをして、いるようなことにもなるのですが、確かに、いま占部委員のほうからも指摘がありましたように、

私は、固定資産税はもうすでに今日においては国民の生活、あるいは社会、経済の実態というのに対応しきれない、こういうもう現状になつてきつておるようになつておる。この問題は、いま、それそれ所信のほどもお聞きをいたしたんですが、今後、ひとつお互いに真剣な取り組みをしていかなきゃならぬ問題だということに考えております。

次に移ります。
調査会の指摘をいたしました第三点と四点を一緒にあげますが、「地方団体、とくに市町村の道路整備事業における道路目的財源の比重が極めて低い事情にかんがみ、道路整備五箇年計画の改定に即応して、軽油引取税の税率の引上げ等地方道路目的財源の拡充を行なうものとする。」と、(4)には、「地方団体が実施する公害対策に要する経費にあてるため、重油の消費に對し重油消費税を創設するものとする」、こういう指摘になつております。確かに、これは地方団体の側からいいますと、国の経済政策の全くこれは犠牲をせしめられておるような大きな側面があるわけでありまして、道はほとんどつくつていくというんで、けれども、地方の側からすると、税源を持つていないんですから、これはそのために地方の財政の硬直化の相当大きな原因をつくつておると思ひます。公害問題またしかりでありまして、国は方針を定めれば済みますけれども、住民の生活と直接につながるおきます地方の行政の中におきましては、ただ、方針を定めただけで済ませるといふわけにはまいりません。これはもう現実的に対応し、解決をしていかなきゃならぬわけですから、その点についてもやはりこれは税源が問題になつてくる。したがつて、調査会としても、その点に立つて少なくともこの二税についての指摘をしたんだらうと思ひますが、この点はいかがでしようか。

○政府委員(武藤嘉文君) 軽油引取税の問題につきましては、正直、まだ、新しい今度の道路五カ年計画が発足いたしましたして、それ以降具体化して

くるのは——実質的には本年度これによつて相当負担がかかるということにもならないではないかというところから、来年度の問題、来年度以降においては、これについてはぜひ検討しなければならぬ。何らかの形で、地方道、特に市町村道路の財源強化という点については考えなければならぬと思ひます。

○政府委員(佐々木喜久君) 若干補足して申し上げますが、道路整備計画は、御指摘のように、幹線道路の整備が相当のところまで進んでまいりまして、次第にその重点は市町村道のほうに移つてくる傾向にあるということになると思ひます。その点に對しまして、現在市町村の道路目的財源の比率が従来の計画で二四%、おそらく、これから事業費の配分が行なわれるわけでありまして、けれども、新しい五カ年計画に對しましては市町村の道路目的財源の比率というものは、一六、七%ぐらゐのところに達するだろうというふうに予想されるわけでありまして、どうしても、市町村の道路目的財源の拡充ということは考えなければならぬ問題であります。

ただ、非常にこれは困つた問題でありますけれども、軽油引取税、重油消費税にも関連する石油関係につきましては、国際情勢が非常に微妙な問題がございまして、特に石油産出国におきましては、石油の消費国で税金をかけてもお消費が行なわれているというならば、その分について、石油産出国についてもその価格の一部を配分すべきだというような観点から、原油の引き上げということが相当計画的に行なわれているというやうな現状にもございまして、そうした点も十分配慮しながら、この問題については真剣に取り組んでいかなければならぬ問題であらうというふうな思ひをしております。

四十九年度の税制改正において具体化をするように、努力してまいりたいと思ひます。

○神沢清君 ぜひそうしてください。

私どもは、手元にあります資料によりまして、道路整備五カ年計画の財源内容によりまして、国の場合は、目的財源が八〇%、一般財源が二〇%と、こういうことになつております。府県分はどうかというところ、府県はまだしもでありまして、目的財源が七〇%ある、それから一般財源が三〇%、ところが、これが市町村となると、市町村が一番問題だと思ひますけれども、目的財源がわずかに、さつきもちよつと言われましたように、一七%、一般財源が八三%と、こういうことになりまして、これは身動きがつかないことになつておるわけでありまして、これはぜひひとつ、ことしあたり、ほんとうはもっと大きく芽を出してもらわなければならなかつた点ですけれども、いま四十九年度と言われておりますので、別に四十九年度を待たなくてもいいと思ひます。これはひとつ積極的に取り組んでいただきたい点でございします。

それから、次に進んでまいりますが、調査会の指摘の(5)は、「個人事業税について事業主報酬制度を設けるべきである」との意見があるが、個人事業税については、その性格およびすでに事業主控除制度が設けられていることにかんがみ、事業主報酬制度は導入しないこととすべきである。」と、この指摘をされているんですけれども、その点、政府の考え方というのは若干違つておるようございしますが、この指摘についてはどんなやうに考えておられるのか。

○政府委員(武藤嘉文君) ここに御指摘のあるとおり、私どもも、事業税と所得税と同じ考え方です。課税をするという点においては、性格が違ひますから、これはそのまゝというわけにはいかないと思ひます。事業税というものは、やはり事業がその活動に應じて地方団体の経費をある程度負担をする、という考え方に基づいた物税であると私どもは考えております。でございします。

から、所得税のほうで事業主報酬制度というものを
をつくりましても、それをそのままこちらへ持っ
てくるということに対してはいささか私は問題が
あると思ひますけれども、また反面、現在の事業
税というものが、そういう形で、その性格にお
り、課税の対象を、たとえば売り上げ金とかあ
るいは従業員数とか、そういうような形であれ
ば問題がないわけでもございませうけれども、実
態としては、所得に応じて事業税がかかるとい
いますので、その点において、もう少しはつきり
した理論構成を事業税に対してとらなければ、な
かなか事業主報酬を受け入れない、こういう
はつきりしたことが言えないんじゃないかと私は
考え、そのように、四十九年度を目ざしてこれは
事務当局で検討をしていただいております。

○神沢浄君 この指摘の(5)については、われわれ
の立場からいいたしましても、なかなかこれは理論
上の構成が容易じゃないような点があるんです。
これは十分にひとつ検討をする必要があると考
えておる次第であります。

指摘の(6)ですが、「非課税および租税特別措置
については、この際抜本的に見直しを行ない、租
税負担の公平をはかるとともに地方税収入の確保
に資するものとする。」と、こうあるんです。確
かにいま、地方財政の立場からすると、国がその方
針としてきめて非課税を行ないあるいは租税特別
措置を行なうために、大きな迷惑なはね返
りを受けておるのが実態だところ思ひますが、
そこで先にお伺いしたいと思ひますのは、いま、
国が定めるところの、これは特に法人関係だと思
うんですけれども、非課税と租税特別措置による
地方税の税収への影響というのはどのくらいに
なっておりますか、その点をひとつ伺ひしたいと
思ひます。

○政府委員(佐々木喜久治君) 租税特別措置法の
関係でそれが地方税に影響が出ております減収額
が、四十八年度の見込みで千二百七十億程度と
なっております。

○神沢浄君 私の手元の資料だと、四十七年度に

おいて、租税特別措置によるところの地方税への
はね返り分、いわゆる減収見込み額というものが、
二千七百七十三億になつておるんです。それか
ら、非課税の措置による減収見込み額は、府県、
市町村税合算で千七百六十一億になつてお
るんですけれども、いまの数字とはよほど違つて
おるんです。

○政府委員(佐々木喜久治君) 国税の租税特別措
置法の影響を受けた地方税の減収額は、四十七
年の場合も大体千二百億の水準で、それほど租
税特別措置法関係は増減がなかったように記憶いた
しております。地方税自体におきまして、非課税
あるいは特別措置、課税標準の特例措置による減
収見込み額が、昭和四十八年度で約千九百億、合
計で三千二百億、この数字は、合計額は、それ
は昨年の場合と比べまして大きな変動はないよう
に考えております。

○神沢浄君 私の手元にある数字というのは、こ
れ見ますと、自治省の資料によつて試算をしたと
いう東京都のつくつたものなんですけれども、数
字の相違をここで論争しておつてもしょうがない
ですから、それはさておきまして、いすれにして
大きなはね返りがあるわけですか。これに對して、
たしか一昨年の調査会の答申の中でも、また昨年
の答申の中でも、これは国の責任でもって当然見
返り措置を講ずべきであるということが指摘をし
てあります。その点についてはどうでしょうか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 私どもも、国税の
租税特別措置によりまして、その特別措置による
減収が地方税に影響を与えようというところにつ
きまして、できるだけ遮断をしたいというよりなこ
とでこれまでも努力をしておつたところであり
ますけれども、やはり一面、税制の仕組みから申
しますと、なかなか現実問題として遮断をしきれ
ない面がどうしても残るわけでございます。その
うい趣旨で、国税の当局におきまして、国税自
体の租税特別措置というものをできるだけ整理を
し、洗いがえをしていくということを検討をして
きたところでございまして、私どももそういう方

向で、国税とともに協力しながら、こうした租税特
別措置の洗いがえ方式というものを極力進めてま
いりたいというふうに考えております。確かに、
地方団体におきましても、こうした租税特別措置
による減収について、何らかの財源手当てという
ものを考えるべきではないかというふうな意見の
あることも承知いたしておりますけれども、これ
らの問題につきましては、やはり地方財政全体と
して配慮していかねばならない問題であらう
というふうに思つておるわけでございます。

○神沢浄君 それで、その一つの構想として、こ
れは非課税といふあるいは租税特別措置といつて
も、やっぱり法人関係が大部分を占めるわけであ
ります。特にこれはひどくあらわれる。そこで、こ
れは指定都市などにおいての強い要望にいまや
なつてきておるようですが、法人二税の超過課税
ですね、法人二税の超過課税という構想があるん
ですけれども、この点についてどう考えますか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 最近におきます特
に大都市地域等の財政需要の増加傾向から、大都
市におきまして法人関係の超過課税を行ないたい
というふうなことで、内々検討しておるというこ
とは私も何とております。これにつきましても、
それは私どもも何とております。これにつきましても、
超過課税を行なうということは、やむを得ないこ
ろであらうというふうに考えております。

ただ、私どもも、そうした超過課税を行なわな
ければならぬような事態になる前に、何とかま
た税制というもののについて、そうした大都市地域
に比較して税源の多い税目についての税制として、
現在の地方税制の中に取り込んでいくという方向
もあつて私どもも考えていく必要があるだろう
というふうに思つておるわけでありまして。

○神沢浄君 確認をするような形になりますけれ
ども、いまの御答弁によりますれば、東京などを
はじめとする指定都市等において法人二税の超過
課税を行なうと、実施をすると、こういうことに
ついてはやむを得ないというお考えと受け取つて

よろしいですね。
○政府委員(佐々木喜久治君) その超過課税を行
なうということは、これは地方団体がそれぞれの
議会の議決を経て定めることができるわけであ
りますので、法律の規定の範囲内において超過課税を
行なうということは、私どもとしましてはやむを
得ない措置であらうというふうに考えております。
ただ、地方税法には、それぞれ、法人二税に
つきましても定められた税率の体系があるわけ
であります。そうした税率の体系というものを十分
くんで超過課税を行なうのであるならば、超過課
税をしていただきたいということを申し上げておるわ
けでございます。

○神沢浄君 その辺がまた問題になるところだと
思ひますけれども、しかし、先ほどの固定資産
税の場合と同じように、私は日本の法人税という
やつは、そもそもが内容的に相当の大きな矛盾
というものを持っておりまして考えております。し
たが、非課税あるいは特別措置、こういういま
しても、そのほとんどはこれは法人税にかかわる
ものでありまして、そのために地方財政がはね返
りとして非常に大きな影響を受ける、その見返り
として法人税の超過課税を行なう、これはもう理
論的にもきわめて妥当な関係として成り立つてく
ると思はれるわけでありまして、それは税制上の
いろんな拘束等もあるかもしれませんが、それらにつ
いてはやはり自治省の態度としても、それらにつ
いてはいわば建設的な方向でもって対応していかな
ければならぬのじゃないかというふうに考えま
すので、意見として申し添えておくれなうです
が。

そこで、私は、いままで調査会指摘の六項目に
ついて順次お尋ねをしてまいつたわけなんです
が、率直に言つて、指摘六項目についての政府の対
応というものは、決してこれは満足すべきものであ
ると思ひません。ことし、今回の法案
などにそれがどのように実現をされていくかとい
う点につきましては、いかなるが、まことに見
るべきものは見当たらないのでありまして、たい

へん残念なことだと思ふわけなんです。同時に、今日の地方税の問題を私どもが論議をする際には、そういうような調査会すら——という言い方は語弊があるかもしれませんが、調査会の指摘に對してすらもこのような対応では、私は地方税問題というものはこれはもう解決していかないのじゃないかと。当初、地方税の現状にかんがみ、地方財政の事情にかんがみ、合理化を目ざし云々ということを言われておるのを最初お尋ねをしたのはそのことでありまして、私はやっぱりスケールの当て方というものに間違ひがあるのじゃないか。どうしても中央本位の尺度をもつてはかたてしまつていて、地方の今日置かれておる実際の苦悩、こういうようなものにならざるを得ないのじゃないかという点が、これはどうしても出てくるわけでありまして、その点を指摘をしておきたいと思ふんです。

そこで、法人税の問題が出ましたので、この際、法人所得の課税とそれから地方税の關係についてお尋ねをしておきたいと思ふんですが、法人税の税源の配分状況というのはどんなふうになっているか、御説明を受けたいと思ふんです。国税、地方税に及んで。

○政府委員(佐々木喜久治君) 事業税も一応法人の所得課税というのを含めて考えまして、法人の所得課税の配分は、年度によって若干の変動がございますけれども、大体国税が六六六程度、府県税が二七七程度、市町村が七七七程度というのがまあ大体平均的なところだろうと思ふんです。

○神沢清君 いま御説明ありましたように、大体国税が六六六くらい、それから府県税が二七、市町村税が七、これは著しく市町村税が低いわけでありまして、これは繰り返すようなことになるかと思ふんですが、最初お話をありましたように、社会経済の変動の結果、まさに発想の転換を迫られてきておる。成長から福祉へ、あるいは企業の論理から生活の論理へ、政府の論文などを見ましても、こういうことがしばしば書いてあるわけでありまして、そうなりますと、やはりこれは福祉と

いい、たとえば公害対策一つ取り上げても、その最終のいい手というのは、これは市町村なんです。国は方針、計画を定めればそれで済んでしまふかもしれませんが、市町村の場合におきましては、住民の生活と目の前につながつておるわけですから、これは計画が不離不即であるから、あるいは方針が十分でないからといって、それだけで済ましておくというわけにはこれは市町村の場合にはまいらないわけですね。ですから、今日市町村では非常な苦悩をしておるわけですね。ところが、法人税の税源の配分の状態を見ると、さっきのような、わずかに市町村の場合七、こういうことでは私はやっぱりいかに発想の転換を唱えてみても、もう今日求められておる政治に對する姿勢ではないというふうにおられるのでありまして、この市町村の法人税の配分を、もう少しやっぱり引き上げていかなければならぬのじゃないか。そういうような構想を大体お持ちであるかどうか、そういう点についてどんなふうなお考えをお持ちになれるか、あわせてお伺いしたいと思ふんです。

○政府委員(武藤嘉文君) 四十五年度に、御承知のとおり、法人税の税率改正に伴いました法人税割りの増収分が、これは市町村へたしか移譲いたしました。私記憶をいたしておりますが、来年度に於いて、また法人税の改正はこれは行なわれると思ふんです。そういう点においては、いま御指摘のございました、市町村へ厚くというところは当然考えられることではございますので、そのような方向でやりたいと思ふんです。

○神沢清君 いろいろ意見もあるのですけれども、予備審査だそうですからあとへ回しますが、大体法人税の問題にいま触れてみたわけですが、これも、法人税に限らず、この辺が私は地方税を論議していく場合には最も基本の点だろうと考えておるのですけれども、税制の総体においてやっぱり市町村というものが非常に低いわけですね。輕税されておると申しますか、大体税の配分の総体を見ますと、圧倒的に国が大きくて、それから都道

府県になって、市町村、こういう形になっておりまして、市町村の場合は非常に低い。たとえばことしの、本年度の地財計画の中における地方税自体の伸長率などを見ましても、都道府県の場合は二九％になっておるけれども、市町村は二四％にしかならない、こういうような数字が明瞭に示しているわけですね。さっきも触れておりましたように、いま求められておる福祉行政について考えてみても、これはやはり最終のいい手は市町村なんだから、何といつても市町村の税制というやつをもっとぐっと拡充するような考え方というものをひとつとちかんと据えまさんと、私は地方税問題をひたすら片がついていかぬものじゃないか、こんなふうに考えているところがあります。

それでは、なぜこの市町村税の伸びというものが、それも低くなつていくのかという点であります。が、やはり一つには、たとえば減税を実施をする、こういう場合にも、当然これは住民税ということになつてくると思ふんです。住民税ということになりますと、もとよりこれは市町村の比率が高くなりますから、減税の重点を住民税に当てれば、それだけでも、やはり市町村の税総体におけるところの比率というものは下がつてしまふのは当然でありまして、それに対して見返りをいふか、手当てを考へていないところに、非常に私は大きな問題があるかと思ふんです。そういう点についてはどうなんでしょう、政府の考え方としては。

○政府委員(佐々木喜久治君) 現在の地方税法が組み立てられました昭和二十五年度の段階におきましては、市町村は基礎的な地方団体ということとして、その税源の配分は市町村税に厚く、府県税に薄くということ、むしろ市町村のほうに税収入を多く配分されたことは御承知のとおりでございます。ただ、その後におきまして、その税の組み立て方というものを考えますと、日本経済の発展に對するところの税収の伸びというものが、府県税のほうに多く見られて市町村税がわりあい伸びなかった。その結果、次第に府県税の

ほうが多くなつて、市町村税のほうが少なくなつてくるというふうな結果が出てきたことはもうおわかりのとおりでございます。この辺が、私どもが地方税制を組み立てます場合に、やはり発想の転換というのをいま御指摘になつたわけでありまして、そういう考え方についても、もう一度私どもは振り返つてみる必要が出てきたのではないだろうかというのを考えているのであります。市町村税を組み立てます場合に、どうしてもその財政収入の安定性というものを、それから税源がどこの市町村にもある、いわゆる普遍性——安定性と普遍性ということを考えて、市町村税を組み立ててまいつたわけでありまして、そういうことでは、そういういわば考え方に縛られたために、非常に市町村税としての選択の範囲が狭くなつてきたのではないかと考えるわけでありまして。確かに、どこの市町村にも税源があるという税制が望ましいというところは、十分私も考えるわけでありまして、しかし、現在の状況から見ますと、一方においては過疎が進行し、一方においては過密が進行してきておる。そういういたしますと、税源の上においても同じような現象があらわれてきておるわけでありまして、過疎地域においてどのような税金を考へてみましても、税源自体がなくなつてきておるわけでございます。そういうことで、あまりにも普遍性というものとらわれ過ぎますと、市町村税制というものはなかなか組み立てにくい。そういうことで、やはり税源のある市町村には税源を与えていく。そのかわり、税源がどうしてもない市町村には、やはり調整制度としての地方交付税制度を利用せざるを得ないのじゃないか。そういうことで、もう少し市町村税の組み立て方というものを考え直す必要があるであらう。そういうしますと、従来、法人所得課税というものは、どこの市町村にも法人があるわけじゃない。比較的大都市地域、都市地域に税源が豊富だから、どうも市町村税にとっては法人所得課税というものが

はあまり適当ではない税制だというような考え方に
ついて、もうそろそろこの辺で考え直すべき
時期であろうというふうに考えているわけであり
まして、これは税制調査会におきまして、やは
り都市税源の強化という観点から、法人所得課税
を市町村税にもつと配分すべきだという御指摘も
あるわけでございまして、私も、そういう趣
旨で、少し市町村税制については割り切つて考え
ていく時期にきているというふうに考えておりま
す。そういう方向で、私も今後の市町村税制
の強化という点を検討してまいりたいというふう
に思っているわけでございまして。

○神沢清君 いまの御説明の中にも出ておるよう
に、シャウプの勧告当時においては、これはもう
市町村においてもやはり税収が六〇〇〇くらいは
占めておる状態から始まったにもかかわらず、私
は今日の、もちろんいろいろな理由があると思ひ
ますけれども、大きく分ければやはり二つにな
るのではないかと考えております。

一つは、国自体がやっぱり中央集中性を進
めてきておるということ、それからもう一つは、
やっぱり国の経済政策でもって、社会経済の要素
というものがきわめて市町村に不利に変わってき
てしまつておる。いまお話しのように、いま過疎
町村などにおいては税源自体がもうなくなつてお
ります。こういう実態だと思ふんです。ですから、
こんな状態のままでもって今後推移するとい
うことになりまして、これはもう町村というもの
の自治性というものは、これはもうなくなつてし
まわなければならない。私はそういう観点から
も、地方税制そのものをやっぱり抜本的に見直さ
なきゃ、今日の地方税制では、中央に、その自治
というものの対応し得ないのではないかというよ
うな考え方を基本的に持つております。そういう
ような点について、いまここで議論をしまして
もこれはたいへんですから、また大臣でもいらつ
しやるような機会に譲ろうかと思ひます。
そこで、関連しますから、住民税の減税の問題
についてちょっとお伺いをしておきたいと思ふん

ですが、減税、減税と一口に言ひますけれど
も、減税といふことの目的は何かということ、
まず第一にお聞きをしてみたいと思ふんです。

○政府委員(武藤嘉文君) 先ほどお答えいたしま
したように、まず目的は、やはり住民の税負担を
軽減するというのが目的だと思ひます。

○神沢清君 私は、まあ減税の目的というのは、
これまたそのときどきの政策的要求に、政策上の
要求によつていろいろ異なつて定まる点もあろう
かと思ふんですけれども、たとえば、その購買力
の増強をはかるといふふうなことなどもあつた場
合もありましよう。しかし、何といひましても、減
税といふものは、国、地方税を問わず、目的の第一
義的のものは、やはり国民の生活の保護といひま
すか、安定といひましか、そういうところに置か
れておらなければならぬわけでありまして、し
たがつて、減税といふのは、一方においては経済
の成長が名目的な成長を加えていふと思ひます。

そうすると、ごく簡単な言い方をいたしますと、
昨年なら昨年の一つの基準にすれば、本年に向
かつて名目的な上昇がどの程度になつておるか。
少なくとも、その名目的な上昇部分というものは減
税をしてやらなければ、昨年の状態は保持できな
い、こういうことにならざるを得ないと思ひので
すが、今日のその減税といふのが、内容的にそう
いふことになつておるのかどうか。ついでに
お尋ねをするんですけれども、大体ことしの地方
税の自然増といふのはどのぐらいに当たるわけ
ですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 地方税全体の現行
制度に基づく自然増が一兆三千億円でございま
す。そのうち、住民税の増減がございまして、府
県民税の自然増収が千七百六十億円、市町村民税
の自然増収が三千百億円というふうな状況でござ
います。

○神沢清君 その中でですね、先ほど触れました
ように、住民税にかかわる場合、いわゆる名目的
上昇分というものを減税でもつてこれを相殺して
おるかどうか。そういう点の数字はどうなつてお

りますか。

○政府委員(佐々木喜久治君) いわゆる物価調整
減税と言われるものでございまして、単純に、
計算方法はいろいろあるかと思ひます。単純に、
物価の上昇率に見合つて減税をしなければならぬ
という単純計算をいたしますと、住民税全体と
いたしまして四百六十億円でございまして、それか
ら、これ以前、十年ほど前、税制調査会が、物
価調整減税の場合に、その税収の弾性値を考慮す
べきだといふようなことで考えられまして算式が
あるわけでありまして、それによる必要減税額と
いふものが七百五十億円ということになつており
ます。したがって、これらの両方式による物
価調整減税の額も、いずれも今回の減税額を上
回つておるといふ状況になつております。

○神沢清君 いまの御説明のとおり、私は減税と
いふ呼び方がそもそも何に入らぬのですけれど
も、実際には少しも何もまけてもらつておるわけ
じゃないですね。まけてもらつておるどころじゃ
なくて、まけなきゃならぬものもまだまけていな
いような状態になつて、何か言ひ方とすれば減税
だといふことで、その響きからくるものは、何
か税金をまけてもらつて楽になるんじゃないかと
いふような感じを持たせるでなければ、それで
はなくて、むしろいまの計算にだつていろいろ問
題がありまして、物価の上昇率というものは、そ
の内容に入つてみますと、それが生活に直接か
かわりのある部門がどうなつておるか。平均的な
ものと直接的なものとは、これはよほどの相違と
いふものもあるわけですし、これはよほどの相違と
いふものもあるわけですし、これはよほどの相違と
いふものもあるわけです。それで、その方
法として課税最低限の引き上げという手段をとら
れるわけですし、これは夫婦と子供二人です
か、でもつて八十六万といふことになつておつた
のじゃないかと思ひますが、そうしますと、八十
六万といふのは一カ月に大体七万円ですか、そうす
ると、夫婦と子供二人、一カ月七万円ですら
すかね。私はやっぱり減税をするからには、その
辺は、たとえ理論の上だけでも説明がつくような

ものでなければおかしと、こう思ふのですが、
その辺の数字的な根拠といふのはどんなふう
なつていますか。

○政府委員(佐々木喜久治君) いわゆる課税最低
限といふものはどういふものかという議論は、所
得課税の場合にはいつも言われるところでござ
います。相対以前までは、最低生活費といふもの
が一応課税最低限をきめます場合の一つの目標に
なつておつたわけでありまして、現在、い
わゆる最低生活費といふものは、どちらかとい
うと、課税最低限の議論の場合には、現在それを相
当上回る水準のところまできておりますので、そ
れほど問題にはならなくなつてまいりまして、ど
ちらかといひますと、最近の課税最低限の議論
は、いわば標準的な生活を営む場合の生活費との
関係において議論をされていふのではないであらう
かといふふうに考えます。この辺は、やはりそれ
ぞれその時期、時期の社会経済情勢なりあるいは
国民の生活水準なりといふものとの関連で議論を
されなければならぬ問題であらうと思ひます。
大体、いまの住民税の課税最低限は、たとえば人
事院が出しております標準生計費の数字と大体見
合ふぐらいのところまではいつておるのではな
からうかといふ感じがいたしておるわけでありま
す。

ただ、課税最低限の機能は、一番大きい機能と
しましては、所得課税をいたします場合のいわば
負担の配分の基準であるといふことが大きい使命
だろつと思ひます。そういういたしますと、市町村税
の場合は、それぞれの課税主体が市町村というこ
とになりますので、その個々の市町村におけるい
わば負担の配分の基準としてこの程度金額がい
いのかどうかといふ点でも、一応検討される必要
があるだろつといふふうには私も考えておるわ
けであります。先ほど御指摘がございましてよ
うに、最近の市町村のいわば経済水準といふもの
が、大都市地域と過疎地域とでは相当差がござ
います。そういうことで、現行の課税最低限で住民
税の納税義務者が極端に減少してきていふとい

よりな実態が見られるのでございまして、市町村人口の二割以下の納税者を持つている市町村が大体四五〇程度を占めているというような実態にございまして。そういったと、住民税というものがその地域社会の費用を所得に応じて負担し合うという性格が、次第に住民税の課税最低限の引き上げによってくずれつつあるというような状況が見られてまいりますので、私どもとしましては、確かに所得税との比較において常に課税最低限が議論の対象になるわけでございましてけれども、そうした負担の配分という観点から住民税の課税最低限をなげます場合に、どうも所得税の水準までは、いまの日本の経済状況から見ましてそこまではなかなかいけません。むしろ、現在のところ私どもとしましては、一応の目標は八〇〇水準のところの辺が、むしろ現在の状況から見れば適当ではないだろうかというようなことを考えておるわけでありまして。そして、市町村のほうからのいろいろな意見を聞きまして、むしろ低所得階層の減税を行なうとするならば、課税最低限の引き上げよりは、低所得階層の税率緩和というようなことを行なうという方が実質的ではないだろうかというような意見もあるわけでございまして、まあことしの改正はこの両方を何とかやりたいというようなことで減税をやったわけでございまして。なかなか、住民税につきまして税率に手をつけるというところにつきましては非常に心配があったのでございましてけれども、幸い、自然増もある程度見込まれるというような状況になりましたので、税率緩和にも踏み切ったというような実情にあるわけでございまして。

○神沢清君 さつき固定資産税についての議論の際にも同様でございまして、住民税の場合にもやっぱり同じことが言えるのではないだろうか。結局、今日の地方税制というものが、今日の激変した——まあこれは原因は国の政策ですが、国の政策によって激変した様相に変わり、もうその様相に対応し切れない、内容的にもきわめて矛盾なものを内包してきてしまつておる。固定資産税し

かり、住民税しかり。地方税の主たる二つの柱、両税についてもやはり同じことが言えるのではないだろうか。いま負担の配分というお話がありましたが、負担の配分といひましても、負担をするだけの、負担可能であるだけの標準的な収入といひましても、国民生活、そういうようなものを無視をして、そして、もういかにいへば、もう生計費一ぱいの経済の規模の中から、なおかつやっぱり負担配分方式によって税金を出させるということ自体が、私はこれはもう不合理だと思ひます。税の性格論、理論上の問題は別にしまして、もう家計費極限の中から、生計費極限の中から、どういふ形であらうと税金を吸い上げるといふことは、これは私は税制の根本的な間違いだ、そういうふうに考えますし、ことに、住民税の場合は均等割りというものがあつて、これはおそろく、さつきお話しした負担の配分の最低額という、そういう意味になるだろうと思ひますが、もう均等割りという制度が加わつておる以上は、私は家計費に税金をかけるような実態であつたやらない、こういうふうなことを考えるわけです。これはやっぱり根本的な見直しというものが住民税においても必要な時期に際会をしてきておるように思ひます。

これは町村会の出しておる「町村週報」というプリントですが、これによりまして、消費支出については、四十七年度の平均家計調査によれば、一カ月間一家庭が九万九千三百円だと、こうなつておるのであります。と、九万九千三百円というこの数字をとつてみますと、さつきの八十六万、かりにこの数字をとつてみますと、八十六万といへばこれは七万ですから、まあ大体その標準を夫婦と子供二人というようなところに置いてみまして、そうすると、もうその差だけでも二万をこします。これは生計費の極限内から税金を吸い上げておるといふ実態になつてくるわけであります。この点については、これはひとつもう税制そのものを見直していくという、税制の内容そのものを直していくという、こういう考え方がひとつ必要だ、こういうふうに考えざるを得ない

のですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(武藤嘉文君) 税制そのものの見直しというお話でございまして、私どもは課税最低限、御承知のとおり、今度また国税の所得税のほうで三十三万を百二十万一千幾らまで上げることになつておるわけでございまして、当然、またそれに見合つて、依年度この課税最低限の引き上げは住民税のほうも当然行なわなければならぬと思ひておられます。いま御指摘のように、約九万、約十万近くでございまして、ちやうど所得税のほうは大体それに見合うというような計算になるわけでございますが、なるべくこれも、論議されておりますように、所得税の課税最低限、住民税の課税最低限、これをもつと近づけるべきであるというところは当然でございまして、これはもうできるだけそういう方向で努力をさせていただきます。

○神沢清君 所得税の課税最低限へ住民税の場合近づけなやらないというものは、これは多年にわたつての常識的主張でありまして、漸次近接しておることは認めます。しかし、まあ幾らかずつ毎年近寄つておるなんというそのこと自体が私は問題だと思ひんでして、もう生計費の中から税金を吸い上げるなんという実態は、即座に解消されなければおかしいではないかというふうに考えているところでありまして。

次に、時間も大体なくなつてまいりましたから、一、二、特別保有税についてお尋ねをして終つてまいりたいと思ひますが、いま税の性格というやつがよく飛び出しまつてまいりましたが、この特別保有税という税の性格というものは、この特別保有税であるように思ひますが、これは大体固定資産税との関係というものは、どんなようなことになつてまいりませんか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 私どもは、この特別土地保有税は政策税制であるというふうに考えております。やはり土地の投機的な取引を抑制をする、それを通じて地価の安定に寄与するということをねらいにしたところの政策税制である

というふうに考えております。ただ、その手法を、固定資産税並びに不動産取得税の手法を借りておるといふことでございまして、そういう面から税の性格ということになりますと、確かに財産税の性格を持つておるといふことが言えるわけでありましてけれども、固定資産税と、その課税標準の取り方を変えておられます。そういうことで、特に昭和四十四年以降取得したその土地についての税負担を高めていくと、それによって先ほど申しました政策の実現をはかつていくと、こういう意味で政策税制として設けられた税であるというふうに考えておるわけでございまして。

○神沢清君 そこで、政策税制だとすれば、私は政策税制という言い方になつても問題があらうと思ひますが、政策税制でない税制というようなものがあるかどうかということにもなるかと思ひますけれども、しかし、特別に一つのまあ限定した目的を持つての税制と、こういうことで考えてみたといひましたけれども、そうであるとするならば、この一・四というような税率というものが、はたして言うところの政策目的を可能とするかどうか、こういう疑問が多分にあるわけです。一・四％ぐらいのものなら、簡単にただその取引の時のあれですね、たとえば何年経過したしましても、地価に上積みされて終つてしまふんじゃないかというような危惧のほうが大いなんですけれども、その辺は、いわゆる政府とすればどんな考え方でもつてきめられておるのか、お尋ねをしてみたいんです。

○政府委員(佐々木喜久治君) 一定の政策目標に応じた税制といふことを考えます場合には、やはりその政策目的を実現するための税負担というのを考えるのが当然だろうと思ひます。ただ、この税制を組み立てます場合に、土地の投機的な売買によって土地を取得をし、そして土地の値上がりをしてその土地を未利用のまま保有しているというような土地に対して、いわばそういう投機的な未利用地に対して、目標を定めて課税をしていくというような方式がとれますならば、それに対

応した税率を考えていいわけでありすけれども、現実問題として、未利用地課税というものが、現在のいろいろな土地制度の上においても、その判定が困難なことが非常に多いわけでありす。そしてまた、実務的に見ましても、未利用地課税というものが、これを実施していくことが非常に困難を伴うわけでありす。これは従来から休閑地税あるいは空閑地税というような税制が考えられながら、実現できなかった理由でもあるわけでありすけれども、そういうことで、今回の特別土地保有税は、いわば昭和四十四年以降取得された土地全体を課税対象にするというふうな方式になったわけでありす。そういうふうな、全面的にそうした土地に対して課税をするという方式をとれば、それに対応いたしまして、税率としてはどうしても薄くならざるを得ない、こういう結果になったわけでありす。そういう点から見ますならば、政策税制としては、その効果というものはそれだけ薄れていくということはいなめないところであろうというふうに考えます。ただ、現在、固定資産税が全部の土地を対象にしながら、その評価額並びに課税標準額というものがだいたい低い水準にありすだけに、同じ税率で課税をいたしても、固定資産税の課税標準額と土地保有税の課税標準額との間には相当な開きがございます。そういう点で、土地保有税として、いわば実質的には固定資産税の身がわりの課税の方式になるわけでありすけれども、相当高い負担を求めるという意味においては、政策効果はある程度実現されるであろうということをおもひを考えておるわけでありす。

○神沢清君 委員長、もう時間が来ちゃったものですから、大臣もいらっしやいませんしすので、私はまた大臣のおいでの際にもう少し続けて質問をさせていただきたいと思ひます。この特別土地保有税などの問題につきましても、これはいろいろあると思うんですけれども、もう少し時間をかけて納得のいくような説明をしてほしいと思ひますが、それはいま委員長に

お願いをいたしましたように、また次の機会に譲りたいと思ひます。

ただ、最後に一点ですね。これは大臣がおいでになったときにお尋ねをする問題ですけれども、この間、私、本会議のとき、農地の例の宅地並み課税の点に触れまして、何で政府は責任をもつて今回提案をされぬのかと言つたら、これは議會を尊重するからというふうな答弁をされておりました。これはひとつ次官、そうおっしゃつておいて、あ、その答弁は直してもらわぬと、横相が交わりましたから、宅地並み課税についてはやっぱり大臣の答弁とはかなり扱いが食い違つてまいりましたから、それはまたいらっしやる機会にでもひとつ訂正をしていただきたいと思ひますが、それに合せて、とにかく四月一日からいまの法を發動されておるわけですね。そうしますと、結局、いま提案を見ておられます法律がきまるまでに時間があるわけでありまして、その間の扱いは政府でどのように考えておられるのか。その点をひとつ、これはもういま目の前のことですから、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○政府委員(佐々木喜久治君) いわゆる市街化区域農地に対する新しい課税方式について、先週末に自民党からの修正案が提案されたわけでありす。この審議の状況によるわけでありすけれども、審議がおくれまして、四月に固定資産税の第一期の納期になるわけでありす。審議がおくれまして、新しい法律がこの納期に間に合わないというふうなことになる場合には、衆議院の段階におきまして、必要なら、たとえば納期の改正等もお願ひをしなければならぬというふうなことになるのではないかと思つておるわけでありす。そういう意味で、できますれば、私もとしましては、四月の課税事務に支障の生じないようにな、まあできるだけ早く法案を上げていただくというところをお願ひをしておるわけでありすけれども、いずれにしましても、これからの審議の状況にらみ合はせまして、必要な措置をとつて

まいりたいというふうに考えております。

○委員長(久米健太郎君) 本案に対する本日の審査はこの程度にとどめます。これにて散会いたします。

午後一時三分散会

二月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(第三三八号)(第三四三号)(第三四四号)(第三四七号)(第三四八号)(第三四九号)(第三五〇号)(第三五二五号)(第三五三三号)(第三五五九号)(第三五七九号)(第三五八八号)(第三五九〇号)(第三五九七号)(第三六〇七号)(第三六一四号)(第三六一五号)(第三六一六号)(第三六二七号)(第三六四八号)(第三六八八号)(第三六九七号)(第三七九七号)(第三八七九号)(第三八八〇号)(第三八八四号)(第三八八五号)(第三八八六号)(第三八八七号)(第三八八八号)(第三八八九号)(第三八九六号)(第三八九八号)(第三九〇九号)(第三九四〇号)
- 一、農地の宅地なみ課税反対に関する請願(第三三三九号)(第三四〇号)
- 一、区長公選制実現に関する請願(第三四一号)(第三四六号)(第三五四号)(第三八六号)(第三四二二号)
- 一、国と地方との事務の再配分等に関する請願(第三八二一号)

第三三八号 昭和四十八年二月九日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 長野県松本市深志二ノ一ノ一九松本市農業協同組合長 鎌倉正安外

百三十九名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三四三三号 昭和四十八年二月九日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(十二通)

請願者 群馬県館林市大手町九ノ三九邑染館林農業協同組合協議会長 高島

貞美外四千四十三名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三四四号 昭和四十八年二月九日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(七通)

請願者 群馬県前橋市箱田町九四ノ七前橋市東農業協同組合長 中里計外

千四百五十名

紹介議員 茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三四七号 昭和四十八年二月十日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(十一通)

請願者 群馬県前橋市文京町一ノ二七ノ一三前橋市農業協同組合長 田村房

太郎外二千六百五十五名

紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三四八号 昭和四十八年二月十日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(五通)

請願者 兵庫県加古川市上荘町栗栗三四五ノ一 田中繁雄外五百五十一名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三四九号 昭和四十八年二月十日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願
請願者 奈良県橿原市東坊城町一〇二ノ三 竹村奈良一外二千七百七十六名

紹介議員 大森 久司君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三五一号 昭和四十八年二月十二日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願
請願者 岡山市磨屋町九ノ一八ノ三〇一岡 山県農業協同組合中央会会長 小合憲雄外四十名

紹介議員 小枝 一雄君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三五二号 昭和四十八年二月十二日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願（十通）
請願者 熊本市南熊本一ノ七ノ二六熊本市 農業協同組合長 沢田治男外千六百十六名

紹介議員 園田 清充君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三五三号 昭和四十八年二月十二日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願
請願者 兵庫県姫路市大津区恵美酒町一ノ一〇一大津信用農業協同組合長 後藤秀夫外六百六名

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三五六号 昭和四十八年二月十二日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願（五通）
請願者 兵庫県姫路市飾磨区中島九六九

紹介議員 堀本静雄外六百三十二名
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三五七号 昭和四十八年二月十二日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願（五通）
請願者 兵庫県三田市上深田一六二 曾谷重信外三百四十六名

紹介議員 浅井 亨君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三五八号 昭和四十八年二月十二日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願（五通）
請願者 兵庫県川西市滝町六ノ三 上中慶重良外四百三十五名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三五九号 昭和四十八年二月十二日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願（五通）
請願者 兵庫県西宮市山口町上山口九二二 本田一二外二百六十一名

紹介議員 萩原幽香子君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三七八号 昭和四十八年二月十二日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願（五通）
請願者 宮城県仙台市荒井字大場伝二ノ三 加藤武夫外二千八十九名

紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

請願者 兵庫県宝塚市小浜五ノ七ノ二〇 柴真造外五百五名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三八七号 昭和四十八年二月十三日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願（五十一通）
請願者 愛知県尾張旭市東大道町原田二、四七五 森下憲一外一万四千四百四名

紹介議員 森 八三一君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四一〇号 昭和四十八年二月十三日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願（二十六通）
請願者 愛知県豊田市高岡町長根一三高岡 農業協同組合長 鈴木喜一外五千二百九十八名

紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四一三号 昭和四十八年二月十三日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願（十通）
請願者 名古屋市中千種区猪高町大字上社字 八郎八四ノ一猪高町農業協同組合長 加藤銀松外二千三百三十名

紹介議員 橋本 繁蔵君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四一四号 昭和四十八年二月十三日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願
請願者 栃木県河内郡河内町大字下岡本 一、四〇四 五月女久五外二百二十五名

紹介議員 船田 讓君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四六五号 昭和四十八年二月十四日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願
請願者 徳島県板野郡松茂町豊岡字芦田鶴 一〇 田中嘉次郎外百三十一名

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四六六号 昭和四十八年二月十四日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願（六通）
請願者 新潟県長岡市関原町二丁目関原町 農業協同組合長 荒木茂外八百七十八名

紹介議員 塚田 一郎君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四六七号 昭和四十八年二月十四日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願
請願者 長野県塩尻市大字塩尻町一七塩尻 農業協同組合長 柳沢茂樹外千六百八十二名

紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四六八号 昭和四十八年二月十四日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願
請願者 徳島県阿南市長生町宮内三五五 待田富雄外二千二百名

紹介議員 小笠 公昭君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四七一号 昭和四十八年二月十四日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願（六通）

請願者 愛知県豊橋市東郷町八豊橋市東部
農業協同組合長 朝河春雄外千四
百九十四名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四七九号 昭和四十八年二月十五日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業
の確立に関する請願

請願者 山形市七日町三ノ一ノ一六山形県
農協農政対策推進本部内 横山平
六外五千四百四十名

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四八〇号 昭和四十八年二月十五日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業
の確立に関する請願(二十通)

請願者 福岡県大牟田市大字田隈七七二ノ
一牟田市農業協同組合長 大隅
一雄外十九名

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四八一号 昭和四十八年二月十五日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業
の確立に関する請願

請願者 徳島県鳴門市大麻町姫田字内田六
ノ一 林茂外百二十八名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四八二号 昭和四十八年二月十五日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業
の確立に関する請願(八通)

請願者 愛知県豊川市牛久保町二見塚一八
豊川市農業協同組合長 市川光一
外千二十五名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四八三号 昭和四十八年二月十五日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業
の確立に関する請願

請願者 大阪府東大阪市岩田町五ノ一ノ
十四名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四八四号 昭和四十八年二月十五日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業
の確立に関する請願(十一通)

請願者 福岡県京都郡苅田町京町二ノ四ノ
一苅田町農業協同組合長 早田一
馬外六千六百一十名

紹介議員 柳田桃太郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四八五号 昭和四十八年二月十五日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業
の確立に関する請願(十通)

請願者 山口県岩国市山手町一ノ一四ノ五
岩国市農業協同組合長 森重辨一
外二千九百八十九名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四八六号 昭和四十八年二月十五日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業
の確立に関する請願(六通)

請願者 北九州市八幡区大字穴生八七一北
九州市農業協同組合長 香月軍治
外三千四百二十八名

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四八七号 昭和四十八年二月十五日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業
の確立に関する請願(十通)

請願者 新潟県中蒲原郡亀田町船戸山四ノ
一〇ノ一八亀田町農業協同組合長
桑野良平外二千二百十九名

紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四八八号 昭和四十八年二月十五日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業
の確立に関する請願

請願者 佐賀市巨勢町大字東西五八一 千
住門三外九百九十名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四八九号 昭和四十八年二月十五日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業
の確立に関する請願(四通)

請願者 山口県下関市大字彦島八九〇彦島
農業協同組合長 和田増夫外千六
百一名

紹介議員 二本 謙吾君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四九六号 昭和四十八年二月十五日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業
の確立に関する請願(十六通)

請願者 福岡県粕屋郡新宮町大字下府八四
〇新宮町農業協同組合長 富永幸
外八千九百七十七名

紹介議員 剣木 亨弘君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四九八号 昭和四十八年二月十五日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業
の確立に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡国分寺町川中子三
三七 永井幸三外三千四百一十一名

紹介議員 矢野 登君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三三九号 昭和四十八年二月九日受理

農地の宅地なみ課税反対に関する請願

請願者 神奈川県座間市新田宿四四六 本
多ツル外二千八百五十三名

紹介議員 高山 恒雄君

農地の固定資産税、都市計画税の課税にあたり、
左記により地方税法を改正されたい。

一、現に農業の用に供している農地は、農地とし
て評価し、課税すること。

二、そのため、農地の登録方式を制度化すると
もに、これを審議する農地課税審議会を存続さ
せること。

理由 本県農業は、これまで有利な立地条件のもとで、
多額の資本を投下し、もつとも近代化された都市
農業を築いてきたが、都市計画法により農地の
四十パーセントが市街化区域に編入され、宅地な
みの課税がなされれば、壊滅的打撃を受けること
は必至である。

第三四〇号 昭和四十八年二月九日受理

農地の宅地なみ課税反対に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市岩瀬八四六 秋元
秀夫外二千九百八十七名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。

第三四一号 昭和四十八年二月九日受理

区長公選制実現に関する請願

請願者 東京都杉並区高井戸東三ノ一一ノ
九 内藤幸一外三千九百五十二名

紹介議員 占部 秀男君

地方自治法を改正して、区長公選制をすみやかに
実現されたい。

理由

人間尊重が叫ばれ、住民自治が拡大されている今日、特別区の区民のみが、首長を直接選挙できないことは不合理である。

第三四六号 昭和四十八年二月十日受理
区長公選制実現に関する請願

請願者 東京都杉並区梅里一ノ七ノ一四
中尾忍外二千九百五十二名

紹介議員 黒柳 明君
この請願の趣旨は、第三四一号と同じである。

第三五四号 昭和四十八年二月十二日受理
区長公選制実現に関する請願

請願者 東京都杉並区上荻二ノ一三ノ一八
宇田川道芳外三千二百六十九名

紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第三四一号と同じである。

第三八六号 昭和四十八年二月十三日受理
区長公選制実現に関する請願

請願者 東京都杉並区清水二ノ二二ノ一二
井口喜客外三千二百五十九名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第三四一号と同じである。

第四二二号 昭和四十八年二月十四日受理
区長公選制実現に関する請願

請願者 東京都杉並区和泉一ノ二ノ一四
宮川義男外三千三百六十四名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第三四一号と同じである。

第三八一号 昭和四十八年二月十三日受理
国と地方との事務の再配分等に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長
清水漸
紹介議員 小山邦太郎君

国は、すみやかに、国と地方との事務の再配分を行なうとともに、地方事務官制度を廃止されたい。

理由

現在、自動車の運行管理、検査、登録等関係事務、社会保険、年金関係事務、職業安定関係事務に従事する職員は知事の監督下におかれ、その身分は、当分の間地方事務官である国家公務員とされている。このことは、陸運行政をはじめ、関係行政面に弊害を生じ、地方の実情に即した円滑な総合行政を推進するうえから、大きな障害となつてゐる。

先般、政府では、かかる実情を勘案して、地方事務官制度廃止の方向が了解されたようであるが、依然として実現されていない。

三月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(第五〇九号)(第五一〇号)(第五一一号)(第五一二号)(第五一三号)(第五一四号)(第五一五号)(第五一六号)(第五一七号)(第五二二号)(第五二四号)(第五四五号)(第五四六号)(第五四七号)(第五四八号)(第五四九号)(第五五五号)(第五五七号)(第五五七七号)
一、松江市立病院に対する財政援助等に関する請願(第五五七号)(第五五七二号)(第五五七三号)(第五五七七号)

第五〇九号 昭和四十八年二月十六日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 徳島県鳴門市里浦町里浦字花面二三三ノ一里浦農業協同組合長 利
三三ノ一里浦農業協同組合長 利
總吉一外二百一十一名

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五一〇号 昭和四十八年二月十六日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 佐賀県鳥栖市神辺町九五ノ三鳥栖
基山農業協同組合長 楠勇外千六百三十五名

紹介議員 古賀重四郎君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五一一号 昭和四十八年二月十六日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 山形市蔵王半郷字西の宮二五〇ノ一蔵王農業協同組合長 前田光雄
外二千五百六十名

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五一二号 昭和四十八年二月十六日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 愛知県渥美郡渥美町大字福江字堂
前一二ノ一福江農業協同組合長
上村八蔵外七百四十九名

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五一三号 昭和四十八年二月十六日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(五通)

請願者 島根県松江市東津田町一、四九一
ノ三松江湖南農業協同組合長 田
中時雄外九百七十七名

請願者 福岡県筑紫野市大字二日市一、二
三六ノ五筑紫野市農業協同組合長
平山国雄外千四百四十八名

紹介議員 米田 正文君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五一五号 昭和四十八年二月十六日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 北九州市小倉区大字杵網一、三七
〇ノ五杵網農業協同組合長 馬場
長輝外四百二名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五一六号 昭和四十八年二月十六日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(二通)

請願者 福岡県古田郡松岡町樋爪 北林義
章外千九百六十四名

紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五一七号 昭和四十八年二月十六日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 静岡県浜松市参野町七ノ一 矢
野志賀蔵外四百四十八名

紹介議員 川野辺 静君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五二三号 昭和四十八年二月十七日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 徳島県名西郡石井町石井字石井
河野良治外百三十九名

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五二四号 昭和四十八年二月十七日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(三通)

請願者 北九州市小倉区大字會根二、三三三
三ノ一會根農業協同組合長 松本
一美外千四百十二名

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五四五号 昭和四十八年二月十九日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 静岡市川合一、二八二 海野彦策
外五百八十九名

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五四六号 昭和四十八年二月十九日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 徳島県阿南市富岡町今福寺 中西
芳明外三十一名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五四七号 昭和四十八年二月十九日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(三通)

請願者 福井県丹生郡清水町風巻 植山治
一外八千四百八名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五四八号 昭和四十八年二月十九日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

の確立に関する請願(四通)

請願者 山口県吉敷郡小郡町大字下郷二、
一三九山口県農業協同組合農政会
内 瀧口純外三百二十九名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五五四号 昭和四十八年二月二十日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 徳島県名西郡石井町石井三八八ノ
一三 近藤賢外百三十八名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五五五号 昭和四十八年二月二十日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(三通)

請願者 静岡県富士市富士岡一九一 荻野
哲外二千三百二十五名

紹介議員 斎藤 寿夫君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五五六号 昭和四十八年二月二十二日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 静岡県駿東郡長泉町下土狩二八六
小坂勝夫外四百九十七名

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五七七号 昭和四十八年二月二十二日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 徳島県阿南市宝田町市場六七 吉
野一外十六名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第五五七号 昭和四十八年二月二十一日受理
松江市立病院に対する財政援助等に関する請願

請願者 島根県松江市末次町八六松江市議
会議長 福島芳夫

紹介議員 山本 利壽君

松江市立病院は、昭和四十七年度末において、その累積赤字が約三億三千万円に達する見込みであるが、その原因は、要約すれば、公共性に立脚した高度医療の提供と国の医療行政の不十分さにあるので、早急に左記の諸点について善処されるよう要望する。

一、医療の専門化、高度化の傾向にかながみ、自治体病院等公的医療機関については、専門分業化を指向しながら、それを中核とする医療機関の体系的整備計画を樹立、実施し、不採算を余儀なくされる自治体病院については、国の責任において財政収支の不足分を補てんすること。

二、地方の自治体病院が必要とするだけの医師が確保できるよう行政措置を講ずること。またそのためにも国立島根大学に医学部を早急に設置すること。

三、社会保険診療報酬については、病院の経営実態を正しく反映するよう是正し、今後は物価、賃金に対するスライド制を確立すること。

四、自治体病院の建設改良費は、全額国の負担金と地方交付税により負担すること。

五、巨額の累積赤字を解消するため、特別交付税の増額その他適切な財政措置を講ずること。

六、特別地方債の大幅増額、許可基準の改善、利率の引下げ、償還年限の延長を行なうこと。

七、公的病院病床規制を撤廃すること。

八、自治体病院は、今日まで、あらゆる困難、採算を度外視して、公共、住民福祉優先で診療に従事してきており、その役割がきわめて大きいことを再認識するとともに、中医協にその代表を多数参画させること。

(資料添付)

第五七二号 昭和四十八年二月二十二日受理
松江市立病院に対する財政援助等に関する請願

請願者 島根県松江市末次町八六松江市議
会内 大野繁子

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。

第五七三号 昭和四十八年二月二十二日受理
松江市立病院に対する財政援助等に関する請願

請願者 島根県松江市末次町八六松江市議
会内 黒田成一郎

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。

第六〇七号 昭和四十八年二月二十二日受理
松江市立病院に対する財政援助等に関する請願

請願者 島根県松江市西津田町一、三六六
ノ二 中沢四郎

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。

三月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方税法の一部を改正する法律案

一、地方交付税法の一部を改正する法律案

に改め、同条第二項中「四百五十円」を「六百円」に改める。

第百十四条の五第一項中「千八百円」を「二千四百円」に改める。

第百二十九条第三項中「千八百円」を「二千四百円」に、「九百円」を「千二百円」に改める。

第百四十九条中「四月及び十月」を「五月」に改める。

第百五十条第三項中「その異動があつた期（第一項の賦課期日後九月三十日まで）の期間又は十月一日から翌年三月三十一日まで」の期間をいう。以下本条において同じ。までは「を」当該年度は、「に」改め、「その異動があつた期の翌期からは異動後の自動車税の税率により、それぞれ期割をもつて算定した額の合計額により」を削り、同条第四項中「一の期の間」を「第一項の賦課期日後」に、「当該所有者の変更があつた期」を「当該年度」に、「当該期」を「当該年度」に改める。

第百五十一条第三項中「次の各号に掲げる期間内」を「同項の賦課期日後翌年二月末日までの間」に改め、「当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に掲げる自動車税の額に限り」を削り、各号を削る。

第百九十二条第一項第十一号中「扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、」を削り、イ及びロを次のように改める。

イ 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの

ロ イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、合計所得金額が百五十万円以下であるもの

第百九十五条第一項第三号中「二十八万円」を「四十三万円」に改める。

第三百十四条の二第一項第六号中「十万円」を「十二万円」に、「十二万円」を「十四万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「十万円」を「十二万円」に改め、同項第十号中「十四万円」を「十五万円」に改め、同項第十一号中「十一万円」を「十二万円」に改め、同項第十二号中「十二万円」を「十三万円」に改め、同項第十三号中「十三万円」を「十四万円」に改め、同項第十四号中「十四万円」を「十五万円」に改め、同項第十五号中「十五万円」を「十六万円」に改め、同条第二項中「十五万円」を「十六万円」に改め、同条第三項中「扶養親族を有する所得割の納税義務者に配偶者がなく、かつ、その者が老人扶養親族以外の扶養親族を有する場合」に、「十二万円」を「十四万円」に改め、同条第五項中「若しくは扶養親族」を「若しくは老人扶養親族若しくはその他の扶養親族」に、「第百九十二条第一項第十一号」を「第百九十二条第一項第十一号イ」に改める。

第三百十四条の三第一項の表中「十五万円」を「三十万円」に、「四十万円」を「五十万円」に、「七十万円」を「八十万円」に、「百万円」を「百十万円」に改める。

第三百二十一条の八第四項中「当該法人税額を」を「当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を」に改める。

第三百二十八条の三の表中「十五万円」を「三十万円」に、「四十万円」を「五十万円」に、「七十万円」を「八十万円」に、「百万円」を「百十万円」に改める。

第三百四十八条第二項第六号の五中「第五号」を「第三号」に改め、同条第四項中「及び中央会」を「中央会及び水産業協同組合共済会」に改める。

第三百四十九条の三第二項中「又は日本国有鉄道」を「日本国有鉄道」に改め、「高梁移設」の下に「又は政令で定める車庫の新設若しくは増設を加え、同条第四項中「又は租税特別措置法第四十

三条第一項の規定の適用を受ける同項の表の第三号に掲げる機械その他の設備」を、租税特別措置法第四十四条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する機械その他の設備又は公害の発生を抑制し、若しくは著しく減少させる性能を有する機械その他の生産設備で政令で定めるものに改め、同条第十三項を削り、第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 本州四国連絡橋公団が所有し、かつ、直接本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）第二十九条第一項第二号に規定する鉄道施設の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

第三百四十九条の三第二十一項中「ばい煙」の下に「若しくは産業廃棄物」を加え、同条に次の一項を加える。

25 石油開発公団が所有し、かつ、直接石油開発公団法（昭和四十二年法律第九十九号）第十九条第一項第四号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

第三百四十九条の三の次に次の一条を加える。
(住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例)

第三百四十九条の三の二 もつぱら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供さ

れている土地で政令で定めるもの（前条の規定の適用を受けるものを除く。以下本条及び第三百八十四条において「住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

第三百四十九条の四第一項中「前二条」を「第三百四十九条の二及び第三百四十九条の三」に改める。

第三百四十九条の五第一項中「前条まで」を、第三百四十九条の三、前条に改める。
第三百五十一条中「八万円」を「十五万円」に、「五万円」を「八万円」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第三百六十四条第三項及び第三百八十一条第六項中「第三百四十九条の三」の下に「又は第三百四十九条の三の二」を加え、同条各項を、これらの規定に改める。

第三百八十四条を次のように改める。
第三百八十四条 市町村長は、住宅用地の所有者に、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該年度に係る賦課期日現在における当該住宅用地について、この所在及び面積、その上に存する家屋の床面積及び用途その他固定資産税の賦課徴収に關し必要な事項を申告させることができる。ただし、当該年度の前年度に係る賦課期日における当該住宅用地の所有者が引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該土地の所有者が当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者に、当該市町村の条例の定めるところによつて、その旨を申告させることができる。

第三百八十五條第一項中「第三百八十三條」を「前二條」に改める。

第三百八十六條中「第三百八十三條」の下に「又は第三百八十四條」を加える。

第三百八十九條第一項中「第三百四十九條の三」の下に「又は第三百四十九條の三の二」を加え、「同条各項」を「これらの規定」に改める。

第四百八十九條第一項第十三号中「焼成りん肥を削り、同項第十九号中「セメント」を「人工軽量骨材（頁岩を原料とするものに限る。）及びセメント」に改め、同項第二十二号の五中「限る。」の下に「及びブチルゴム」を加え、同条第二項中「人工軽量骨材（頁岩を原料とするものに限る。）」、ブチルゴム」を削り、「及びアクリル酸（プロピレンを原料とするものに限る。）」を「アクリル酸（プロピレンを原料とするものに限る。）及び無水マレイン酸」に改め、同条第十五項を第十六項とし、第十一項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の一項を加える。

11 社会福祉事業法第二條第二項各号に規定する施設で政令で定めるもの及び心身障害者福祉協会法第十七條第一項第一号に規定する施設において、これらの施設の入所者等に対して保護、養護その他必要な措置を講ずるために直接使用する電気又はガスで政令で定めるものに対しては、電気ガス税を課することができない。

第四百九十條中「百分の七」を「百分の六」に改める。

第四百九十條の二第二項中「八百円」を「千円」に、「千六百円」を「二千円」に改める。

第五百八十五條から第六百六十八條までを削る。

第三章中第八節を第九節とし、第七節の次に次の一節を加える。

第八節 特別土地保有税

第一款 通則

（特別土地保有税の納税義務者等）

第五百八十五條 特別土地保有税は、土地又はそ

の取得に対し、当該土地所在の市町村において、当該土地の所有者又は取得者（以下本節において「土地の所有者等」という。）に課する。

2 前項の「土地」とは、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう。

3 本節の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定は、第一項の土地（以下本節において「土地」という。）の所有者が所有する土地で昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地その他の土地で政令で定めるもの）については、それぞれこれらの土地の所有者につき政令で定める日）前に取得したものについては、適用しない。

4 特殊関係者（親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるものをいう。以下本項において同じ。）を有する者が所有する場合において、当該特殊関係者が取得した、又は所有する土地について政令で定める特別の事情があるときは、特別土地保有税の賦課徴収については、当該土地は、その者及び当該特殊関係者の共有物とみなす。

5 第三百四十三條第七項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは、「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第一項の所有者」とあるのは、「第五百八十五條第一項の土地の所有者等」と、「同条」とあるのは、「同法第二十三條」と読み替へるものとする。

（特別土地保有税の非課税）

第五百八十六條 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、特別土地保有税を課することができない。

2 市町村は、次の各号に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない。

一 次に掲げる区域、地区又は地域において製造の事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）

イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十五條第一項の規定により都市開発区域として指定された区域
ロ 低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百六十六号）第二條第一項の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区
ハ 産業地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百九十九号）第二條第一項に規定する産業地域のうち政令で定める地区
ニ 新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第七十七号）第三條第四項又は第四條第三項の規定により新産業都市の区域として指定された区域
ホ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第十二條第一項の規定により都市開発区域として指定された区域
ヘ 工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第四十六号）第二條第一項に規定する工業整備特別地域
ト 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第十四條第一項の規定により都市開発区域として指定された区域
チ 過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第二條第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区
リ 農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第一百十二号）第五條第二項第一号に規定する工業導入地区のうち政令で定める地区

又 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）第十一條第一項の規定により工業開発地区として指定された地区及び同法第二十三條第一項の規定により自由貿易地域として指定された地域
ル 工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）第二條第二項に規定する誘導地域

二 次に掲げる施設で公共の危害防止のために設置されるものの用に供する土地
イ 鉱山保安法第四條第二号の粉じん、鉱滓、坑水、廃水及び鉱煙の処理に係る施設
ロ 水質汚濁防止法第二條第二項に規定する特定施設を設置する工場若しくは事業場の汚水若しくは廃液の処理施設又は下水道法第十二條第一項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で、自治省令で定めるもの
ハ 高圧ガス取締法第五條第一項若しくは第六條、ガス事業法第三條若しくは第三十七條の二又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三條第一項の規定による許可を受けた者のうち政令で定める高圧ガスの充てん又は販売の業を営む者が政令で定めるものが設置する障壁その他の構築物で自治省令で定めるもの
ニ 大気汚染防止法第二條第三項に規定するばい煙処理施設又は同法第五項に規定する粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で、自治省令で定めるもの
ホ 租税特別措置法第十一條第一項の表の第三号に掲げる個人又は同法第四十三條第一項の表の第三号に掲げる法人が、工業用水法第二條第一項に規定する井戸で同法第三條第一項に規定する指定地域内に存するもののうち政令で定めるものに代えて工業用水道事業法第二條第三項に規定する工業用水道又は水道法第三條第一項に規定する水

道を事業の用に供するため新設した機械その他の設備で自治省令で定めるもの

八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條第一項に規定するごみ処理施設又は同法第十五條第一項に規定する産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類の油化処理施設を含む。）で、自治省令で定めるもの

ト 悪臭防止法第二條に規定する悪臭物質の排出防止設備で自治省令で定めるもの

チ 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二條第一項に規定する特定施設（鉱山保安法第二條第二項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。）において発生する騒音を防止するための施設で自治省令で定めるもの

三 火災予防取締法第三條、第五條又は第十二條の規定による許可を受けた者が当該許可に係る事業の用に供する土地で政令で定めるもの

四 公害防止事業団から公害防止事業団法第十八條第一号から第三号までに規定する施設の譲渡を受けた者が当該施設の用に供する土地

五 医療法第一條第一項に規定する病院の用に供する土地

六 農業、林業又は漁業を営む者で政令で定めるものが、経営規模の拡大、農地若しくは林地の集団化又は農林漁業の経営の近代化を図るために取得してそれぞれ当該事業の用に供する農地、林地、採草放牧地その他の政令で定める土地

七 農業協同組合、水産業協同組合、森林組合その他政令で定める法人が農林水産業経営の近代化又は合理化のために設置する農林水産業者の共同利用に供する施設その他の農林水産業経営の近代化又は合理化のための施設で政令で定めるものの用に供する土地

八 農地法第三條第二項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業を行なう営利を目的と

しない法人が取得して保有する農地、採草放牧地その他の政令で定める土地

九 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二條第二項に規定する卸売市場の用に供する土地及び同項に規定する卸売市場以外の生鮮食料品等の円滑な流通を確保するために整備を必要とする施設で政令で定めるものの用に供する土地

十 中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第五條の二第一項又は沖繩振興開発特別措置法第二十二條第一項に規定する特定業種に属する事業を行なう中小企業者を構成員とするこれらの規定に規定する商工組合等が作成してこれらの規定による承認を受けた中小企業構造改善計画に基づき構造改善事業の用に供する土地

十一 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四十五号）第五條第一項に規定する特定下請組合が同項の規定による承認を受けた下請中小企業振興事業計画に基づき設置する同條第三項に規定する共同利用施設の用に供する土地

十二 中小企業振興事業団法第二十條第一項第二号イ又はロの中小企業構造の高度化に寄与する事業で政令で定めるものを行なう者が都道府県又は中小企業振興事業団から同号イ又はロの資金の貸付け又は施設の譲渡を受けて当該事業を実施する場合における当該事業の用に供する土地

十三 特定繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）第二條第二項に規定する者（特定紡績事業者を除く。）が作成して同法第十六條第一項、第十七條の二第一項又は第十七條の三第一項の規定による承認を受けた構造改善事業計画に基づく構造改善事業の用に供する土地

十四 特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法（昭和四十六年法律第十七号）第十四條

第一項の規定による承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人又は当該承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人が生産規模の拡大、生産方式の改善、生産技術の向上又は機械の自動制御化等に関する技術的能力の向上のために新たに取得する土地で政令で定めるもの

十五 熱供給事業法第三條の規定による許可を受けた熱供給事業者が同法第二條第二項に規定する熱供給事業の用に供する土地で政令で定めるもの

十六 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第十号）第四條第一項に規定する流通業務地区内に設置された同法第五條第一項第一号から第五号まで若しくは第七号に規定する施設で政令で定めるもの又は当該地区外に設置された道路貨物運送業若しくは倉庫業の用に供するこれらの規定に規定する施設で政令で定めるものの用に供する土地

十七 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第九條第一項の規定による勤労者の持家として分譲する住宅の新築（新築の住宅でまだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下本号において同じ。）のための資金の貸付けを受けて同項の事業主若しくは事業主団体又は日本勤労者住宅協会が新築をする当該住宅の用に供する土地

十八 一の住宅（もつぱら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものをいう。）に係る第三百四十九條の三の二に規定する住宅用地（次号及び第二十号に掲げるものを除くものとし、その面積が政令で定める面積に満たないものに限る。）

十九 貸家の用（貸家の所有者の使用人又は従業者の居住の用を含む。）に供する住宅で政令で定めるもの（以下本号において「貸家住宅」という。）又は中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第二條第九號の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）三以上を有するものをいう。）である住宅（貸家住宅であるものを除くものとし、当該住宅の所有者が当該住宅の敷地を所有していないものに限る。）で政令で定めるものの用に供する土地

二十 都市計画法第八條第一項第三号に規定する高度利用地区又は同項第四号に規定する特定街区の区域内におけるこれらの区域に関する都市計画において定める同條第二項第二号ニ又はホに規定する事項に適合している建築物の敷地の用に供する土地

二十一 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三十四号）第二條第一項に規定する新住宅市街地開発事業の施行者（国又は地方公共団体を除く。）が当該事業の用に供する土地で政令で定めるもの

二十二 日本住宅公団が新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第二條第一項に規定する新都市基盤整備事業の用に供する土地で政令で定めるもの

二十三 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第十号）第九條第三項の規定により新東京国際空港公園が買い入れて保有する土地

二十四 租税特別措置法第四十條第一項に規定する公益を目的とする事業を営む法人が同項の規定に該当する贈与又は遺贈により取得して当該事業の用に供する土地で政令で定めるもの

二十五 地方交付税法第十四條の二各号に掲げる土地で政令で定めるもの

二十六 土地収用法第三條第一号に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道、同條第八

号から第十号まで、第十二号、第十五号の二若しくは第十八号に掲げる施設で政令で定めるもの、同条第十七号若しくは第十七号の三に掲げる施設（これらの施設に関する保安を確保するために必要な施設で政令で定めるものを含む。）又は同条第十七号の二に掲げる施設の用に供する土地

二十七 第三百四十八条第二項の規定の適用がある土地（第五号に掲げるものを除く。）

二十八 土地でその取得が第七十三条の四第一項又は第七十三条の五第一項若しくは第二項の規定の適用がある取得に該当するもの（第五号、第二十一号及び前号に掲げるものを除く。）

二十九 前各号に掲げるものを除くほか、当該市町村の議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想に即する用途であるとして当該市町村の条例で定める用途に供する土地

三十 共有物である第三百四十九条の三の二に規定する住宅用地については、当該住宅用地の共有者のそれぞれが当該共有地に係る持分の割合に応ずる土地を取得した、又は所有するものとみなして、前項第十八号の規定を適用する。

三十一 第二項の場合において、同項各号に掲げる土地であるかどうかの判定は、第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日（同項第三号の特別土地保有税にあっては、同項の規定により申告納付すべき日の属する年の七月一日）の現況によるものとする。

三十二 第五百八十七条 市町村は、土地の所有者が所有する土地で、その取得が第七十三条の六の規定の適用がある取得、第七十三条の七各号の取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するもののうち政令で定めるものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができる。

三十三 市町村は、土地の取得で第七十三条の六の規定

定の適用がある取得、第七十三条の七各号の取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するものに對しては、土地の取得に對して課する特別土地保有税を課することができる。

（特別土地保有税に係る徴税吏員の質問検査権）
第五百八十八条 市町村の徴税吏員は、特別土地保有税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
二 前号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は前号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者
三 前二号に掲げる者以外の者で当該特別土地保有税の賦課徴収に關し直接關係があると認められる者

二 前項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

三 特別土地保有税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第六百三十三条第六項の定めるところによる。

四 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特別土地保有税に係る検査拒否等に関する罪）
第五百八十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者
三 前条の規定による徴税吏員の質問に對し答

弁をしない者又は虚偽の答弁をした者
二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の義務又は財産に關して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

（特別土地保有税の納税管理人）
第五百九十条 特別土地保有税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合には、納税に關する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを市町村長に申告しなければならない。納税管理人を変更した場合においても、また、同様とする。

（特別土地保有税の納税管理人に係る虚偽の申告に關する罪）
第五百九十一条 前条の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の義務又は財産に關して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

（特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に關する過料）
第五百九十二条 市町村は、特別土地保有税の納税義務者が第五百九十条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に對し、当該市町村の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第二款 課税標準及び税率
（特別土地保有税の課税標準）
第五百九十三条 特別土地保有税の課税標準は、土地の取得価額とする。

無償又は著しく低い価額による土地の取得を
の他特別の事情がある場合における土地の取得で政令で定めるものについては、当該土地の取得価額として政令で定めるところにより算定した金額を前項の土地の取得価額とみなす。

（特別土地保有税の税率）
第五百九十四条 特別土地保有税の税率は、土地に對して課する特別土地保有税に於ては百分の一・四、土地の取得に對して課する特別土地保有税に於ては百分の三とする。

（特別土地保有税の免稅点）
第五百九十五条 市町村は、同一の者について、当該市町村の区域（第一号の市に於ては、当該市の区域）内において、第五百九十九条第一項第一号の特別土地保有税に於ては、その者が一月一日に所有する土地（第五百八十六条又は第五百八十七条の規定の適用がある土地を除く。以下本条において同じ。）の合計面積が、同項第二号の特別土地保有税に於ては、その者が一月一日以前一年以内に取得した土地の合計面積が、同項第三号の特別土地保有税に於ては、その者が七月一日以前一年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積（以下本節において「基準面積」という。）に満たない場合には、特別土地保有税を課することができない。

一 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域 二 千平方メートル
二 都市計画法第五条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域（前号の区域を除く。） 五千平方メートル

三 その他の市町村の区域 一万平方メートル
（特別土地保有税の税額）
第五百九十六条 特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第五百九十九条第一項第一号の特別土地保有税、同条第二項第一号の課税標準額に第五百九十四条の税率を乗じて得た額から、当該

他特別の事情がある場合における土地の取得で政令で定めるものについては、当該土地の取得価額として政令で定めるところにより算定した金額を前項の土地の取得価額とみなす。

額を限度として、同号の土地に対して第三百四十二条及び第三百四十三条の規定により市町村が課すべき当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の一・四を乗じて得た額の合計額を控除した額

二 第五百九十九条第一項第二号又は第三号の特別土地保有税 それぞれ、同条第二項第二号又は第三号の課税標準額に第五百九十四条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第二号又は第三号の土地の取得に對して第七十三条の二の規定により道府県が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格（第五百九十九条第一項第二号又は第三号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定していない場合又は第五百八十五条第五項の規定の適用がある場合には、当該不動産取得税の課税標準となるべき価格として政令で定める額）に百分の三を乗じて得た額の合計額を控除した額

（政令への委任）
第五百九十七条 前四条に定めるもののほか、市町村の設置分合若しくは境界変更又は都市計画法第五条の規定による都市計画区域の指定若しくは変更があつた場合の第五百九十五条の基準面積の特例、前条の規定による特別土地保有税の税額の算定の細目その他前四条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三款 申告納付並びに更正及び決定等

（特別土地保有税の徴収の方法）
第五百九十八条 特別土地保有税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（特別土地保有税の申告納付）

第五百九十九条 特別土地保有税の納税義務者は、次の各号に掲げる特別土地保有税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、当該特別土地保有税の課税標準額及び税額その他の自治省令で定める事項を記載した申告書を市町村長に

提出するとともに、その申告した税額を当該市町村に納付しなければならない。

一 一月一日において基準面積以上の土地を所有する者に係る土地に對して課する特別土地保有税 その年の五月三十一日

二 一月一日前一年以内に基準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に對して課する特別土地保有税 その年の二月末日

三 七月一日前一年以内に基準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に對して課する特別土地保有税 その年の八月三十一日

前項の課税標準額は、次の各号に定めるところによる。

一 前項第一号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が一月一日において所有する土地（第五百八十六条又は第五百八十七条の規定の適用がある土地を除く。以下本項において同じ。）の取得価額の合計額

二 前項第二号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が同号に規定する期間内に取得した土地（当該土地の取得について土地の取得に對して課する特別土地保有税をすでに申告納付した、又は申告納付すべきであつたものを除く。）の取得価額の合計額

三 前項第三号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が同号に規定する期間内に取得した土地（当該土地の取得について土地の取得に對して課する特別土地保有税をすでに申告納付した、又は申告納付すべきであつたものを除く。）の取得価額の合計額

（特別土地保有税の期限後申告及び修正申告納付）
第六百条 前条第一項の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、第六百六条第四項の規定による決定の通知があるまでは、前条第一項の規定によつて申告納付することができる。

2 前条第一項若しくは前項若しくは本項の規定

によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は第六百六条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、自治省令で定める事項を記載した修正申告書を市町村長に提出するとともに、その修正により増加した税額を当該市町村に納付しなければならない。

（特別土地保有税の納税義務の免除等）

第六百一条 市町村は、土地の所有者等がその所有する土地を第五百八十六条第二項の規定の適用がある土地（同項第八号、第十八号から第二十号まで及び第二十三号から第二十五号までに掲げる土地、同項第二十七号に掲げる土地のうち、第三百四十八条第二項第一号、第二号の二、第七号又は第八号に掲げる土地に該当するもの、第五百八十六条第二項第二十八号に掲げる土地のうちその取得が第七十三条の五第一項又は第二項の規定の適用がある取得に該当するもの並びに第五百八十六条第二項第二十九号に掲げる土地のうち当該市町村の条例で定めるものを除く。以下本条において「非課税土地」という。）として使用しようとする場合において、市町村長が当該事実を認定したとらるるに基づいて定める日から二年を経過する日までの期間（工場、事務所その他の建物若しくは構築物の建設又は農用地の造成その他の用地の造成に要する期間が通常二年をこえることその他のその期間を延長することにつきやむを得ない理由があるとき）市町村長が認める場合には、土地の所有者等の申請に基づき市町村長が定める相当の期間。以下本条において「納税義務の免除に係る期間」という。）内に当該土地を非課税土地として使用し、かつ、当該使用が開始されたことにつき市町村長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（納税義務の免除に係る期間に係るものに限る。第三項及

び第七項において同じ。）に係る納税義務を免除するものとする。

2 前項の場合において、市町村長は、災害その他やむを得ない理由により納税義務の免除に係る期間内に当該土地を非課税土地として使用することができないと認めるときは、土地の所有者等からの申請により、一年以内の期間を限つて、納税義務の免除に係る期間を延長することができる。

3 市町村長は、第一項の認定をした場合には、納税義務の免除に係る期間を限つて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。この場合において、市町村長は、政令で定める要件に該當して担保を徴する必要があると認めるときを除き、その猶予に係る金額に相當する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならない。

4 市町村長は、第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合には、当該延長された期間を限つて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収の猶予の期間を延長するものとする。この場合において、前項後段の規定を準用する。

5 市町村長は、前二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る特別土地保有税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたとき、又は徴収の猶予の理由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

6 第十五条第四項、第十五条の二第一項及び第十五条の四第三項並びに第十六条の二第一項が

第三項までの規定は第三項及び第四項の規定による徴収の猶予について、第十一條、第十六條第三項、第十六條の二第四項並びに第十六條の五第一項及び第二項の規定は第三項後段（第四項後段において準用する場合を含む。）の規定による担保について準用する。

7 市町村は、特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該特別土地保有税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、当該特別土地保有税の納税義務者の申請に基づいて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

8 市町村長は、前項の規定により特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

9 前二項の規定によつて特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合においては、第七項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七條の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

10 第一項の規定及び確認の手續その他同項から第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六百二條 市町村は、土地の所有者等が当該土地につき租税特別措置法第二十八條の六第二項第一号若しくは第三号から第七号まで又は第六十三條第三項第一号若しくは第三号から第七号までの規定に該當する譲渡で政令で定めるものをしようとする場合において、市町村長が当該事実を認定したところに基づいて定める日から二年を経過する日までの期間（大規模な宅地の造成でその造成に要する期間が通常二年をこえることその他その期間を延長することにつきやむを得ない理由がある）と市町村長が認める場合

には、土地の所有者等の申請に基づき市町村長が定める相當の期間。以下本項において「納税義務の免除に係る期間」という。）内に土地の所有者等が当該土地につき当該譲渡をし、かつ、当該譲渡があつたことにつき市町村長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（納税義務の免除に係る期間に係るものに限る。）に係る納税義務を免除するものとする。

2 前条第二項から第十項までの規定は、前項の場合について準用する。

第六百三條 市町村は、土地の所有者が所有する土地で、その取得が第七十三條の二の四の二から第七十三條の二の四までの規定の適用がある取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該當するものとして政令で定めるものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を納税義務を免除するものとする。

2 市町村は、土地の取得で第七十三條の二の二から第七十三條の二の四までの規定の適用がある取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該當するものに対しては、土地の取得に対して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を納税義務を免除するものとする。

3 市町村長は、土地の所有者等から前二項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該土地の取得の日から二年以内で政令で定める期間を限つて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を猶予するものとする。

4 第六百一一條第五項から第十項までの規定は、前項の場合における徴収の猶予及びその取消し並びに当該特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

（特別土地保有税の脱税に關する罪）
第六百四條 偽りその他不正の行為によつて特別

土地保有税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 前項の免れた税額が百万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円をこえる額でその免れた税額に相當する額以下の額とすることができ

る。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、本条の罰金刑を科する。

（所得税又は法人税に關する書類の供覧等）
第六百五條 市町村長が特別土地保有税の賦課徴収について、政府に對し、特別土地保有税の納税義務者で所得税若しくは法人税の納税義務がある個人若しくは法人が政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が当該個人若しくは法人の課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に關する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合に、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（特別土地保有税の更正又は決定）
第六百六條 市町村長は、第五百九十九條第一項の申告書（以下本節において「申告書」という。）又は第六百六條第二項の修正申告書（以下本節において「修正申告書」という。）の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 市町村長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査による申告すべき課税標準額及び税額を決定する

3 市町村長は、第一項若しくは本項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した

課税標準額又は税額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正する。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

（特別土地保有税の不足税額及びその延滞金の徴収）
第六百七條 市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下本節において同じ。）があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に第五百九十九條第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下本節において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセント（前項の納期限（第六百一一條第三項及び第四項（これらの規定を第六百二條第二項において準用する場合を含む。）又は第六百三條第三項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日。以下本項において同じ。）までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間）について、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相當する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、納税者が前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

（納期限後に申告納付する特別土地保有税の延滞金）
第六百八條 特別土地保有税の納税者は、第五百九十九條第一項の納期限後にその税金を納付する場合には、当該税額に、同項の納期限の翌日

から起算して、年十四・六パーセント（前項の納期限（第六百一一條第三項及び第四項（これらの規定を第六百二條第二項において準用する場合を含む。）又は第六百三條第三項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日。以下本項において同じ。）までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間）について、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相當する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

から納付の日までの期間の日に数に應じ、年十四・六パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならぬ。

一 その提出期限までに提出した申告書に係る税額（第四号に掲げる税額を除く。次号及び第三号において同じ。）当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 その提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

四 第六百一条第三項及び第四項（これらの規定を第六百二条第二項において準用する場合を含む。）又は第六百三条第三項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

2 市町村長は、納税者が第五百九十九条第一項の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

（特別土地保有税の過少申告加算金及び不申告加算金）

第六百九条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。）において、第六百六条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、市町村長は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告により

増加した税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る特別土地保有税額について第六百六条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

2 次の各号の一に該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第六百六条第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第六百六条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第六百六条第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合

3 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係る特別土地保有税額について第六百六条の規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

4 市町村長は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて

徴収すべき不申告加算金額を決定した場合に、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

（特別土地保有税の重加算金）

第六百十条 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、市町村長は、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正により増加した税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、市町村長は、同項の不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第三項に規定する理由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しないものとする。

4 市町村長は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

第四款 督促及び滞納処分

（特別土地保有税に係る督促）

第六百十一条 納税者が納期限（更正又は決定があつた場合には、不足税額の納期限。以下本条及び第六百十三条第三項において同じ。）までに特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（特別土地保有税に係る督促手数料）
第六百十二条 市町村の徴税吏員は、督促状を發した場合には、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

（特別土地保有税に係る滞納処分）
第六百十三条 特別土地保有税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該特別土地保有税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差

し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行なわれた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならぬ。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができ、滞納者において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができ、

6 前各項に定めるもののほか、特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行なうことができる。

(特別土地保有税に係る滞納処分に関する罪)

第六百十四條 特別土地保有税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときは、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の義務又は財産に関して前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人

人に対し、当該各項の罰金を科する。

(国税徴収法の例による特別土地保有税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第六百十五條 次の各号の一に該当する者は、十

万円以下の罰金に処する。

一 第六百十三條第六項の場合において、国税徴収法第六百四十一條の規定の例によつて行なう市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第六百十三條第六項の場合において、国税徴収法第六百四十一條の規定の例によつて行なう市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

第五款 犯則取締

(特別土地保有税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)

第六百十六條 特別土地保有税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く)を準用する。

第六百十七條 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市長が、税務署長の職務は市町村長又は地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の区の事務所の長がそれぞれ行ない、国税局の収税官吏の職務は地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の長がその職務を定めて指定するその市の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員がそれぞれ行なうものとする。この場合において、地方自治法第二百五十二條の十九第

一項の市の長は、特別土地保有税に関する犯則事件が地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の区の事務所の長が税務署長の職務を行なう区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行なうことができる。

第六百十八條 第六百十六條の場合において、国税犯則取締法第十一條及び第二十二條の規定は、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の特別土地保有税に関する犯則事件の調査についてのみ、かつ、当該市の区域内に関する限り、これを準用する。

第六百十九條 第六百十六條の場合において、収税官吏の職務を行なう者は、その所属する市町村の区域外においても特別土地保有税に関する犯則事件の調査を行なうことができる。

第六百二十條 第六百十六條の場合において、特別土地保有税に関する犯則事件は、間接国税以外の国税に関する犯則事件とする。

第六百二十一條から第六百六十八條まで 削除

第七百二條第二項中「第十二項の下に、第十四項を加える。」

第七百三十四條第一項中「第五條第二項第二号の下に「及び第八号」を、「第三章第二節」の下に「及び第八節」を加える。

第七百三十六條第一項中「七 木材引取税」を「七 木材引取税」に改める。

第七百三十七條に次の一項を加える。

2 特別土地保有税に関する規定の都に對する準用については、特別区の区域は、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の区の区域とみなす。

附則第六條中「昭和四十八年度までの六年度分」を「昭和五十三年度までの各年度分」に、「第二十五條の二第一項を、第二十五條第一項に改める。附則第八條第一項を削り、同条第二項を同条と附則第九條第一項中「第六十六條の二」を「第六

十六條に改め、同条第四項中「並びに地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十四号)附則第五十二條第三項及び第四項を削る。附則第十條中第一項を削り、第二項を第一項とし、同項の次に次の一項を加え、第三項及び第四項を削る。

2 道府県は、港灣法第五十五條の七第一項の国の貸付けに係る資金の貸付けを受けた者で政令で定める要件に該当するものが、コンテナ貨物を運送する船舶の係留に係る特定用途港灣施設の用に供する不動産で政令で定めるもの又は自動車航送船の係留に係る特定用途港灣施設の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合においては、当該取得が、当該コンテナ貨物を運送する船舶の係留に係る特定用途港灣施設に係るものにあつては昭和五十二年三月三十一日まで、当該自動車航送船の係留に係る特定用途港灣施設に係るものにあつては昭和五十一年三月三十一日までに行なわれたときに限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に對しては、不動産取得税を課することができない。

附則第十一條第六項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

9 消防法第七條第一項に規定する防火対象物で政令で定めるものに該当する家屋が建築された場合における当該家屋の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和五十一年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該家屋のうち消火設備及び火災報知設備で自治省令で定めるものの価格に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十五條第二項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同条第三項中「昭和四十八年一月一日」を「昭和五十一年一月一日」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「昭和四十七年度」

を「昭和五十年年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「昭和四十八年一月一日」を「昭和五十年一月一日」に改め、「若しくは第十三項」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 港務法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る資金の貸付けを受けた者で政令で定める要件に該当するものが昭和四十七年一月二日から昭和五十二年一月一日までの間に取得したコンテナ貨物を運送する船舶の係留に係る特定用途港務施設の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条第十一項を次のように改める。

11 港務法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る資金の貸付けを受けた者で政令で定める要件に該当するものが昭和四十七年一月二日から昭和五十年一月一日までの間に取得した自動車航送船の係留に係る特定用途港務施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十七条第六号中「以降」を「から昭和四十九年度まで」に改める。
附則第十八条の見出し中「以降」を「から昭和四十九年度まで」に改める。

十九年度まで」に改め、同条第二項中「宅地等に係る昭和四十九年度以降」を「宅地等（次条の規定の適用を受けるものを除く）」に係る昭和四十九年度から昭和四十九年度まで」に改め、同条第二項中「年度の区分」の下に「（昭和四十九年度までの各年度に係る区分とする。以下第七項までにおいて同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

8 昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分の固定資産税に限り、第一項の規定の適用を受ける宅地等に係る当該各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該各年度分の宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に昭和四十八年度においては百分の十五、昭和四十九年度においては百分の三十をそれぞれ乗じて得た額を当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

附則第十八条の次に次の二条を加える。

第十八条の二 昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分の固定資産税に限り、住宅用地（第三百四十九条の三の規定する住宅用地をいう。以下同じ。）以外の宅地等（以下「非住宅用地」という。）で法人の所有するものに係る固定資産税の額は、当該非住宅用地の第一号に掲げる額が第二号に掲げる額をこえる場合には、当該非住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に昭和四十八年度においては三分の二、昭和四十九年度においては三分の一をそれぞれ乗じて得た額を控除した額を、当該非住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

一 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格
二 昭和四十八年度分の固定資産税について前

条第一項の規定の適用があるものとした場合における宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額

2 昭和四十九年度分の固定資産税に限り、個人の所有する非住宅用地に係る固定資産税の額は、当該非住宅用地の第一号に掲げる額が第二号に掲げる額をこえる場合には、当該非住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に二分の一を乗じて得た額を控除した額を、当該非住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

一 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格

二 次に掲げる額のうちいずれか多い額
イ 昭和四十八年度分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額
ロ 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の十五を乗じて得た額

3 法人又は個人の所有する非住宅用地のうち昭和四十九年度において新たに固定資産税を課することとなるものに係る当該年度分の固定資産税に係る前二項の規定の適用については、当該非住宅用地は、昭和四十八年度に係る賦課期日において当該法人又は当該個人の所有する非住宅用地であつたものとみなす。

4 法人又は個人の所有する非住宅用地のうち昭和四十九年度に係る賦課期日において地目の交換等があるもの（第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けるものに限るものとし、前項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る当該年度分の固定資産税に係る第一項及び第二項の規定の適用については、昭和四十八年度に係る賦課期日において当該非住宅用地に係る地目の交換等があつたものとみなす。

第十八条の三 昭和四十九年度に係る賦課期日において法人の所有する非住宅用地から住宅用地への変更又は住宅用地から法人の所有する非住宅用地への変更がある宅地等に係る当該年度分の固定資産税に係る前二条の規定の適用については、当該宅地等は、昭和四十八年度に係る賦課期日においてそれぞれ住宅用地又は法人の所有する非住宅用地であつたものとみなす。

2 昭和四十九年度に係る賦課期日において所有者の法人から個人への変更又は個人から法人への変更がある非住宅用地に係る当該年度分の固定資産税に係る前条の規定の適用については、当該非住宅用地は、昭和四十八年度に係る賦課期日においてそれぞれ個人の所有する非住宅用地又は法人の所有する非住宅用地であつたものとみなす。

附則第二十条中「第九項」の下に「第十四項」を加え、「又は第十九項」を「若しくは第十九項又は附則第十五条第十項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 附則第十八条又は附則第十八条の二の場合において、当該宅地等が昭和四十八年度分又は昭和四十九年度分の固定資産税について第三百四十九条の三第九項、第十四項、第十五項、第十八項若しくは第十九項又は附則第十五条第十項の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該宅地等に係る附則第十八条第八項又は附則第十八条の二第一項若しくは第二項の固定資産税の課税標準となるべき価格は、当該宅地等の固定資産税の課税標準となるべき価格に第三百四十九条の三第九項、第十四項、第十五項、第十八項若しくは第十九項又は附則第十五条第十項に規定する率を乗じて得た額とする。

附則第二十二條第四項中「第十八条第一項」の下に「若しくは第八項、附則第十八条の二第一項若しくは第二項」を加える。
附則第二十三條中「第十八条第一項」を「第十八

条第一項若しくは第八項、附則第十八条の二第一項若しくは第二項、に、「第十八条第一項の」を「第十八条第一項若しくは第八項の」に、「についてはその前年度分の固定資産税の課税標準額に同項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額を」と又は附則第十八条の二第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける非住宅用地（以下「調整対象非住宅用地」という。）については

これらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額に改める。
附則第二十七条中「第九項の下に」、「第十四項を加え」、「又は第二十項」を「若しくは第十九項又は附則第十五条第十項」に改める。
附則第二十八条第一項の表以外の部分中「第十八条第一項の下に」若しくは第八項、附則第十八条の二第一項若しくは第二項を加え、同項の表中調整対象宅地等の項を次のように改める。

調整対象宅地等		宅地等比準価格
当該年度に係る賦課期日において地目の変換等がある年度又は新たに固定資産税を課することとなる年度	昭和四十八年度	当該調整対象宅地等の昭和四十八年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該調整対象宅地等の附則第十八条第一項の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額又は当該調整対象宅地等の昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の十五を乗じて得た額のうちいずれか多い額
昭和四十九年度	当該調整対象宅地等（附則第十八条第八項の規定の適用を受けるものに限る。）の昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の三十を乗じて得た額	

附則第二十八条第一項の表中調整対象宅地等の項の次に次のように加える。

調整対象非住宅用地		宅地等比準価格
当該年度に係る賦課期日において地目の変換等がある年度又は新たに固定資産税を課することとなる年度	昭和四十八年度	当該調整対象非住宅用地の昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、附則第十八条の二第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との差額に三分の二を乗じて得た額を控除した額
昭和四十九年度	法人の所有するものにあつては、当該調整対象非住宅用地の昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、附則第十八条の二第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との差額に三分の一を乗じて得た額を控除した額、個人の所有するものにあつては、当該調整対象非住宅用地の昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、附則第十八条の二第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との差額に二分の一を乗じて得た額を控除した額	

附則第三十条中「調整対象宅地等」の下に、「調整対象非住宅用地」を加える。
附則第三十二条を次のように改める。

（自動車取得税の非課税等）

第三十二条 道府県は、国の行政機関の作成した計画に基づき、政府の補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が一般乗合用のバスで自治省令で定める要件に該当するものを取得した場合においては、当該取得が昭和五十二年三月三十一日までに行なわれたときに限り、第六百九十九条の二第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

2 次の各号に掲げる期間内に取得された自動車で道路運送車両法第四十一条の規定により昭和五十年四月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合するものうち自治省令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率

は、第六百九十九条の八の規定にかかわらず、当該各号の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。

一 当該自動車につき当該保安上の技術基準を定めた法令の公布の日（昭和四十九年三月三十一日）までの間 百分の一
二 昭和四十九年四月一日から同年九月三十日までの間 百分の二

3 前項の規定は、運輸大臣が政令で定めるところにより環境庁長官と協議のうえ指定した自動車（当該指定の日から同項第一号に規定する法令の公布の日（その日が昭和四十九年三月三十一日後である場合には、同日）までの間に取得されたもの）の取得に対して課する自動車取得税の税率について準用する。この場合において、同項中「当該各号の区分に応じ、当該各号に掲げる率」とあるのは、「百分の一」と読み替えるものとする。
別表第二を次のように改める。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,000	円未満	0	100,000	102,000	900	274,000	278,000	2,460
			102,000	104,000	910	278,000	282,000	2,500
			104,000	106,000	930	282,000	286,000	2,530
6,000	8,000	50	106,000	108,000	950	286,000	290,000	2,570
8,000	10,000	70	108,000	110,000	970	290,000	294,000	2,610
10,000	12,000	90	110,000	112,000	990	294,000	298,000	2,640
12,000	14,000	100	112,000	114,000	1,000	298,000	302,000	2,680
14,000	16,000	120	114,000	116,000	1,020	302,000	306,000	2,710
16,000	18,000	140	116,000	118,000	1,040	306,000	310,000	2,750
18,000	20,000	160	118,000	120,000	1,060	310,000	314,000	2,790
20,000	22,000	180	120,000	122,000	1,080	314,000	318,000	2,820
22,000	24,000	190	122,000	124,000	1,090	318,000	322,000	2,860
24,000	26,000	210	124,000	126,000	1,110	322,000	326,000	2,890
26,000	28,000	230	126,000	130,000	1,130	326,000	330,000	2,930
28,000	30,000	250	130,000	134,000	1,170	330,000	334,000	2,970
30,000	32,000	270	134,000	138,000	1,200	334,000	338,000	3,000
32,000	34,000	280	138,000	142,000	1,240	338,000	342,000	3,040
34,000	36,000	300	142,000	146,000	1,270	342,000	346,000	3,070
36,000	38,000	320	146,000	150,000	1,310	346,000	350,000	3,110
38,000	40,000	340	150,000	154,000	1,350	350,000	354,000	3,150
40,000	42,000	360	154,000	158,000	1,380	354,000	358,000	3,180
42,000	44,000	370	158,000	162,000	1,420	358,000	362,000	3,220
44,000	46,000	390	162,000	166,000	1,450	362,000	366,000	3,250
46,000	48,000	410	166,000	170,000	1,490	366,000	370,000	3,290
48,000	50,000	430	170,000	174,000	1,530	370,000	374,000	3,330
50,000	52,000	450	174,000	178,000	1,560	374,000	378,000	3,360
52,000	54,000	460	178,000	182,000	1,600	378,000	382,000	3,400
54,000	56,000	480	182,000	186,000	1,630	382,000	386,000	3,430
56,000	58,000	500	186,000	190,000	1,670	386,000	390,000	3,470
58,000	60,000	520	190,000	194,000	1,710	390,000	396,000	3,510
60,000	62,000	540	194,000	198,000	1,740	396,000	402,000	3,560
62,000	64,000	550	198,000	202,000	1,780	402,000	408,000	3,610
64,000	66,000	570	202,000	206,000	1,810	408,000	414,000	3,670
66,000	68,000	590	206,000	210,000	1,850	414,000	420,000	3,720
68,000	70,000	610	210,000	214,000	1,890	420,000	426,000	3,780
70,000	72,000	630	214,000	218,000	1,920	426,000	432,000	3,830
72,000	74,000	640	218,000	222,000	1,960	432,000	438,000	3,880
74,000	76,000	660	222,000	226,000	1,990	438,000	444,000	3,940
76,000	78,000	680	226,000	230,000	2,030	444,000	450,000	3,990
78,000	80,000	700	230,000	234,000	2,070	450,000	456,000	4,050
80,000	82,000	720	234,000	238,000	2,100	456,000	462,000	4,100
82,000	84,000	730	238,000	242,000	2,140	462,000	468,000	4,150
84,000	86,000	750	242,000	246,000	2,170	468,000	474,000	4,210
86,000	88,000	770	246,000	250,000	2,210	474,000	480,000	4,260
88,000	90,000	790	250,000	254,000	2,250	480,000	486,000	4,320
90,000	92,000	810	254,000	258,000	2,280	486,000	492,000	4,370
92,000	94,000	820	258,000	262,000	2,320	492,000	498,000	4,420
94,000	96,000	840	262,000	266,000	2,350	498,000	504,000	4,480
96,000	98,000	860	266,000	270,000	2,390	504,000	510,000	4,530
98,000	100,000	880	270,000	274,000	2,430	510,000	516,000	4,590

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	4,640	828,000	836,000	8,470	1,228,000	1,236,000	14,900
522,000	528,000	4,690	836,000	844,000	8,530	1,236,000	1,244,000	15,040
528,000	534,000	4,750	844,000	852,000	8,600	1,244,000	1,252,000	15,190
534,000	540,000	4,800	852,000	860,000	8,800	1,252,000	1,260,000	15,330
540,000	546,000	4,860	860,000	868,000	8,910	1,260,000	1,268,000	15,480
546,000	552,000	4,910	868,000	876,000	9,010	1,268,000	1,276,000	15,620
552,000	558,000	4,960	876,000	884,000	9,120	1,276,000	1,284,000	15,760
558,000	564,000	5,020	884,000	892,000	9,230	1,284,000	1,292,000	15,910
564,000	570,000	5,070	892,000	900,000	9,340	1,292,000	1,300,000	16,050
570,000	576,000	5,130	900,000	908,000	9,450	1,300,000	1,310,000	16,200
576,000	582,000	5,180	908,000	916,000	9,550	1,310,000	1,320,000	16,380
582,000	588,000	5,230	916,000	924,000	9,660	1,320,000	1,330,000	16,560
588,000	594,000	5,290	924,000	932,000	9,770	1,330,000	1,340,000	16,740
594,000	600,000	5,340	932,000	940,000	9,880	1,340,000	1,350,000	16,920
600,000	606,000	5,400	940,000	948,000	9,990	1,350,000	1,360,000	17,100
606,000	612,000	5,480	948,000	956,000	10,090	1,360,000	1,370,000	17,280
612,000	618,000	5,560	956,000	964,000	10,200	1,370,000	1,380,000	17,460
618,000	624,000	5,640	964,000	972,000	10,310	1,380,000	1,390,000	17,640
624,000	630,000	5,720	972,000	980,000	10,420	1,390,000	1,400,000	17,820
630,000	636,000	5,800	980,000	988,000	10,530	1,400,000	1,410,000	18,000
636,000	642,000	5,880	988,000	996,000	10,630	1,410,000	1,420,000	18,180
642,000	648,000	5,960	996,000	1,004,000	10,740	1,420,000	1,430,000	18,360
648,000	654,000	6,040	1,004,000	1,012,000	10,870	1,430,000	1,440,000	18,540
654,000	660,000	6,120	1,012,000	1,020,000	11,010	1,440,000	1,450,000	18,720
660,000	666,000	6,210	1,020,000	1,028,000	11,160	1,450,000	1,460,000	18,900
666,000	672,000	6,290	1,028,000	1,036,000	11,300	1,460,000	1,470,000	19,080
672,000	678,000	6,370	1,036,000	1,044,000	11,440	1,470,000	1,480,000	19,260
678,000	684,000	6,450	1,044,000	1,052,000	11,590	1,480,000	1,490,000	19,440
684,000	690,000	6,530	1,052,000	1,060,000	11,730	1,490,000	1,500,000	19,620
690,000	696,000	6,610	1,060,000	1,068,000	11,880	1,500,000	1,510,000	19,800
696,000	702,000	6,690	1,068,000	1,076,000	12,020	1,510,000	1,520,000	19,980
702,000	708,000	6,770	1,076,000	1,084,000	12,160	1,520,000	1,530,000	20,160
708,000	714,000	6,850	1,084,000	1,092,000	12,310	1,530,000	1,540,000	20,340
714,000	720,000	6,930	1,092,000	1,100,000	12,450	1,540,000	1,550,000	20,520
720,000	726,000	7,020	1,100,000	1,108,000	12,600	1,550,000	1,560,000	20,700
726,000	732,000	7,100	1,108,000	1,116,000	12,740	1,560,000	1,570,000	20,880
732,000	738,000	7,180	1,116,000	1,124,000	12,880	1,570,000	1,580,000	21,060
738,000	744,000	7,260	1,124,000	1,132,000	13,030	1,580,000	1,590,000	21,240
744,000	750,000	7,340	1,132,000	1,140,000	13,170	1,590,000	1,600,000	21,420
750,000	756,000	7,420	1,140,000	1,148,000	13,320	1,600,000	1,610,000	21,600
756,000	762,000	7,500	1,148,000	1,156,000	13,460	1,610,000	1,620,000	21,820
762,000	768,000	7,580	1,156,000	1,164,000	13,600	1,620,000	1,630,000	22,050
768,000	774,000	7,660	1,164,000	1,172,000	13,750	1,630,000	1,640,000	22,270
774,000	780,000	7,740	1,172,000	1,180,000	13,890	1,640,000	1,650,000	22,500
780,000	788,000	7,830	1,180,000	1,188,000	14,040	1,650,000	1,660,000	22,720
788,000	796,000	7,930	1,188,000	1,196,000	14,180	1,660,000	1,670,000	22,950
796,000	804,000	8,040	1,196,000	1,204,000	14,320	1,670,000	1,680,000	23,170
804,000	812,000	8,150	1,204,000	1,212,000	14,470	1,680,000	1,690,000	23,400
812,000	820,000	8,260	1,212,000	1,220,000	14,610	1,690,000	1,700,000	23,620
820,000	828,000	8,370	1,220,000	1,228,000	14,760	1,700,000	1,710,000	23,850

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,710,000	1,720,000	24,070	2,210,000	2,220,000	35,370	2,710,000	3,720,000	48,870
1,720,000	1,730,000	24,300	2,220,000	2,230,000	35,640	2,720,000	2,730,000	49,140
1,730,000	1,740,000	24,520	2,230,000	2,240,000	35,910	2,730,000	2,740,000	49,410
1,740,000	1,750,000	24,750	2,240,000	2,250,000	36,180	2,740,000	2,750,000	49,680
1,750,000	1,760,000	24,970	2,250,000	2,260,000	36,450	2,750,000	2,760,000	49,950
1,760,000	1,770,000	25,200	2,260,000	2,270,000	36,720	2,760,000	2,770,000	50,220
1,770,000	1,780,000	25,420	2,270,000	2,280,000	36,990	2,770,000	2,780,000	50,490
1,780,000	1,790,000	25,650	2,280,000	2,290,000	37,260	2,780,000	2,790,000	50,760
1,790,000	1,800,000	25,870	2,290,000	2,300,000	37,530	2,790,000	2,800,000	51,030
1,800,000	1,810,000	26,100	2,300,000	2,310,000	37,800	2,800,000	2,810,000	51,300
1,810,000	1,820,000	26,320	2,310,000	2,320,000	38,070	2,810,000	2,820,000	51,570
1,820,000	1,830,000	26,550	2,320,000	2,330,000	38,340	2,820,000	2,830,000	51,840
1,830,000	1,840,000	26,770	2,330,000	2,340,000	38,610	2,830,000	2,840,000	52,110
1,840,000	1,850,000	27,000	2,340,000	2,350,000	38,880	2,840,000	2,850,000	52,380
1,850,000	1,860,000	27,220	2,350,000	2,360,000	39,150	2,850,000	2,860,000	52,650
1,860,000	1,870,000	27,450	2,360,000	2,370,000	39,420	2,860,000	2,870,000	52,920
1,870,000	1,880,000	27,670	2,370,000	2,380,000	39,690	2,870,000	2,880,000	53,190
1,880,000	1,890,000	27,900	2,380,000	2,390,000	39,960	2,880,000	2,890,000	53,460
1,890,000	1,900,000	28,120	2,390,000	2,400,000	40,230	2,890,000	2,900,000	53,730
1,900,000	1,910,000	28,350	2,400,000	2,410,000	40,500	2,900,000	2,910,000	54,000
1,910,000	1,920,000	28,570	2,410,000	2,420,000	40,770	2,910,000	2,920,000	54,270
1,920,000	1,930,000	28,800	2,420,000	2,430,000	41,040	2,920,000	2,930,000	54,540
1,930,000	1,940,000	29,020	2,430,000	2,440,000	41,310	2,930,000	2,940,000	54,810
1,940,000	1,950,000	29,250	2,440,000	2,450,000	41,580	2,940,000	2,950,000	55,080
1,950,000	1,960,000	29,470	2,450,000	2,460,000	41,850	2,950,000	2,960,000	55,350
1,960,000	1,970,000	29,700	2,460,000	2,470,000	42,120	2,960,000	2,970,000	55,620
1,970,000	1,980,000	29,920	2,470,000	2,480,000	42,390	2,970,000	2,980,000	55,890
1,980,000	1,990,000	30,150	2,480,000	2,490,000	42,660	2,980,000	2,990,000	56,160
1,990,000	2,000,000	30,370	2,490,000	2,500,000	42,930	2,990,000	3,000,000	56,430
2,000,000	2,010,000	30,600	2,500,000	2,510,000	43,200	3,000,000	3,010,000	56,700
2,010,000	2,020,000	30,820	2,510,000	2,520,000	43,470	3,010,000	3,020,000	57,010
2,020,000	2,030,000	31,050	2,520,000	2,530,000	43,740	3,020,000	3,030,000	57,330
2,030,000	2,040,000	31,270	2,530,000	2,540,000	44,010	3,030,000	3,040,000	57,640
2,040,000	2,050,000	31,500	2,540,000	2,550,000	44,280	3,040,000	3,050,000	57,960
2,050,000	2,060,000	31,720	2,550,000	2,560,000	44,550	3,050,000	3,060,000	58,270
2,060,000	2,070,000	31,950	2,560,000	2,570,000	44,820	3,060,000	3,070,000	58,790
2,070,000	2,080,000	32,170	2,570,000	2,580,000	45,090	3,070,000	3,080,000	58,900
2,080,000	2,090,000	32,400	2,580,000	2,590,000	45,360	3,080,000	3,090,000	59,220
2,090,000	2,100,000	32,620	2,590,000	2,600,000	45,630	3,090,000	3,100,000	59,530
2,100,000	2,110,000	32,850	2,600,000	2,610,000	45,900	3,100,000	3,110,000	59,850
2,110,000	2,120,000	33,070	2,610,000	2,620,000	46,170	3,110,000	3,120,000	60,160
2,120,000	2,130,000	33,300	2,620,000	2,630,000	46,440	3,120,000	3,130,000	60,480
2,130,000	2,140,000	33,520	2,630,000	2,640,000	46,710	3,130,000	3,140,000	60,790
2,140,000	2,150,000	33,750	2,640,000	2,650,000	46,980	3,140,000	3,150,000	61,110
2,150,000	2,160,000	33,970	2,650,000	2,660,000	47,250	3,150,000	3,160,000	61,420
2,160,000	2,170,000	34,200	2,660,000	2,670,000	47,520	3,160,000	3,170,000	61,740
2,170,000	2,180,000	34,420	2,670,000	2,680,000	47,790	3,170,000	3,180,000	62,050
2,180,000	2,190,000	34,650	2,680,000	2,690,000	48,060	3,180,000	3,190,000	62,370
2,190,000	2,200,000	34,870	2,690,000	2,700,000	48,330	3,190,000	3,200,000	62,680
2,200,000	2,210,000	35,100	2,700,000	2,710,000	48,600	3,200,000	3,210,000	63,000

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額		
以	上	未 満				以	上	未 満				以	上	未 満			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,210,000	3,220,000	63,310	3,660,000	3,670,000	77,490	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 4.06%を乗じて 算出した金額か ら90,300円を控 除した金額									
3,220,000	3,230,000	63,630	3,670,000	3,680,000	77,800												
2,230,000	3,240,000	63,940	3,680,000	3,690,000	78,120												
3,240,000	3,250,000	64,260	3,690,000	3,700,000	78,430												
3,250,000	3,260,000	64,570	3,700,000	3,710,000	78,750												
3,260,000	3,270,000	64,890	3,710,000	3,720,000	79,060	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 4.5%を乗じて 算出した金額か ら150,300円を 控除した金額									
3,270,000	3,280,000	65,200	3,720,000	3,730,000	79,380												
3,280,000	3,290,000	65,520	3,730,000	3,740,000	79,690												
3,290,000	3,300,000	65,830	3,740,000	3,750,000	80,010												
3,300,000	3,310,000	66,150	3,750,000	3,760,000	80,320												
3,310,000	3,320,000	66,460	3,760,000	3,770,000	80,640	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 4.96%を乗じて 算出した金額か ら240,300円を 控除した金額									
3,320,000	3,330,000	66,780	3,770,000	3,780,000	80,950												
3,330,000	3,340,000	67,090	3,780,000	3,790,000	81,270												
3,340,000	3,350,000	67,410	3,790,000	3,800,000	81,580												
3,350,000	3,360,000	67,720	3,800,000	3,810,000	81,900												
3,360,000	3,370,000	68,040				40,000,000	60,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 5.4%を乗じて 算出した金額か ら420,300円を 控除した金額									
3,370,000	3,380,000	68,350	3,810,000	3,820,000	82,210												
3,380,000	3,390,000	68,670	3,820,000	3,830,000	82,530												
3,390,000	3,400,000	68,980	3,830,000	3,840,000	82,840												
3,400,000	3,410,000	69,300	3,840,000	3,850,000	83,160												
			3,850,000	3,860,000	83,470												
3,410,000	3,420,000	69,610				60,000,000	100,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 5.86%を乗じて 算出した金額か ら690,300円を 控除した金額									
3,420,000	3,430,000	69,930	3,860,000	3,870,000	83,790												
3,430,000	3,440,000	70,240	3,870,000	3,880,000	84,100												
3,440,000	3,450,000	70,560	3,880,000	3,890,000	84,420												
3,450,000	3,460,000	70,870	3,890,000	3,900,000	84,730												
			3,900,000	3,910,000	85,050												
3,460,000	3,470,000	71,190				100,000,000円以上		退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 6.3%を乗じて 算出した金額か ら1,140,300円 を控除した金額									
3,470,000	3,480,000	71,500	3,910,000	3,920,000	85,360												
3,480,000	3,490,000	71,820	3,920,000	3,930,000	85,680												
3,490,000	3,500,000	72,130	3,930,000	3,940,000	85,990												
3,500,000	3,510,000	72,450	3,940,000	3,950,000	86,310												
			3,950,000	3,960,000	86,620												
3,510,000	3,520,000	72,760															
3,520,000	3,530,000	73,080	3,960,000	3,970,000	86,940												
3,530,000	3,540,000	73,390	3,970,000	3,980,000	87,250												
3,540,000	3,550,000	73,710	3,980,000	3,990,000	87,570												
3,550,000	3,560,000	74,020	3,990,000	4,000,000	87,880												
3,560,000	3,570,000	74,340	4,000,000	5,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 8.15%を乗じて 算出した金額か ら97,800円を控 除した金額												
3,570,000	3,580,000	74,650															
3,580,000	3,590,000	74,970															
3,590,000	3,600,000	75,280															
3,600,000	3,610,000	75,600															
3,610,000	3,620,000	75,910	5,000,000	8,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 8.6%を乗じて 算出した金額か ら90,300円を控 除した金額												
3,620,000	3,630,000	76,230															
3,630,000	3,640,000	76,540															
3,640,000	3,650,000	76,860															
3,650,000	3,660,000	77,170															

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職所得等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、第七十八条第一項、第九十二條の二、第四百八十九條及び第四百九十九條の二第一項の改正規定は同年六月一日から、特別土地保有税に關する改正規定は同年七月一日から、第九十四條の四、第九十四條の五第一項、第九十九條第三項及び第四百九十九條の改正規定は同年十月一日から、第四百九十九條、第五百十條第三項及び第四項並びに第五百五十一條第三項の改正規定は昭和四十九年四月一日から施行する。

(道府県民税に關する規定の適用)

第二条 改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に關する部分(新法第五十條の二の規定によつて課する所得割(以下この條において「分離課税に係る所得割」という。)に關する部分を除く)は、昭和四十八年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 昭和四十八年中に支払うべき退職手当等(新法第五十條の二に規定する退職手当等という。以下この條において同じ。)で同年四月一日(以下「施行日」という。)前に支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等につき所得税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)による改正後の所得税法(昭和四十八年法律第三十三號。以下「改正後の所得税法」という。)第三十條第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に係る分離課税に係る所得割の額(以下この項において「改正後の道府県民税の退職所得割額」という。)をこえる場合には、改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第五十條の五の規定による納入申告書に、改正後の道府県民税の退職所得割額が記載され

たものとみなす。この場合において、新法第七十七條の規定による当該退職に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行なうものとする。

3 前項前段に規定する場合には、昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに係る新法第五十條の六第一項第二號の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新法第五十條の八の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額(昭和四十八年四月一日前に支払われた退職手当等にあつては、地方税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第二條第二項に規定する改正後の道府県民税の退職所得割額)とする。

(事業税に關する規定の適用)

第三条 新法第七十二條の十四第一項ただし書の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に終了した事業年度分の各事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。ただし、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号。以下「昭和四十八年の租税特別措置法改正法」という。)附則第十二條第四項の規定により読み替えられる同法による改正前の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六號。以下「改正前の租税特別措置法」という。)第五十五條又は第五十六條の規定の例によることとされる法人に係る事業税の課税標準となる各事業年度の所得の計算については、旧法第七十二條の十四第一項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

2 新法附則第九條第一項及び第四項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に開始した事業年度分の各事業年度の所得の計算につい

ては、なお従前の例による。

3 新法の規定中個人の事業税に關する部分は、昭和四十八年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に關する規定の適用)

第四条 次項に定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に關する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三條の十四第一項及び第七十三條の十五の二第一項の規定は、昭和四十八年一月一日以後の不動産の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

(娯樂施設利用税に關する規定の適用)

第五条 新法第七十八條第一項及び第九十二條の二の規定は、昭和四十八年六月一日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべき娯樂施設利用税について適用し、同日前ににおけるゴルフ場の利用に対して課する娯樂施設利用税については、なお従前の例による。

(料理飲食等消費税に關する規定の適用)

第六条 新法第九十四條の四、第九十四條の五第一項及び第九十九條第三項の規定は、昭和四十八年十月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第九十三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。)に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前ににおけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

(自動車税に關する規定の適用)

第七条 新法第九十九條、第一百零五條第三項及び第四項並びに第五百一十一條第三項の規定は、昭和四十九年度分の自動車税から適用し、昭和四十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(市町村民税に關する規定の適用)

第八条 新法の規定中個人の市町村民税に關する部分(新法第三十二條八條の規定によつて課する所得割(以下この條において「分離課税に係る所得割」という。)に關する部分を除く)は、昭和四十八年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中分離課税に係る所得割に關する部分は、昭和四十八年一月一日以後に支払うべき退職手当等(新法第三十二條八條に規定する退職手当等をいう。以下この條において同じ。)に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新法の規定中分離課税に係る所得割に關する部分(新法第三十二條八條の五第二項の規定による特別徴収に係る部分に限る)は、昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

4 昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等につき改正後の所得税法第三十條第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に新法の規定中分離課税に係る所得割の額を適用した場合における分離課税に係る所得割の額(以下この項において「改正後の市町村民税の退職所得割額」という。)をこえる場合には、旧法第三十二條八條の五第二項の規定による納入申告書に、改正後の市町村民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、新法第七十七條の規定による当該退職に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行なうものとする。

る。

5 前項前段に規定する場合には、昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに係る新法第三百二十八条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新法第三百二十八条の十三第一項の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（昭和四十八年四月一日前に支払われた退職手当等にあつては、地方税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第八條第四項に規定する改正後の市町村民税の退職所得割額）」とする。

（固定資産税に関する規定の適用）

第九條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十八年度分の固定資産税から適用し、昭和四十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の三第二項の規定中政令で定める車庫の新設又は増設をするために敷設した同項に規定する構築物に関する部分は、昭和四十七年一月二日以後において敷設された当該構築物について、昭和四十八年度分の固定資産税から適用する。

3 改正前の租税特別措置法第四十三條第一項又は昭和四十八年の租税特別措置法改正法附則第十一條第七項の規定の適用を受ける改正前の租税特別措置法第四十三條第一項の表の第三号に掲げる機械その他の設備に対して課する固定資産税については、旧法第三百四十九条の三第四項中「租税特別措置法第四十三條第一項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）による改正前の租税特別措置法第四十三條第一項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十一條

第七項」と、「同項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律による改正前の租税特別措置法第四十三條第一項」として、同項の規定の例による。

4 旧法第三百四十九条の三第十三項の規定は、昭和四十七年三月三十一日までの間において新設された同項に規定する機械設備等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

5 新法第三百八十一條第六項の規定は、個人の所有する住宅用地（新法第三百四十九条の三の二に規定する住宅用地をいう。以下同じ。）のうち当該住宅用地に係る昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき額が同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を乗じて得た額に満たないものについては、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。

6 新法第三百八十四條第一項ただし書及び第二項の規定は、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。

7 旧法附則第十五條第四項の規定は、昭和四十七年三月三十一日までの間において取得された同項に規定する機械設備等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

第十條 昭和四十八年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十九条の三の二の規定が適用される住宅用地（前条第五項の規定の適用を受けるものを除く。）及び新法附則第十八條第八項又は附則第十八條の二第一項の規定が適用される宅地等に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法第三百八十一條第六項の規定により土地課税台帳等に登録された当該住宅用地の価格に新法第三百四十九条の三の二に定める率を乗じて得た金額及び新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項の表の下欄に掲げる額については、これらの額を当該宅地等の所有者に通知することによつて新法第四百十五條の規定による固定資産課税

台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該住宅用地の価格に第三百四十九条の三の二に定める率を乗じて得た金額に係る新法第四百十七條第一項及び第四百三十二條第一項の規定の適用については、新法第四百十七條第一項中「第四百十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第十條第一項の規定による固定資産の価格等の通知をした日以後において当該通知に係る価格等」と、新法第四百三十二條第一項中「第四百十五條第一項（第四百十九條第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第十條第一項の規定による当該固定資産の価格等の通知を受けた日」とする。

2 昭和四十八年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八條第八項又は附則第十八條の二第一項の規定が適用される宅地等に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法第三百六十四條第七項の規定により納税者に納税通知書を交付する場合には、宅地等に対して課する固定資産税の額の算定方法の概要を記載した文書をあわせて交付するものとする。

第十一條 昭和四十八年度分の固定資産税に限り、市町村は、宅地等に対して課する固定資産税について、新法第三百六十四條第二項の納税通知書の交付期限までに、当該宅地等が住宅用地であることの認定ができなかつた等のやむを得ない理由があることにより当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の税額の算定（以下この条において「本算定」という。）ができなかつた場合には、個人の所有する宅地等については旧法の規定、法人の所有する宅地等については旧法の規定、新法附則第十八條第八項の規定又は

新法附則第十八條の二第二項の規定の適用があるものとして、これらの規定により仮に算定した当該宅地等に係る固定資産税額に相当する額（以下この条において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において、当該宅地等に係る固定資産税をそれぞれ納期において徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定によつて固定資産税を賦課した後において本算定が行なわれた場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、本算定による昭和四十八年度分の固定資産税額（以下この条において「本算定税額」という。）にすでに賦課した固定資産税額が満たないときは、本算定が行なわれた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、すでに徴収した固定資産税額が本算定税額をこえるときは、新法第十七條又は第十七條の二の規定の例によつて、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定によつて固定資産税を徴収する場合において当該固定資産税の納税者に交付する納税通知書には、次の各号に掲げる事項を趣旨とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一 納税通知書に記載された土地に係る賦税標準額及び税額は、個人の所有する宅地等については旧法の規定、法人の所有する宅地等については旧法の規定、新法附則第十八條第八項の規定若しくは新法附則第十八條の二第二項の規定により仮に算定した額であり、又は当該額を含むものであること。

二 すでに賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合には、本算定が行なわれた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、すでに徴収した仮算定税額が本算定税額をこえる場合には、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金

に充当するものであること。

4 第一項の規定によつて徴収する固定資産税に
ついて滞納処分をする場合には、当該土地等につ
いて第二項の規定による通知が行なわれる日ま
での間は、財産の換価は、することができな
い。

(電気ガス税に關する規定の適用)

第十二条 新法第四百八十九條第一項、第二項及
び第十一項並びに第四百九十條の二第一項の規
定は、昭和四十八年六月一日以後に使用する電
氣又はガスに對して課すべき電気ガス税(特別
徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に
徴収すべき料金に係るもの)に對して適用
し、同日前に使用した電氣又はガスに對して課
する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税に
あつては、同日前に取納した、又は取納すべき
であつた料金に係るもの)に對しては、なお従
前の例による。

2 新法第四百九十條の規定は、昭和四十八年十
月一日以後に使用する電氣又はガスに對して課
すべき電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税
にあつては、同日以後に取納すべき料金に係る
もの)に對して適用し、同日前に使用した電氣
又はガスに對して課する電気ガス税(特別徴収
に係る電気ガス税にあつては、同日前に取納し
た、又は取納すべきであつた料金に係るもの)
に對しては、なお従前の例による。

(特別土地保有税に關する規定の適用)

第十三条 新法の規定中特別土地保有税に關する
部分は、土地に對して課する特別土地保有税に
あつては昭和四十九年度分から適用し、土地の
取得に對して課する特別土地保有税にあつては
昭和四十八年七月一日以後の土地の取得につ
いて適用する。

2 新法第五百九十九條第一項第二号の規定によ
り昭和四十九年二月末日までに申告納付すべき
土地の取得に對して課する特別土地保有税につ
いては、新法第五百九十五條及び第五百九十九

条第一項第二号中「一月一日前一年以内」とあ
るのは、「昭和四十八年七月一日から同年十二
月三十一日までの間」とする。

3 新法附則第十八條の二第一項又は第二項の規
定の適用がある非住宅用地に對して課する昭和
四十九年度分の特別土地保有税については、新
法第五百九十六條第一号中「当該年度分の固定
資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、
「附則第十八條の二第一項又は第二項の當
該年度分の固定資産税の課税標準となるべき
額」とする。

(自動車取得税に關する規定の適用)

第十四条 新法附則第三十二條の規定は、施行日
以後の自動車の取得に對して課すべき自動車取
得税に對して適用し、同日前の自動車の取得に
對して課する自動車取得税については、なお従
前の例による。

(都市計画税に關する規定の適用)

第十五条 新法の規定中都市計画税に關する部分
は、昭和四十八年度分の都市計画税から適用
し、昭和四十七年度分までの都市計画税につ
いては、なお従前の例による。

(罰則に關する規定の適用)

第十六条 この法律の施行前にした行為並びにこ
の附則の規定によりなお従前の例によることと
される地方税及びこの附則の規定によりなお効
力を有するものとされる旧法の規定に係る地方
税に係るこの法律の施行後にした行為に對する
罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 前各条に定めるもののほか、この法律
の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め
る。

(地方財政法の一部改正)

第十八条 地方財政法(昭和二十三年法律第九
号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第五号中「電気ガス税」の下に
「、特別土地保有税」を加える。

(地方交付税法の一部改正)

第十九条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二
百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條第三項の表市町村の項中第十六号を
第十七号とし、第八号から第十五号までを一号
ずつ繰り下げ、第七号の次に次のように加える。

八 特別土地保有税

前年度における特別土地保有税の課税標準額

第二十条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條第三項の規定は、昭和四十九年度分の地
方交付税から適用する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに
日本国における合衆國軍隊の地位に關する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に關する法律の一
部改正)

第二十一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区
域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に關する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に關する
法律(昭和二十七年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三條の表中

合衆國軍隊による電氣及びガスの 使用で合衆國軍隊又はその公認調 達機關の証明があるもの	合衆國軍隊 合衆國軍隊の構成員等による電氣 及びガスの使用で合衆國がその料 金を支払うべきもの	合衆國軍隊 合衆國軍隊の構成員等	電氣ガス税
---	--	---------------------	-------

を

合衆國軍隊による電氣及びガスの 使用で合衆國軍隊又はその公認調 達機關の証明があるもの	合衆國軍隊 合衆國軍隊の構成員等による電氣 及びガスの使用で合衆國がその料 金を支払うべきもの	合衆國軍隊 合衆國軍隊の構成員等	電氣ガス税
合衆國軍隊が日本国において所有 する土地又はその取得	合衆國軍隊		
軍人用販売機關等が合衆國軍隊の 使用する施設及び区域内において 所有する土地又はその取得	軍人用販売機關等	特別土地保有税	

に改める。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關
する法律の一部改正)

付金に關する法律(昭和三十一年法律第八十二
号)の一部を次のように改正する。

第二十二條 国有資産等所在市町村交付金及び納
第五條第一項中「から第三百四十九條の四ま

地方団体の種類

経費の種類

測定単位

単位

費用

一 警察費	警察職員数	一人につき	二、三九四、〇〇〇円
二 土木費			
1 道路橋りょう費			
(1) 経常経費	道路の面積	一平方メートルにつき	九二〇〇
(2) 投資的経費	道路の延長	一メートルにつき	一、七五〇〇
2 河川費			
(1) 経常経費	河川の延長	一メートルにつき	二八〇〇
(2) 投資的経費	河川の延長	一メートルにつき	二六〇〇
3 港湾費			
(1) 経常経費	港湾（漁港を含む）における保留施設の延長	一メートルにつき	八、一〇〇〇
(2) 投資的経費	港湾（漁港を含む）における外郭施設の延長	一メートルにつき	二、二〇〇〇
4 その他の土木費			
(1) 経常経費	海岸保全施設の延長	一メートルにつき	一九〇〇
(2) 投資的経費	海岸保全施設の延長	一メートルにつき	一〇〇〇
三 教育費			
1 小学校費	教職員数	一人につき	一、一五一、〇〇〇
2 中学校費	教職員数	一人につき	一、一六五、〇〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき	一、一七〇、〇〇〇
(1) 経常経費	生徒数	一人につき	一、九七九、七〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	一四、五〇〇
4 その他の教育費	盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	六五三〇
			六一九、〇〇〇

道府県

四	厚生労働費	1 生活保護費	町村部人口	一人につき	一、三六三〇〇
		2 社会福祉費	(1) 経常経費人口	一人につき	八一九〇〇
			(2) 投資的経費人口	一人につき	一一〇〇〇
		3 衛生費	人口	一人につき	一、〇四〇〇〇
		4 労働費	人口	一人につき	一八三〇〇
			失業者数	一人につき	一九七、〇〇〇〇〇
五	産業経済費	1 農業行政費	(1) 経常経費農家数	一戸につき	二〇、七〇〇〇〇
			(2) 投資的経費耕地の面積	一ヘクタールにつき	一七、二〇〇〇〇
		2 林野行政費	(1) 経常経費林野の面積	一ヘクタールにつき	九四〇〇〇
			(2) 投資的経費林野の面積	一ヘクタールにつき	二、七〇〇〇〇
		3 水産行政費	(1) 経常経費水産業者数	一人につき	三六、〇〇〇〇〇
			(2) 投資的経費水産業者数	一人につき	一六、六〇〇〇〇
		4 商工行政費	人口	一人につき	四三一〇〇〇
六	その他の行政費	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき	一一〇〇〇〇〇
		2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	二四五、〇〇〇〇〇
		3 その他の諸費			
		(1) 経常経費人口	一人につき	一、〇七〇〇〇	
		(2) 投資的経費人口	一人につき	九二〇〇〇	
七	災害復旧費	面積	災害復旧事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一平方キロメートルにつき	二九〇、〇〇〇〇〇〇
					九五〇〇〇〇〇〇
八	特定償還費	公共事業費等特定千円につき	の事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債に係る元利償還金		二五〇〇〇〇〇

九 特別事業債償還費			公共事業費等特定千円につき	一三三〇〇
の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額				
一 消防費	人口	一人につき	一、六五八〇〇	
二 土木費				
1 道路橋りょう費				
(1) 経常経費 道路の面積		一平方メートルにつき	三九〇〇	
(2) 投資的経費 道路の延長		一メートルにつき	一三五〇〇	
2 港湾費				
(1) 経常経費 港湾（漁港を含む）における係留施設の延長		一メートルにつき	七、二〇〇〇	
(2) 投資的経費 港湾（漁港を含む）における外郭施設の延長		一メートルにつき	二、二〇〇〇	
3 都市計画費				
(1) 経常経費 都市計画区域における人口		一人につき	一四五〇〇	
(2) 投資的経費 都市計画区域における人口		一人につき	三〇五〇〇	
4 公園費				
(1) 経常経費 人口		一人につき	三五〇〇	
(2) 投資的経費 人口		一人につき	二五〇〇	
5 下水道費				
(1) 経常経費 人口集中地区人口		一人につき	四五〇〇	
(2) 投資的経費 人口集中地区人口		一人につき	二五〇〇	
6 その他の土木費				
(1) 経常経費 人口		一人につき	二一五〇〇	
(2) 投資的経費 人口		一人につき	一二〇〇〇	
三 教育費				
1 小学校費				
(1) 経常経費 児童数		一人につき	八、三〇〇〇	
(2) 投資的経費 児童数		一学級につき	二一〇、〇〇〇	
(3) 投資的経費 学校数		一校につき	一、八〇〇、〇〇〇	

市町村				
四 厚生労働費				
1 生活保護費 市部人口		一人につき	一、二一七〇〇	
2 社会福祉費				
(1) 経常経費 人口		一人につき	七五九〇〇	
(2) 投資的経費 人口		一人につき	一一〇〇〇	
3 保健衛生費 人口		一人につき	四五二〇〇	
4 清掃費				
(1) 経常経費 人口		一人につき	一一、一〇〇〇	
(2) 投資的経費 人口		一人につき	一二五〇〇	
5 労働費 失業者数		一人につき	一九七、〇〇〇	
五 産業経済費				
1 農業行政費				
(1) 経常経費 農家数		一戸につき	一〇、八〇〇〇	
(2) 投資的経費 農家数		一戸につき	五、八〇〇〇	
2 商工行政費 人口		一人につき	二五三〇〇	
3 その他の産業経済費				
(1) 経常経費 林業、水産業及び鉱業の従業者数		一人につき	七、三〇〇〇	
(2) 投資的経費 林業、水産業及び鉱業の従業者数		一人につき	五、二〇〇〇	
2 中学校費				
(1) 経常経費 生徒数		一人につき	七、四〇〇〇	
(2) 投資的経費 生徒数		一学級につき	二一〇、〇〇〇	
3 高等学校費				
(1) 経常経費 教職員数		一人につき	一、九一七、〇〇〇	
(2) 投資的経費 生徒数		一人につき	一四、三〇〇〇	
(3) 投資的経費 生徒数		一人につき	七、〇〇〇〇	
4 その他の教育費				
(1) 経常経費 人口		一人につき	一、一九七〇〇	
(2) 投資的経費 人口		一人につき	八五〇〇	

六 其他の行政費	一 徴税費	二 戸籍住民基 本台帳費	三 其他の諸 費	(一) 經常經費 人口	(二) 投資的經 費	七 災害復旧費	八 特定債償還費	九 辺地対策事業 債償還費	十 特別事業債償 還費
市町村税の税額	市町村税の税額	世帯数		面積	面積	災害復旧事業費の 財源に充てるため 発行を許可された 地方債に係る元利 償還金	公共事業費等特定 の事業費の財源に 充てるため発行を 許可された地方債 に係る元利償還金	辺地対策事業費の 財源に充てるため 発行を許可された 地方債に係る元利 償還金	公共事業費等特定 の事業費の財源に 充てるため昭和四 十一年度において 特別に発行を許可 された地方債の額
千円につき	千円につき	一世帯につき		一人につき	一平方キロメートルにつき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
一二五〇〇	一三五〇〇			二、七〇〇	一八〇、〇〇〇	八五、〇〇〇	二五〇〇	八〇〇〇	一一九〇〇

附則

- この法律は、公布の日から施行し、昭和四十八年度分の地方交付税から適用する。
- 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項を削り、附則第五項を附則第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 この会計においては、昭和四十八年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、前項の規定によるほか、九百五十億円を限り、予算で定めるところにより、この会計の負担において、借入金をする事ができる。

附則第六項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第七項中「昭和四十七年度」の下に「及び昭和四十八年度」を加え、同項を附則第六項とし、附則第八項中「第四項及び第五項」を「及び第四項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第九項中「第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、同項を附則第八項とし、附則第十項から第十二項までを削り、

附則第十三項中「第十三項」を「第十六項」に改め、同項を附則第九項とし、附則第十四項を附則第十項とし、附則第十五項中「第四項、第五項、第十項若しくは第十一項」を「若しくは第四項」に、「第六項、第十二項において準用する場合を含む」、第七項若しくは第十三項を「第五項、第六項若しくは第九項」に、「附則第十三項」を「附則第十六項」に改め、同項を附則第十三項とする。

3 昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「昭和四十八年度にあつては、法附則第十一項の規定により算定した額」を「の規定により算定した額（昭和四十八年度にあつては、当該額に三百億円を加算した額）」に改め、同条第三項中「第五項」を「第三項」に改める。

三月九日本委員会に左の案件を付託された。

- 市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願（第六〇八号）（第六二二号）（第六二七号）（第六二八号）（第六三三号）（第六三五号）（第六五五号）（第六五七号）（第六六二号）（第六六四号）（第六六五号）（第六六七号）（第六七八号）（第六八四号）（第六八五号）（第六七〇号）（第七〇一号）
- 都府政確立に関する請願（第六九四号）

第六〇八号 昭和四十八年二月二十三日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願
請願者 徳島県名西郡石井町石井一、四〇八ノ一 福原英祐外三百二十三名
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第六二二号 昭和四十八年二月二十三日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願
請願者 福島市笹谷字前田六八 佐藤吉雄 外二千五百七十七名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第六二七号 昭和四十八年二月二十四日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願
請願者 長野市中村三三七 伊藤清四郎外二百二十名
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第六二八号 昭和四十八年二月二十四日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願
請願者 香川県高松市太田上町三七二ノ一 高松市中央農業協同組合長 喜多 秀雄外六百六十一名
紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第六三四号 昭和四十八年二月二十四日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願
請願者 徳島県阿南市領家町本荘ノ内一三〇ノ五 藤井太郎外二十三名
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第六三五号 昭和四十八年二月二十四日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願（十通）
請願者 京都府綴喜郡井手町大字多賀多賀 農業協同組合長 市場繁三郎外八

十九名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第六五三〇号 昭和四十八年二月二十六日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 福島市中町七ノ一七福島県農業協同組合中央会会長 斎藤初四郎外

紹介議員 棚辺 四郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第六五四〇号 昭和四十八年二月二十六日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(一通)

請願者 京都府綴喜郡田辺町大字河原里の内八一 西村正富外八十三名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第六五五〇号 昭和四十八年二月二十六日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 香川県坂出市高屋町一、〇八六ノ三松山農業協同組合長 富木田真造外十名

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第六五六〇号 昭和四十八年二月二十六日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(五通)

請願者 愛知県愛知郡日進町大字蟹甲新田字池下二二三ノ一日進町農業協同組合長 村瀬梅雄外四百九十名

紹介議員 森 八三三君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第六七〇〇号 昭和四十八年二月二十七日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 徳島県阿南市津乃峯町東分 岡久美春外八百八十三名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第六七一〇号 昭和四十八年二月二十七日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(十一通)

請願者 京都府相模郡木津町大字相模小字大里九五 船富義隆外百一十一名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第六七二〇号 昭和四十八年二月二十七日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市東富松字宮東一、三〇九 山村一三外八十一名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第六七三〇号 昭和四十八年二月二十七日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 東京都小金井市貫井南町四ノ九ノ二一 村越平次外一万九千七百七十三名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第六七八〇号 昭和四十八年二月二十七日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 東京都練馬区錦一ノ五ノ九 加藤源蔵外二万二千四百八十八名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第六八四〇号 昭和四十八年二月二十八日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 神戸市垂水区押部谷町高和八九四 藤本文夫外九十四名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第六八五〇号 昭和四十八年二月二十八日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(九通)

請願者 京都府城陽市大字寺田小字中大小一三七城陽市農業協同組合長 西村義一外九十三名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第七〇〇〇号 昭和四十八年三月一日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 徳島県鳴門市里浦町里浦字坂田二九三ノ一 谷好外百七十九名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第七〇一〇号 昭和四十八年三月一日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(三通)

請願者 兵庫県明石市大久保町江井島二九八 田中義一外三百四十六名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第六九四〇号 昭和四十八年三月一日受理

都財政確立に関する請願

請願者 東京都新宿区東大久保二ノ七八ノ一 唐沢恵子外二百九十五名

紹介議員 阿部 憲一君

都民の生命と暮らしを守るための都財政確立に關し、左記事項について十分に審議されたい。

一、大都市税源の拡充を図ること。

(1) 法人二税の不均一超過課税を認めること。

(2) 固定資産税について、法人の負担調整措置を廃止し、住宅敷地について軽減すること。

(3) 法定外普通税としての高速道路利用税等を認めること。

二、起債許可制度を廃止すること。

三、補助基準、単価、範囲等の実施額への一致及び補助基準における大都市行政需要の算入等、国庫補助制度の改善を図ること。

四、地方道路譲与税、義務教育教職員給与費国庫負担金等の財政調整を廃止すること。

五、高等学校新設に対する国庫補助制度の確立をはかること。

六、地方交付税算定上、都市分と府県分の合算を規定した地方交付税法第二十一条第一項を廃止すること。

七、路面電車、バス、地下鉄の累積赤字を国の負担を中心としたなげすること。

八、公営交通企業会計への一般財源繰入制限を廃止すること。

理由

高度成長政策による集積の不利益と外部負経済が急速に増加している過密都市東京の都市問題は、公害・物価・福祉・教育・住宅等あらゆる面で緊急に措置せねばならない膨大な行政需要に迫られ、その解決は東京都の努力もさることながら、財政的には地方財政政策及び国家予算に影響されることがあつて大である。

三月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方税法の一部を改正する法律案(衆)

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 犯罪取締(第百三十九条—第百四十四条)」を「第五款 犯罪取締(第百三十九条—第百四十四条)」を「第六款 交付(第百四十四条の条—第百四十四条)」に改める。

第二十三条第一項第十一号中「扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、イ及びロを次のように改める。

イ 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの

ロ イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、合計所得金額が百五十万円以下であるもの

第二十四条の五第一項第三号中「三十八万円」を「四十五万円」に改める。

第三十二条第四項第一号中「十七万円」を「四十二万円」に改める。

第三十四条第一項第六号中「十万円」を「十三万円」に、「十二万円」を「十七万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「十万円」を「十三万円」に改め、同項第十号中「十四万円」を「十七万円」に改め、同項第十一号中「十一万円」を「十四万円」(その者が老人扶養親族(扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者で障害者に該当しないものをいう。第三項及び第五項において同じ。))である場合には、十七万円)に改め、同条第二項中「十五万円」を「十八万円」に改め、同条第三項中「扶養親族を有する所得割の納税義務者に配偶者がいない場合」を「所得割の納税義務者に配偶者がなく、かつ、その者が老人扶養親族以外の扶養親族を有する場合」に、「十二万円」を「十六万円」に改め、同条第五項中「若しくはは扶養親族」を「若しくはは老人扶養親族若しくははその他の扶養親族」に、「第二十三条第一項第十一号」を「第二十三条第一項第十一号イ」に改める。

第三十五条第一項を次のように改める。

所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定められた率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によつて課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

百五十万円以下の金額	百分の二
百五十万円をこえる金額	百分の三
二百五十万円をこえる金額	百分の四
四百万円をこえる金額	百分の五
六百万円をこえる金額	百分の六

第五十条の四の表を次のように改める。

百五十万円以下の金額	百分の二
百五十万円をこえる金額	百分の三
二百五十万円をこえる金額	百分の四
四百万円をこえる金額	百分の五
六百万円をこえる金額	百分の六

第五十一条第二項中「百分の五・六」を「百分の八」に、「百分の六・六」を「百分の十」に改める。

第七十二条の十七第三項第一号中「十七万円」を「四十二万円」に改める。

第七十二条の十八第一項及び第二項中「六十万円」を「九十万円」に改める。

第二章第六節に次の一款を加える。

第六款 交付

(料理飲食等消費税の場所所在の市町村に対する交付)

第百四十四条の二 道府県は、当該道府県内の第百三十三条第一項の場所(第百四十四条第一項及び第三項の規定により第百三十三条第一項の場所とみなされるものを含む)所在の市町村に対し、自治省令で定めるところにより、当該道府県に納入され、又は納付された当該市町村に所在する当該場所に係る料理飲食等消費税の額の二分の一に相当する額を交付するものとする。

第百九十二条第一項第十一号中「扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、イ及びロを次のように改める。

イ 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの

ロ イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、合計所得金額が百五十万円以下であるもの

第百九十五条第一項第三号中「三十八万円」を「四十五万円」に改める。

第百三十三条第四項第一号中「十七万円」を「四十二万円」に改める。

第百三十四条の二第一項第六号中「十万円」を「十三万円」に、「十二万円」を「十七万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「十万円」を「十三万円」に改め、同項第十号中「十四万円」を「十七万円」に改め、同項第十一号中「十一万円」を「十四万円」(その者が老人扶養親族(扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者で障害者に該当しないものをいう。第三項及び第五項において同じ。))である場合には、十七万円)に改め、同条第二項中「扶養親族を有する所得割の納税義務者に配偶者がいない場合」を「所得割の納税義務者に配偶者がなく、かつ、その者が老人扶養親族以外の扶養親族を有する場合」に、「十二万円」を「十六万円」に改め、同条第五項中「若しくはは扶養親族」を「若しくはは老人扶養親族若しくははその他の扶養親族」に、「第二十三条第一項第十一号」を「第二十三条第一項第十一号イ」に改める。

第百九十二条第一項第十一号イに改める。

第百三十四条の六第一項中「百分の九・一」を「百分の十五」に、「百分の十・七」を「百分の十八」に改める。

第七百二十二条第一項中「土地及び家屋」を「土地、家屋及び償却資産」に、「土地又は家屋」を「土地、家屋又は償却資産」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の「価格」とは、当該土地、家屋又は償却資産に係る第三百四十九条から第三百四十九条の三までの規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいい、同項の「所有者」とは、当該土地、家屋又は償却資産に係る固定資産税について第三百四十三条において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。

第七百二十二条の二第二項中「土地又は家屋」を「土地、家屋又は償却資産」に改める。

第七百三十四条第三項の表中「百分の九・一」を「百分の十五」に、「百分の十四・七」を「百分の二十三」に、「百分の十・七」を「百分の十八」に、「百分の十七・三」を「百分の二十八」に改める。

附則第七條第二項中「第一号又は第二号」を「第一号」に、「定める別表第一」を「別表の例によつて道府県の条例で定める特別徴収税額表(本条及び第五十条の八において「退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表」という。))に、「応ずる別表第一」を「応ずる退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表」に、「とする」を「と」、同条第二項中「その支払う退職手当等の金額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に」に、退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表に

掲げる税額」とするに改め、同条第三項中「別表第一」を「退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表」に改め、同条第五項及び第七項中「別表第二」を「別表」に改める。

附則第十五条第一項及び第二項中「課する固定資産税」、「の固定資産税」及び「係る固定資産税」の下に「又は都市計画税」を、「第三百四十九条の二」の下に「又は第七百二条第一項」を加え、同条第三項から第五項までの規定中「課する固定資産税」及び「の固定資産税」の下に「又は都市計画税」を、「第三百四十九条の二」の下に「又は第七百二条第一項」を加え、同条第六項中「課する固定資産税」、「の固定資産税」及び「係る固定資産税」の下に「又は都市計画税」を、「第三百四十九条の二」の下に「又は第七百二条第一項」を加え、同条第八項中「課する固定資産税」及び「係る固定資産税」の下に「又は都市計画税」を、「及び第三百四十九条の三第八項」の下に「又は第七百二条第一項」を加え、同条第十項中「課する固定資産税」及び「の固定資産税」の下に「又は都市計画税」を、「第三百四十九条の二」の下に「又は第七百二条第一項」を加える。

別表第一を削り、別表第二中「別表」を「別表」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(道府県民税に関する規定の適用)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分(新法第五十条の二の規定によつて課する所得割に関する部分を除く。)は、昭和四十八年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中第五十条の二の規定によつて課する所得割に関する部分は、昭和四十九年一月

一日以後に支払われるべき同条に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払われるべき当該退職手当等については、なお従前の例による。

3 新法第五十一条第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税(清算所得に対する法人税額を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税を含む。)以下この項において同じ。について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)

第三条 新法第七十二条の十七第三項第一号並びに第七十二条の十八第一項及び第二項の規定は、昭和四十八年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(料理飲食等消費税の交付に関する規定の適用)

第四条 新法第四十四条の二の規定は、昭和四十八年四月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。)に対して課すべき料理飲食等消費税で道府県に納入され、又は納付された分から適用する。

(市町村民税に関する規定の適用)

第五条 新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和四十八年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十四条の大第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税(清算

算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の市町村民税を含む。)以下この項において同じ。について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

(償却資産に係る都市計画税に関する規定の適用)

第六条 新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和四十九年度分の都市計画税から適用し、昭和四十八年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(都の特例に関する規定の適用)

第七条 新法第七百三十四条第三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の都民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税(清算所得に対する法人税額を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の都民税を含む。)以下この項において同じ。について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の都民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

(罰則に関する規定の適用)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)

第十条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「以下「娯楽施設利用税交付金」という。の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額」との下に「料理飲食等消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の料理飲食等消費税の収入見込額から地方税法第四十四条の二の規定により同条の場所所在の市町村に交付するものとされる料理飲食等消費税に係る交付金(以下「料理飲食等消費税交付金」という。の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額」とし、当該市町村の娯楽施設利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」の下に「当該市町村の料理飲食等消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」の下に「当該指定市の娯楽施設利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を加え、同条第三項の市町村の項中第十六号を第十七号とし、第九号から第十五号までを一

号ずつ繰り下げ、「八 娯楽施設利用税交付金」当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員を「九 娯楽施設利用税交付金」当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員を「十 娯楽施設利用税交付金」当該市町村に所在する料理店、飲食店、旅館等に係る売上金額」に改める。

2 前項の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項及び第三項の規定は、昭和四十八年度分の地方交付税から適用する。

三月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(第七三八号)(第七五四号)(第七五八号)(第七八三号)(第七八四号)(第七八五号)(第八二九号)(第八三八

号(第八六六号)(第八六七号)(第八六八号)
(第八八五号)

一、都財政確立に関する請願(第八一一号)

第七三八号 昭和四十八年三月二日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 徳島県那賀郡那賀川町大字西原三一四ノ二 橋本久外百七名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第七五四号 昭和四十八年三月三日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(十六通)

請願者 岐阜県安八郡安八町東結農協同組合長 堀須司外三千八百二十一名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第七五八号 昭和四十八年三月三日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 徳島県阿南市津乃峰町戎山一三九四宮信雄外九十六名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第七八三号 昭和四十八年三月五日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 岐阜市瑞穂町六四岐阜市農業協同組合長 森守一外四千五百七十七名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第七八四号 昭和四十八年三月五日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 静岡県沼津市西浦江梨一一五加藤一雄外五百八名

紹介議員 斎藤 寿夫君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第七八五号 昭和四十八年三月五日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 徳島県阿南市見能林町柏野二九山川昭外四十六名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第八二九号 昭和四十八年三月六日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 徳島県鳴門市撫養町木津三五九ノ二 田中順光外百六十九名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第八三八号 昭和四十八年三月七日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 徳島県阿南市富岡町西石塚 石岡武雄外四十七名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第八六六号 昭和四十八年三月八日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 徳島県阿南市七見町 久米田克巳外十一名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第八六七号 昭和四十八年三月八日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(二通)

請願者 大分県別府市大字鶴見六三五 竹下伝外千四百九十名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第八六八号 昭和四十八年三月八日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(二通)

請願者 大分市大字中戸次四、五三八ノ一 菱浦春正外千二百六十四名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第八八五号 昭和四十八年三月八日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(八通)

請願者 新潟市石山一、五四七新潟市石山地区第一農業協同組合長 三膳秋坪外千四百四十六名

紹介議員 君 健男君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第八一一号 昭和四十八年三月五日受理

都財政確立に関する請願

請願者 東京都八王子市万町四六ノ二 榎本誠外六百十二名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第六九四号と同じである。

三月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律

公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「市街化区域の」を「都市の健全な発展と秩序ある」に、「行なうこと」を「行なうこと等」に改める。

第二条第三号を次のように改める。

三 都市計画区域 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。

「第二章 市街化区域内の土地の先買い」を「第二章 都市計画区域内の土地の先買い」に改める。

第四条第一項及び第五条第一項中「市街化区域内」を「都市計画区域内」に改める。

第六条第二項中「二週間以内」を「三週間以内」に改める。

第七条を次のように改める。

(土地の買取価格)

第七条 地方公共団体等は、届出等に係る土地を買い取る場合には、地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第六条の規定による公示価格を標準として算定した価格(当該土地が同法第二条第一項の都市計画区域以外の区域内に所在するときは、近傍類似地の取引価格等を考慮して算定した当該土地の相当な価格)をもつてその価格としなければならない。

第八条第一号及び第三号中「二週間」を「三週間」に改める。

第九条第一項中「第四条第一項の届出に係るものにあつては次に掲げる事業の用に、第五条第一項の申出に係るものにあつては」を削る。

第十条第一項を次のように改める。

地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図る

通勤により」を加える。

第三十八条第一項中「死亡」の下に「又は通勤による死亡」を加える。

第四十二条中「公務上」の下に「死亡し、又は通勤により」を加え、「平均給与額の六十日分に相当する」を「通常葬祭に要する費用を考慮して政令で定める」に改める。

第四十五条中「公務」の下に「又は通勤」を加える。

第四十七条中「災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

第四十九条第一項中「負担金」の下に「その他の収入」を加える。

第五十条を次のように改める。

(損害賠償との調整等)
第五十八条 地方公共団体が国家賠償法(昭和十二年法律第二百二十五号)、民法その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合において、基金がこの法律による補償を行つたときは、同一の事由については、地方公共団体は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が、同一の事由につき国家賠償法、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、基金は、その価額の限度において補償の義務を免れる。

第五十九条の見出しを削る。

第六十条を次のように改める。

(戸籍に関する無料証明)
第六十六条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長とする。)は、基金又はこの法律若しくはこの法律に基づき、条例による補償を受けようとする者に対して、当該市(特別区を含む)町村の条例で定めるところにより、補償を受けようとする者又は遺族の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

第六十六条の次に次の一条を加える。

(通勤による災害に係る一部負担金)

第六十六条の二 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員(自治省令で定める職員を除く。)は、一部負担金として、二百円をこえない範囲内で自治省令で定める金額を基金に払い込まなければならない。

2 基金は、前項の一部負担金に充てるため、同項の職員に支払うべき補償の額から当該一部負担金の額に相当する金額を控除することができる。

3 職員の給与支給機関は、第一項の職員に支給すべき補償がない場合において当該職員に支給すべき給与があるときは、当該職員の給与から同項の一部負担金の額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代わつて基金に払い込むことができる。

第六十九条第一項中「災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

附則第六十六条第一項中「公務上」の下に「死亡し、又は通勤により」を加える。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第...

第二条 この法律による改正後の地方公務員災害補償法第二條、第二十六條、第二十八條から第三十一條まで、第三十八條第一項、第四十二條(公務上の死亡に係る葬祭補償の額に関する部分を除く。)、第四十七條及び附則第六條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に発生した事故に起因する同法第二條第二項に規定する通勤による災害(附則第六條において「通勤災害」という。)について適用する。

(経過措置)
第二条 この法律による改正後の地方公務員災害補償法第二條、第二十六條、第二十八條から第三十一條まで、第三十八條第一項、第四十二條(公務上の死亡に係る葬祭補償の額に関する部分を除く。)、第四十七條及び附則第六條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に発生した事故に起因する同法第二條第二項に規定する通勤による災害(附則第六條において「通勤災害」という。)について適用する。

(健康保険法の一部改正)
第三条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十九条ノ七中「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)」の下に「又は地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)」を加え、「夫々療養給付若ハ長期傷病給付、休業給付若ハ長期傷病給付又ハ葬祭給付」を「夫々ノ給付ニ相当スル給付」に改める。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)
第四条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)」の下に「地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)」を加え、同条第四項中「労働者災害補償保険法」の下に「地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第五条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」を「第五十五条の二」に、「第九十二条」を「第九十二条の二」に改める。

第四章第二節第一款中第五十五条の次に次の一条を加える。

(通勤による災害に係る補償との調整)
第五十五条の二 次条第一項又は第五十八条第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項若しくは第六十八条第一項若しくは第二項に規定する療養の給付又は療養費、埋葬料若しくは傷病手当金の支給は、同一の病氣、負傷又は死亡に関し、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の規定による補償でこれらの給付に相当する通

勤(同法第二條第二項の通勤をいう。第三十六條第一項及び第三十七條において同じ。)による災害(以下「通勤災害」という。)に係るもの又はこれに相当する給付が行なわれることとなつたときは、行なわれない。

第八十六条第二項中「昭和四十二年法律第二百一十一号」を削り、「これらの給付を受けている者」の下に「(当該傷病についての同法の規定による通勤災害に係る療養補償又はこれに相当する給付の開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、継続して当該補償又は給付を受けている者を含む。)」を、「療養の給付又は療養費の支給」の下に「(地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る療養補償又はこれに相当する給付を含む。)」を加える。

第八十八条第四項中「公務によらない廃疾年金にあつてはの下に」「その者が同一の廃疾に関し地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る障害補償又はこれに相当する給付を受けていた者である場合を除き」を加え、同条第五項中「公務によらない廃疾年金に係る場合」の下に「(同一の廃疾に関し地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る障害補償又はこれに相当する給付を受けていた場合を除く。)」を、「公務による廃疾年金に係る場合」の下に「(同一の廃疾に関し同法の規定による通勤災害に係る障害補償又はこれに相当する給付を受けていた場合を含む。)」を加える。

第九十一条の見出し中「公務による」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第九十一条の二 組合員期間が十年をこえる者に支給する公務によらない廃疾年金は、同一の廃疾に関し地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る障害補償年金又はこれに相当する給付が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた給料年額に当該各号に掲げる

勤(同法第二條第二項の通勤をいう。第三十六條第一項及び第三十七條において同じ。)による災害(以下「通勤災害」という。)に係るもの又はこれに相当する給付が行なわれることとなつたときは、行なわれない。

第八十六条第二項中「昭和四十二年法律第二百一十一号」を削り、「これらの給付を受けている者」の下に「(当該傷病についての同法の規定による通勤災害に係る療養補償又はこれに相当する給付の開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、継続して当該補償又は給付を受けている者を含む。)」を、「療養の給付又は療養費の支給」の下に「(地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る療養補償又はこれに相当する給付を含む。)」を加える。

第八十八条第四項中「公務によらない廃疾年金にあつてはの下に」「その者が同一の廃疾に関し地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る障害補償又はこれに相当する給付を受けていた者である場合を除き」を加え、同条第五項中「公務によらない廃疾年金に係る場合」の下に「(同一の廃疾に関し地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る障害補償又はこれに相当する給付を受けていた場合を除く。)」を、「公務による廃疾年金に係る場合」の下に「(同一の廃疾に関し同法の規定による通勤災害に係る障害補償又はこれに相当する給付を受けていた場合を含む。)」を加える。

第九十一条の見出し中「公務による」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第九十一条の二 組合員期間が十年をこえる者に支給する公務によらない廃疾年金は、同一の廃疾に関し地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る障害補償年金又はこれに相当する給付が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた給料年額に当該各号に掲げる

勤(同法第二條第二項の通勤をいう。第三十六條第一項及び第三十七條において同じ。)による災害(以下「通勤災害」という。)に係るもの又はこれに相当する給付が行なわれることとなつたときは、行なわれない。

第八十六条第二項中「昭和四十二年法律第二百一十一号」を削り、「これらの給付を受けている者」の下に「(当該傷病についての同法の規定による通勤災害に係る療養補償又はこれに相当する給付の開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、継続して当該補償又は給付を受けている者を含む。)」を、「療養の給付又は療養費の支給」の下に「(地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る療養補償又はこれに相当する給付を含む。)」を加える。

第八十八条第四項中「公務によらない廃疾年金にあつてはの下に」「その者が同一の廃疾に関し地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る障害補償又はこれに相当する給付を受けていた者である場合を除き」を加え、同条第五項中「公務によらない廃疾年金に係る場合」の下に「(同一の廃疾に関し地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る障害補償又はこれに相当する給付を受けていた場合を除く。)」を、「公務による廃疾年金に係る場合」の下に「(同一の廃疾に関し同法の規定による通勤災害に係る障害補償又はこれに相当する給付を受けていた場合を含む。)」を加える。

第九十一条の見出し中「公務による」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第九十一条の二 組合員期間が十年をこえる者に支給する公務によらない廃疾年金は、同一の廃疾に関し地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る障害補償年金又はこれに相当する給付が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた給料年額に当該各号に掲げる

勤(同法第二條第二項の通勤をいう。第三十六條第一項及び第三十七條において同じ。)による災害(以下「通勤災害」という。)に係るもの又はこれに相当する給付が行なわれることとなつたときは、行なわれない。

第八十六条第二項中「昭和四十二年法律第二百一十一号」を削り、「これらの給付を受けている者」の下に「(当該傷病についての同法の規定による通勤災害に係る療養補償又はこれに相当する給付の開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、継続して当該補償又は給付を受けている者を含む。)」を、「療養の給付又は療養費の支給」の下に「(地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る療養補償又はこれに相当する給付を含む。)」を加える。

第八十八条第四項中「公務によらない廃疾年金にあつてはの下に」「その者が同一の廃疾に関し地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る障害補償又はこれに相当する給付を受けていた者である場合を除き」を加え、同条第五項中「公務によらない廃疾年金に係る場合」の下に「(同一の廃疾に関し地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る障害補償又はこれに相当する給付を受けていた場合を除く。)」を、「公務による廃疾年金に係る場合」の下に「(同一の廃疾に関し同法の規定による通勤災害に係る障害補償又はこれに相当する給付を受けていた場合を含む。)」を加える。

割合を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

一 組合員期間が二十年未満である者 組合員期間が十年をこえる年数一年につき百分の一

二 組合員期間が二十年以上である者 百分の十

2 公務によらない廃疾年金で、前項の規定によりその額のうち一部の金額の支給が停止されているものの額は、その額が、当該公務傷病によらない廃疾を公務傷病による廃疾とみなした場合には支給されるべき公務による廃疾年金の額をこえるときは、当該公務による廃疾年金の額に相当する額とする。

第四十三条第三項中第九十二条の次に次の一条を加える。

第九十二条の二 廃疾一時金は、同一の廃疾に關し、地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る障害補償又はこれに相当する給付が行なわれることとなつたときは、支給しない。

第百六条の見出し中「特例」を「特例等」に改

め、同条に次の一項を加える。

3 地方公共団体の長であつた期間が十年をこえる者に対する公務によらない廃疾年金については、第九十一条の二第一項中「給料年額」とあるのは「第九十二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、「百分の一」とあるのは「百分の二・五」と、「百分の十」とあるのは「百分の五」として、同条の規定を適用する。

第百三十六条第一項中「負傷し、」を「負傷した場合（通勤により病氣にかかり、又は負傷した場合を除く。）に改める。

第百三十七條第一項中「死亡した場合」の下に「（通勤により死亡した場合を除く。）」を加え、同条第二項中「公務によるもの」の下に「及び通勤によるもの」を加える。

第百四十二条第二項の表第八十六条第二項の項中「昭和四十二年法律第二百一十一号」を削る。

第二百二条の表中

第八十六条第一項第一号
第八十九条第二項

を

第八十六条第一項第一号
第八十九条第二項

に、

第八十六条第一項第二号
第八十七条第一項及び第二項
第八十八条第四項
第八十九条第一項及び第三項
第九十条第四項及び第五項
第九十三条第一項第四号

を

第八十六条第一項第二号
第八十七条第一項及び第二項
第八十八条第四項
第八十九条第一項及び第三項
第九十条第四項及び第五項
第九十一条の二第二項
第九十三条第一項第四号

に改め、同表第八十六条

第二項の項中「昭和四十二年法律第二百一十一号」を削り、「これらの給付を受けている者」の下に「（当該傷病についての同法の規定による通

勤災害に係る療養補償又はこれに相当する給付の開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、継続して当該補償又は給付を受け

ている者を含む。」を、「療養の給付又は療養費の支給」の下に「地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る療養補償又はこれに相当する給付を含む。」を加える。

附則第二十四条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条第一項中「として」を「と、」第九十一条の二第一項中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」として「に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百三十六条及び第百三十七条の規定は、この法律の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤災害に係る給付について適用する。

（昭和四十二年年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 昭和四十二年年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百一十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条に次の一項を加える。

4 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の法第九十八条の規定による遺族一時金は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の規定による通勤による災害に係る遺族補償又はこれに相当する給付が行なわれる場合には、支給しない。

昭和四十二年年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

（昭和四十二年年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「以下第三条の五まで」を「以下第三条まで、第六条及び第六条の四」に改める。

第七条中「第三条の五」を「第七条」に改め、同条を第十一条とする。

第六条中「第四条」を「第八条」に改め、同条を第十条とし、第五条を第九条とし、第四条を第八条とする。

第三条の五中「第三条の二」を「第六条」に改め、同条を第六條の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（昭和四十八年度以後における地方団体関係団体職員共済組合の年金の額の改定）

第七条 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金（以下この項において「地方公務員共済組合の年金」という。）の額がこの法律の改正により改定されることとなつた場合において、地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた者に係る新法第十二章の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金を地方公務員共済組合の年金とみなしたならばこれらの年金の額を改定すべきこととなるときは、政令で特別の定めをする。

るものを除き、これらの年金の額を、当該地方公務員共済組合の年金の額の改定が開始される月分以後、当該改定に関するこの法律の規定の例により算定した額に改定する。

2 第六条第三項の規定は、前項の規定による年金額の改定により増加する費用の負担について準用する。

第三條の四第一項及び第二項中「第三條の二」を「第六條に」、「第三條の三」を「第六條の二」に改め、同条第三項中「第三條の二」を「第六條」に改め、同条を第六條の三とする。

第三條の三を第六條の二とし、第三條の二を第六條とし、第三條を第五條とし、第二條の三第八項中「遺族年金」の下に「（以下「沖繩の退職年金等」という。）」を加え、同条の次に次の三條を加える。

（昭和四十八年度における昭和四十五年三月以前の地方公務員共済組合の年金の額の改定）

第二條の四 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金のうち、昭和四十八年九月三十日において現に支給されている年金（以下次条までにおいて「既裁定年金」という。）で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一條第一項各項に掲げる「仮定新法の給料年額、仮定退職年金条列の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二三四を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが二百六十四万円をこえる場合には、当該給料年額については、二百六十四万円）を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条列の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 既裁定年金のうち、前項の規定の適用を受けるもの（当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が当該退職年金を受ける最短期間（組合員である間に死亡したことを給付事由とする遺族年金については、十年）に達している年金に限る。）で七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する同項の規定の適用については、同項中「みなされた額」とあるのは、「みなされた額に恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第三條第一項の規定を参酌して政令で定める額を加えた額」とする。この場合においては、第一條第三項後段の規定を準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その日の属する月の翌月分以後、その額を、前項の規定に準じて改定する。

4 第一條第五項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前各項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和四十八年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについて準用する。この場合においては、第一條第六項後段の規定を準用する。

6 沖繩の退職年金等のうち、昭和四十八年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、前各項の規定に準じて政令で定めるところにより改定する。

（昭和四十八年度における昭和四十五年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定）

第三條 既裁定年金のうち昭和四十五年四月一

日から昭和四十六年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、当該既裁定年金の額（その額につき年金額の最低保障額に関する新法、施行法等の他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつた新法第四十四條第二項若しくは施行法第二條第一項第三十三号又は同項第二十九号若しくは第五十七條第三項若しくは第二條第一項第三十二号に規定する給料年額若しくは新法の給料年額又は退職年金条列の給料年額若しくは恩給法の給料年額若しくは共済法の給料年額に一・二三四を乗じて得た額（その額のうち新法第四十四條第二項又は施行法第二條第一項第三十三号に規定する給料年額又は新法の給料年額に係るものが二百六十四万円をこえる場合には、これらの給料年額については、二百六十四万円）を、それぞれ第一條第一項各号に掲げる「仮定新法の給料年額、仮定退職年金条列の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 既裁定年金のうち昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合においては、同項中「一・二三四」とあるのは、「一・一〇五」と読み替へるものとする。

3 前条第二項から第四項までの規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 前三項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和四十八年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。

この場合においては、第一條第六項後段の規定を準用する。

5 沖繩の退職年金等のうち、昭和四十八年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、前各項の規定に準じて政令で定めるところにより改定する。

（昭和四十八年度における通算退職年金の額の改定）

第四條 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十二万八千四百

二 通算退職年金の仮定給料（当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた新法の給料に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなしてこの法律の規定によりその年金額を改定するものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき新法の給料年額を求め、その給料年額を十二で除して得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額をこえるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和四十八年十一月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に

改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法別表第三に定める率を乗じて得た金額

3 新法第八十二条第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 第一条第五項の規定は、前三項の規定の適用を受ける通算退職年金の額の改定について準用する。

5 施行法第三十二条の三第一項又は第二項の規定により支給される通算退職年金のうち、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十一月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 遺族 次に掲げる者をいう。

イ 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたもの

ロ 組合員である期間(以下「組合員期間」という。)が十年以上である組合員又は当該組合員であつた者の配偶者(イに掲げ

る配偶者に該当するものを除く。)

第四十条第一項中「組合員である期間(以下「組合員期間」という。)」を「組合員期間」に改め、同条第三項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第四十五条第一項中「第二条第一項第三号に規定する」を「配偶者、子、父母、孫及び祖父母の」に改める。

第四十七条中「遺族年金又は遺族一時金」を「又は遺族年金」に改める。

第七十四条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第七十八条第二項ただし書中「十五万円」を「三十万二千四百円」に改める。

第八十二条第三項第一号中「十一万四千円」を「二十二万八千四百円」に改める。

第九十三条第一項第三号中「十年以上」を「一年以上」に改め、同項第四号中「十年未満」を「一年未満」に改め、同条第二項及び第三項第二号中「十一万五千二百円」を「二十三万五千二百円」に改める。

第九十八条を次のように改める。
第九十八条 削除
第九十九条第三項中「十八万五千円」を「二十二万四千円」に改める。

第一百零二条第二項中「復帰したとき」の下に「又は公庫等職員である間に死亡したとき(その者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有するときは除く。第五項において同じ。)」を加え、同条第五項中「復帰したとき」の下に「及び公庫等職員である間に死亡したとき」を加え、同条に次の一項を加える。

6 復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等に係る公庫等職員となつた場合(その者が更に引き続き当該公庫等以外の他の公庫等に係る公庫等職員となつた場合を含む。))における前各項の規定の適用については、その者は、これらの他の公

庫等に係る公庫等職員として在職する間、復帰希望職員として在職するものとみなす。

第一百四十二条第二項の表の上欄中「第九十八条第二項」を削る。

第一百四十四条の二第二項中「同じ。」の下に「又は団体職員である間に死亡したとき」を、「その復帰したとき」の下に「又は団体職員である間に死亡したとき」を加え、同条第四項中「前三項を、前各項」に改め、「復帰した場合」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「復帰したとき」の下に「又は団体職員である間に死亡したとき」を加え、同項の次に次の一項を加える。

4 復帰希望職員が引き続き団体職員として在職し、引き続き他の団体職員となつた場合(その者が更に引き続き当該団体職員以外の他の団体職員となつた場合を含む。))における前三項の規定の適用については、その者は、これらの他の団体職員として在職する間、復帰希望職員として在職するものとみなす。

第一百六十四条第二項中「当該共済会を組織する地方議会議員である間における公務に關連する傷病により」を削る。

第一百六十七条の二中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

第一百九十七条第二項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第二百二条の表の上欄中「第九十八条第一項」を削る。

第二百四十四条第四項中「十八万五千円」を「二十二万四千円」に改める。

附則第十一条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、施行日前に旧町村職員で恩給組合を組織していた市町村(以下次項までにおいて「恩給組合加入市町村」という。)の職員であつた者に係る旧町村職員恩給組合の

条例の規定による給付の支払に要する費用については、次項及び第五項の規定の適用がある場合を除き、自治省令で定めるところにより、恩給組合加入市町村が負担する。

附則第十一条第二項中「旧町村職員恩給組合を組織していた市町村(以下この項において「恩給組合加入市町村」という。)」を「恩給組合加入市町村」に改める。

別表第四中「一八三、六〇〇円」を「三六九、六〇〇円」に、「一五〇、〇〇〇円」を「三〇二、四〇〇円」に、「一〇五、六〇〇円」を「二二〇、八〇〇円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 遺族一時金に関する経過措置(第四十五条・第四十六条)」を「第三款 削除」に改める。

第二条第一項第十九号中「及び条例に職年の計算上年金条列職員として在職した期間に加えられる期間」を「条例に職年の計算上年金条列職員として在職した期間に加えられる期間及び年金条列職員として在職した期間に準ずるもの」として政令で定める期間」に改め、同項第二十二号中「みなされる期間」の下に「及び旧長期組合員であつた期間に準ずるもの」として政令で定める期間」を加え、同条第四項第一号中「第四十条」を「第四十五条」に改める。

第三条第四項第二号中「この項」を「この号」に改め、同項第三号中「法律第八十二号」を「昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)」に改め、同条に次の六項を加える。

6 昭和二十一年一月二十九日前に給付事由が生じた旧沖繩県町村吏員恩給組合恩給条例

が適用される期間(以下「組合員期間」という。)が十年以上である組合員又は当該組合員であつた者の配偶者(イに掲げ

(以下次項までにおいて「旧沖繩恩給条例」という。)の規定による恩給組合条例の退職料等に相当する給付で政令で定めるもの(次項及び第十項において「沖繩の退職料等」という。)

については、この法律又はこれに基づく政令に別段の規定があるもののほか、旧沖繩恩給条例の規定の例により、当該条例の規定の適用を受けていた者又はその遺族(当該条例の規定による遺族をいう。次項及び第八項において同じ。)に対し、沖繩県市町村職員共済組合からこれを支給する。

7 前項の規定は、旧沖繩恩給条例が昭和二十一年一月二十九日から昭和四十一年六月三十日までの間においてもなお効力を有するものとしたならば当該条例の規定の適用を受けることとなる者として沖繩の市町村に在職した者又はその遺族につき当該条例の規定を適用するものとした場合にこれらの者に支給すべきこととなる沖繩の退職料等について準用する。

8 前二項の規定は、第三百三十二条の二第一項第二号に規定する沖繩の共済法の規定の適用を受ける者であつた期間を有する者又はその遺族については、適用しない。

9 昭和二十年九月三日前に給付事由が生じた旧樺太市町村吏員恩給組合恩給条例(以下この項において「旧樺太恩給条例」という。)の規定による恩給組合条例の退職料等に相当する給付(旧樺太恩給条例の規定の適用を受けていた者で同日以後引き続き樺太にあつたものについては、当該条例が同日からその者が帰国した日(その者が帰国前に死亡したときは、その死亡の日)までの間においてもなお効力を有するものとし、かつ、当該条例又は死亡を当該条例の規定による退職又は死亡とみなして当該条例の規定を適用するものとした場合)にその者又はその遺族(当該条例の規定による遺族をいう。以下この項において同じ。)

に支給すべきこととなる給付を含む。)で政令で定めるもの(次項において「樺太の退職料等」という。)については、この法律又はこれに基づく政令に別段の規定があるもののほか、旧樺太恩給条例の規定の例により、当該条例の規定の適用を受けていた者又はその遺族に対し、政令で定める市町村職員共済組合からこれを支給する。

10 第六項若しくは第七項又は前項の規定により支給される沖繩の退職料等又は樺太の退職料等は、新法及びこの法律の適用については、第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定による退職料等とみなす。

11 第八項及び前項に定めるもののほか、同項に規定する沖繩の退職料等又は樺太の退職料等の額の算定の基礎となる給料の額の計算方法その他第六項、第七項及び第九項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第三号の三第一項第二号中「法律第百十三号による改正後の」を「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号。以下この項において「法律第 号」という。)による改正後の」に改め、同項第五号中「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第八十号)」を「法律第 号」に改める。

第三号の四の次に次の一条を加える。

第三号の四の二 国の新法の規定による年金の額の改定に関する法令の制定又は改正により国家公務員共済組合が支給する国の新法の規定による通算退職年金の年額が改定された場合において、第三号第一項、第三号及び第四項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金又は旧市町村共済法の規定による通算退職年金を国の新法の規定による通算退職年金とみなしたならばその額を改定すべきこととなるときは、当該年金の額を改定するものとし、その改定及び支給については、政令で特別の定めをするものを除き、当該国の新法の規定による通算退職年金の額の改定に関する法令の規定の例による。

第三号の五中「前三条」を「第三条から前条まで」に改める。

第七号第一項第一号中「第四十四号」を「第四十五号」に改め、同項第四号中「その後引き続き」を「その後他に就職することなく政令で定める期間内に」に改め、同条第二項中「又は遺族一時金」及び「退職一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合にあつては第五号から第八号までの期間に限る。」を削り、第五号から第八号までを削る。

第十号第四号中「法律第百五十五号附則第四十二号第一項又は第四十三号に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に係る外国政府又は法人を」を「外国政府等(法律第百五十五号附則第四十二号第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府、同法附則第四十三号に規定する外国特殊法人職員に係る法人及び同法附則第四十三号の二第一項に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関をいう。以下この号において同じ。)」に、「当該外国政府又は法人を」当該外国政府等」に改め、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十三号第二項中「十五万円」を「三十万二千四百円」に改める。

第三十六号中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第三十九号の見出し中「十年」を「一年」に改める。

第四十一号一条中「二十四万円」を「二十九万六千六百四十円」に、「一人については、七千二百円」を「二人までは、一人につき九千六百円」に改める。

第四十二号一条中「十一万五千二百円」を「二十三万五千二百円」に改める。

第二章第四節第三款を次のように改める。

第三款 削除

第四十五号及び第四十六号 削除

第四十八号を次のように改める。

第四十八号 削除

第五十五号第一項中「第四十八号」を「第四十九号」に改め、同条第二項中「退職一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合にあつては第五号から第八号までの期間に限る。」を削る。

第五十七号第二項中「又は第十項」を「第十項又は第十四項」に改め、「同条第十一項」の下に「又は第十二項を加え、同条第三項第二号中「附則第十一号第一項」の下に「又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第十三号第一項を加え、同条第四項中「六十五歳」を「六十歳」に、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十一号)附則第六号」を「法律第百五十五号附則第十四号(同法附則第十八条第二項、第二十三号第六項及び第三十一号において準用する場合を含む。)」に改める。

第六十四号第一項中「若しくは第四号又は第七号若しくは第八号」を「又は第四号」に改める。

第八十一号一条中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第八十五号を削り、第八十五号の二を第八十五号とする。

第八十七号及び第八十八号第三項中「第百五条」を「第百五条の二」に改める。

第百二条中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第百七条及び第百九条第五項中「第百二十条」を「第百二十条の二」に改める。

第百十八号一条中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第百二十五号第三項中「復帰したとき」の下に

「又は公庫職員である間に死亡したとき」その他の者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有するときは除く。を加え、同条に次の一項を加える。

7 復職希望職員が引き続き公庫職員として在職し、引き続き新法第四十條第一項に規定する公庫等のうち住宅金融公庫以外のもの（次条において「他の公庫等」という。）に係る同項に規定する公庫等職員（以下この項において「他の公庫等職員」という。）となつた場合（その者が更に引き続き当該他の公庫等職員以外の他の公庫等職員となつた場合を含む。）における前各項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等職員として在職する間、復職希望職員たる公庫職員として在職するものとみなす。

第二百六十六條中「在職する間」の下に「これに引き続き他の公庫等に在職する間を含む。」を加える。

第二百七十七條第二項中「復職したとき」の下に「又は公庫等職員である間に死亡したとき」その他の者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有するときは除く。を加え、同条第四項中「第五項」を「第五項及び第七項」に改める。

第二百二十八條第二項中「及び第五項」を「第五項及び第七項」に改める。

第三百三十一條第二項第二号中「法律第五十五号附則第四十二條第一項又は第四十三條に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に係る外国政府又は法人」を「外国政府等（法律第五十五号附則第四十二條第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府、同法附則第四十三條に規定する外国特殊法人職員に係る法人及び同法附則第四十三條の二第一項に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関をいう。以下この号において同じ。）に、「当該外国政府又は法人」を「当該外国政府等」に改め、同項第三号を削る。

り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第三百三十二條の八中「第五五條」を「第五五條の二」に改める。

第三百三十四條第一号中「遺族年金又は遺族一時金」を「又は遺族年金に改め、同条第二号中（第四十七條第一項第一号又は第六十三條第九項の規定により遺族に支給される一時金）については、新法の規定による遺族一時金」を削る。

第四百三十三條の二第二項中「以下次条において同じ。」を削り、同条第三項中「又は新法第九十八條」及び「又は遺族一時金」を削る。

第四百三十三條の二の次に次の一條を加える。

第四百三十三條の二の三 団体共済組合員期間が二十年未満である団体共済更新組合員で、施行日前におけるその者の四十歳に達した月以後の第四百三十三條の二第一項第一号の期間が十五年以上二十年未満であるものが退職し、又は退職後業務傷病によらないで死亡した場合（新法第二百二條において準用する新法第七十四條に規定する廃疾年金を受けることとなり、又は受けている場合及び新法第二百二條の二第一項の規定の適用がある場合を除く。）には、新法第二百二條において準用する新法第七十八條第一項又は第九十三條第一項第二号の規定の適用については、その者は、団体共済組合員期間が二十年以上である者に該当するものとみなす。この場合において、新法第二百二條の二第二項及び第三項の規定を準用する。

第四百三十三條の四第二項中「十五万円」を「三十万二千四百円」に改める。

第四百三十三條の五第三項中「第八十二條」を「新法第八十二條」に改める。

第四百三十三條の十四の見出し中「十年」を「一年」に改める。

第四百三十三條の十五中「十一万五千二百円」を「二十万五千二百円」に改める。

第四百三十三條の十六を次のように改める。

第四百三十三條の十六 削除

別表第二中「九五三、二〇〇円」を「一、六一七、八〇〇円に、「六二二、二〇〇円」を「七五七、八〇〇円に、「四三二、二〇〇円」を「五〇〇、八〇〇円に改め、同表の備考二中「三万六千円」を「七万二千円」に改め、同表の備考三中「二万四百円」を「二万八千八百円」に、「一人については、七千二百円を二人までは、一人につき九千六百円」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中地方公務員等共済組合法第四百四十一條、第四百四十四條の二、第六百六十七條の二及び附則第十四條の改正規定、第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二百二十五條から第二百二十八條までの改正規定並びに附則第五条の規定 この法律の公布の日

二 第二条中地方公務員等共済組合法第七十八條第二項ただし書、第八十二條第三項第一号、第九十三條第二項及び第三項第二号並びに別表第四の改正規定、第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三条第四項の改正規定、同法第三条の四の次に一條を加える改正規定並びに同法第十三條第二項、第四十二條、第四百三十三條の四第二項及び第四百三十三條の十五の改正規定並びに次条第一項の規定 昭和四十八年十一月一日

（退職年金等の最低保障額の引上げ等に関する経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第七

十八條第二項ただし書、第八十二條第三項第一号、第九十三條第二項及び第三項第二号並びに別表第四の規定並びに第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第三條第四項、第三條の四の二、第十三條第二項、第四十二條、第四百三十三條の四第二項及び第四百三十三條の十五の規定は、昭和四十八年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付については、同年十一月分以後適用する。この場合においては、同法第五十四條の三第二項の規定を準用する。

2 改正後の施行法第四十一條及び別表第二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和四十八年十月分以後適用する。

（遺族の範囲及び遺族年金の最短受給資格年限の短縮等に関する経過措置）

第三条 改正後の法第二項第一項第三号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2 改正後の法第九十三條第一項第三号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

3 施行日の前日において現に組合員である者その他の者で政令で定めるものが施行日以後に死亡した場合において、第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この条において「改正前の法」という。）の規定を適用するとし、同法第七十二條の規定による弔慰金を、同法第九十三條若しくは第九十八條の規定による遺族年金若しくは遺族一時金又は同法第九十九條の規定による死亡一時金を受ける権利を有することとなる者（改正後の法第七十二條の規定による弔慰金、同法第九十三條の規定に

を有することとなる者（改正後の法第七十二條の規定による弔慰金、同法第九十三條の規定に

よる遺族年金又は同法第九十九条の規定による死亡一時金を受ける権利を有する者を除く。）については、改正前の法第七十二条、第九十三条、第九十八条及び第九十九条の規定は、なおその効力を有する。

（掛金に関する経過措置）

第四条 改正後の法第四十四條第三項及び第二百四十四條第四項の規定は、昭和四十八年十月分以後の掛金について適用し、同年九月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（公庫等職員等に関する経過措置）

第五条 改正後の法第四十條又は第四百四十四條の二の規定は、それぞれ附則第一条第一号に掲げる日（以下この条において「一部施行日」という。）の前日において現に同法第四十條第一項の規定に該当する公庫等職員として在職する者及び一部施行日以後に同項に規定する転出をした者又は同日の前日において現に同法第四百四十四條の二第一項の規定に該当する団体職員として在職する者及び一部施行日以後に同項に規定する転出をした者について適用し、同日前に当該公庫等職員又は団体職員として在職しなかつた者については、なお従前の例による。

2 改正後の法第二百二十五條から第二百二十八條までの規定は、それぞれ一部施行日の前日において現に同法第二百二十五條第二項若しくは第二百二十六條の規定に該当する公庫職員、同法第二百二十七條第一項の規定に該当する公団等職員又は同法第二百二十八條第一項の規定に該当するその他の公庫等職員として在職する者について適用し、一部施行日前に当該公庫職員、公団等職員又はその他の公庫等職員として在職しなかつた者については、なお従前の例による。

（共済会が支給する退職年金の停止に関する経過措置）

第六条 改正後の法第六十四條第二項の規定は、施行日前に給付事由が生じた退職年金についても、昭和四十八年十月分以後適用する。

（年金条例職員期間に準ずる期間を有する者等に関する経過措置）

第七条 改正後の施行法第二条第一項第十号に規定する更新組合員（同法第五十五条第一項第一号に掲げる者を含む。次条及び附則第十条において「更新組合員等」という。）が施行日前に退職し、又は死亡した場合において、改正後の法第四十條に規定する組合員期間の計算につき改正後の施行法第二条第一項第十九号又は第二十二号及び第七條第一項第一号又は第二号（これらの規定を同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用するときは、昭和四十八年十月分以後、その者又はその遺族のこれらの年金の額を、改正後の施行法及び改正後の法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 改正後の施行法第三条第六項若しくは第七項又は第九項の規定の適用により新たにこれらの規定に規定する沖縄の退職料等又は樺太の退職料等のうち年金であるものを受ける権利を有することとなる者には、昭和四十七年五月分以後、これらの給付を支給する。

（普通恩給等の受給権を有する更新組合員等のうち外国特殊機関職員期間等のある者に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際、現に普通恩給、退職料、扶助料又は退職年金条例の遺族年金（以下この条において「普通恩給等」という。）を受ける権利を有し、かつ、第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下この条において「改正前の施行法」という。）第十條第五号の期間（同法第三十一条第二項第三号の期間を含む。）で恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第一号）第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第五十五号）以下この条において「改正後の法律第五十五号」という。）において「改正後の法律第五十五号」という。）に規定する更新組合員等（以下この条において「更新組合員等」という。）が施行日前に退職し、又は死亡した場合において、改正後の法第四十條に規定する組合員期間の計算につき改正後の施行法第二条第一項第十九号又は第二十二号及び第七條第一項第一号又は第二号（これらの規定を同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用するときは、昭和四十八年十月分以後、その者又はその遺族のこれらの年金の額を、改正後の施行法及び改正後の法の規定を適用して算定した額に改定する。

（団体共済更新組合員の退職年金等の受給資格の特例に関する経過措置）

第十五号」という。）附則第四十三條の二の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定の適用によりその全部が当該期間に該当しないこととなるものを有する更新組合員等若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和四十八年九月三十日において改正前の施行法第十條第五号（同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有する者で政令で定めるものの他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第五十五号附則第四十三條の二の規定、これに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定にかかわらず、改正前のこれらの規定の例によるものとする。

（団体共済更新組合員の退職年金等の受給資格の特例に関する経過措置）

第九条 改正後の施行法第四十三條第一項第五号に規定する団体共済更新組合員が昭和四十六年十一月一日から施行日の前日までの間に退職し、又は退職後業務傷病によらないで死亡した場合において、その者につき改正後の施行法第四十二條の二の三の規定を適用するものとしたならば新たに退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、改正後の法及び改正後の施行法の規定により、昭和四十八年十月分以後、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

2 前項の規定の適用により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が同項の退職に係る退職一時金の支給を受けた者又はその遺族である場合における退職年金又は遺族年金の額の算定については、改正後の施行法第四十三條の十九第一項及び第二項の規定の例によるものとする。

（政令への委任）

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、更新組合員等若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの者の遺族が附則第八条の申出をした場合におけるこれらの者に係る長期給付に関する措置その他この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

三月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。
一、市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願（第八九一号）（第九〇四号）（第九一一号）（第九一八号）（第九四二号）（第九五八号）（第九五九号）（第九六〇号）（第九七二号）

第八九一号 昭和四十八年三月九日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 徳島県鳴門市大津町吉永二〇九
中内力外四十四名

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第九〇四号 昭和四十八年三月十日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 徳島県鳴門市里浦町里浦字花面三八〇ノ一 磯部実外五十三名

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第九一一号 昭和四十八年三月十日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 横浜市緑区恩田町三、二四六 田中昭二外三万七千六名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第九一八号 昭和四十八年三月十二日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 徳島県鳴門市大麻町松村 松浦謹

一外三名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第九四二号 昭和四十八年三月十三日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 徳島県鳴門市大麻町東馬詰古田

天野時男外九名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第九五八号 昭和四十八年三月十四日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 徳島県鳴門市大麻町姫田 古川進

外四名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第九五九号 昭和四十八年三月十四日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(二通)

請願者 宮崎市旭一ノ三ノ六宮崎農協

同組合中央会会長 佐藤政司外四

千二百二十三名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第九六〇号 昭和四十八年三月十四日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 北九州市八幡区大字下上津役 芳

賀喜三郎外千二百九十七名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第九七二号 昭和四十八年三月十四日受理

市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(十一通)

請願者 横浜市神奈川区菅田町一、九四四

河原宗一外三万五千六百六十四

名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方自治法等の一部を改正する法律案(衆)

地方自治法等の一部を改正する法律案

地方自治法等の一部を改正する法律

(地方自治法の一部改正)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

号)の一部を次のように改正する。

附則第八条中「政令で定める事務」を「道路

運送法(昭和二十六年法律第八十三号)、タ

クシ業務適正化臨時措置法(昭和四十五年法

律第七十五号)、道路運送車両法(昭和二十六年

法律第八十五号)、道路交通に関する条約の

実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法

律(昭和三十九年法律第九号)及び土砂等を

運搬する大型自動車による交通事故の防止等に

関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十

一号。同法の規定に基づき、都道府県知事に委

任された権限に係るものに限り)の施行に關す

る事務」に改める。

別表第五第一号中

検定所

計量法第八十六条の規定による計量器の検

定に関する事務

都道府県に定め

る区域による。

を

保安管理員

職業安定法第七十七条の規定による職業紹介、

職業指導、失業保険その他同法の目的を達

成するために必要な事務

に改める。

を

保安管理員

就業促進指導員

を

別表第七第一号中

私立学校審議会

私立学校法第九条の規定による私立大学以外の私立

学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校

を設置する法人の設立等についての審議並びにこれ

らの学校に關する重要事項についての都道府県知事

に対する建議に關する事務

に改める。

を

私立学校審議会

私立学校法第九条の規定による私立大学以外の私立

学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校

を設置する法人の設立等についての審議並びにこれ

らの学校に關する重要事項についての都道府県知事

に対する建議に關する事務

に改める。

を

地方職業安定審

議会

職業安定法第十二条第一項の規定による公共職業安定所の業

務その他同法の施行に關する重要事項及び他の法律に基づき

その権限に属せしめられた事項の調査審議並びに同法同条第

三項の規定による関係行政庁に対する建議に關する事務

に改める。

を

中、労働大臣がこれを定める「を」を「条例で定める」

計量法第八十六条の規定による計量器の検

定に関する事務

都道府県に定め

る区域による。

を

保安管理員

職業安定法第七十七条の規定による職業紹介、

職業指導、失業保険その他同法の目的を達

成するために必要な事務

に改める。

を

保安管理員

就業促進指導員

を

別表第七第一号中

私立学校審議会

私立学校法第九条の規定による私立大学以外の私立

学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校

を設置する法人の設立等についての審議並びにこれ

らの学校に關する重要事項についての都道府県知事

に対する建議に關する事務

に改める。

を

私立学校審議会

私立学校法第九条の規定による私立大学以外の私立

学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校

を設置する法人の設立等についての審議並びにこれ

らの学校に關する重要事項についての都道府県知事

に対する建議に關する事務

に改める。

を

地方職業安定審

議会

職業安定法第十二条第一項の規定による公共職業安定所の業

務その他同法の施行に關する重要事項及び他の法律に基づき

その権限に属せしめられた事項の調査審議並びに同法同条第

三項の規定による関係行政庁に対する建議に關する事務

に改める。

を

計量法第八十六条の規定による計量器の検

定に関する事務

都道府県に定め

る区域による。

を

保安管理員

職業安定法第七十七条の規定による職業紹介、

職業指導、失業保険その他同法の目的を達

成するために必要な事務

に改める。

を

保安管理員

就業促進指導員

を

別表第七第一号中

私立学校審議会

私立学校法第九条の規定による私立大学以外の私立

学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校

を設置する法人の設立等についての審議並びにこれ

らの学校に關する重要事項についての都道府県知事

に対する建議に關する事務

に改める。

を

私立学校審議会

私立学校法第九条の規定による私立大学以外の私立

学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校

を設置する法人の設立等についての審議並びにこれ

らの学校に關する重要事項についての都道府県知事

に対する建議に關する事務

に改める。

を

地方職業安定審

議会

職業安定法第十二条第一項の規定による公共職業安定所の業

務その他同法の施行に關する重要事項及び他の法律に基づき

その権限に属せしめられた事項の調査審議並びに同法同条第

三項の規定による関係行政庁に対する建議に關する事務

に改める。

を

第十二条第一項中「中央職業安定審議会及び」

を「労働省に中央職業安定審議会を、都道府県に」に改め、同条第二項中「前項に規定する職業安定審議会の外、」を削り、同条第三項中「地方職業安定審議会及び」を「地方職業安定審議会を、都道府県知事の諮問に、」に改め、同条第七項中「地方職業安定審議会及び」を「地方職業安定審議会の委員は、都道府県知事がこれを命じ、」に改め、同条第十項中「職業安定審議会」を「中央職業安定審議会及び地区職業安定審議会」に改め、同条第十二項中「命令」を「命令又は条例」に改める。

第十九条の二中「又は公共職業安定所長」を削る。

第四十九条中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第五十八条第二項中「当該都道府県内」を「当該都道府県に改める。」

(労働省設置法の一部改正)

第三条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 公共職業安定所(第十八条・第十九条)」を「第四款 削除」に改める。

第十三条第一項の表中「地方職業安定審議会

都道府県知事の諮問に、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に関する重要事項を調査審議すること」を削る。

第十四条中「公共職業安定所」を削る。

第二章第三節第四款を次のように改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(従前の地方事務官等に関する経過規定)

2 この法律の施行の際現に、地方自治法附則第八條に規定する職員であつて健康保険法(大正十一年法律第七十号)、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)、船員保険法(昭和四十四年法律第七十三号)、厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)及び船員保険特別会計法(昭和十九年法律第百三十六号)並びに国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)及び国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)の施行に関する事務(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による提出金の徴収に係る事務を含む。以下この項において「健康保険等に関する事務」という。)に従事するもの(社会保険審査官の職にある者を除く。)若しくは職業安定法、失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)及び労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)の施行に関する事務(以下この項において「職業安定等に関する事務」という。)に従事するもの(失業保険審査官の職にある者を除く。)又は公共職業安定所の業務に従事する職員である者(以下「地方事務官等」という。)は、別に辞令を發せられない限り、政令で定めるところにより、それぞれ健康保険等に関する事務若しくは職業安定等に関する事務に従事する都道府県の職員又はこの法律により当該都道府県に設置される公共職業安定所の業務に従事する都道府県の職員となるものとする。

3 この法律の施行の際現に地方事務官等である者が引き続き都道府県の職員となつた場合におけるその者が受けるべき給料その他の給与は、当該都道府県の条例の定めるところによるもの

とし、その給料月額がこの法律の施行の日の前日におけるその者の俸給月額に達しないこととなる場合においては、その調整のため、都道府県は、政令で定める基準に従ひ条例で定めるところにより、手当を支給するものとする。

4 この法律の施行の際現に地方事務官等である者であつて引き続き都道府県の職員となつたもので、この法律の施行前に休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けたものの休職若しくは懲戒又はこの法律の施行の際現に地方事務官等である者であつて引き続き都道府県の職員となつたものに対するこの法律の施行前の事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行後に懲戒処分を行ふこととなるときは、当該都道府県知事が懲戒処分を行ふものとする。

5 この法律の施行前に地方事務官等に対して行なわれた不利益処分に関する説明書の交付、不服申立て、調査及び調査の結果とるべき措置に關しては、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際現に地方事務官等である者であつて引き続き都道府県の職員となつたものに対しては、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の規定による退職手当は、支給しない。この場合において、当該都道府県は、その者が地方事務官等として引き続き勤続した期間(その者の都道府県の職員として在職期間であつて、退職手当を支給されなかつたものを含む。)を当該都道府県の職員としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

7 この法律の施行前に、職業安定法、失業保険法、緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)、国家公務員等退職手当法、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)、炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)、身体障害者雇用促進法(昭和三十三年法律第百二十三号)、雇用促進事業団

法(昭和三十六年法律第百十六号)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)、港務労働法(昭和四十年法律第百二十号)、雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第百十八号)若しくは沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)又はこれらの法律に基づく命令の規定により、公共職業安定所又は公共職業安定所長が行なつた認定、決定、命令その他の処分は、当該公共職業安定所又は公共職業安定所長の管轄に属していた事項について権限を有することとなつたこの法律による改正後の職業安定法による公共職業安定所又は公共職業安定所長が行なつた認定、決定、命令その他の処分とみなす。

8 この法律の施行前に、前項に規定する法律又は命令の規定により、公共職業安定所又は公共職業安定所長に対してなされた求職の申込みその他の手続は、当該公共職業安定所又は公共職業安定所長の管轄に属していた事項について権限を有することとなつたこの法律による改正後の職業安定法による公共職業安定所又は公共職業安定所長に対してなされた求職の申込みその他の手続とみなす。

9 この法律の施行の際現に公共職業安定所の業務の用に供せられている国有の財産のうち、引き続き都道府県が設置する公共職業安定所の業務の用に供する必要があるものは、あらかじめ国と都道府県との間において協議するところに基づき、当該都道府県に無償で譲渡し、又は使用させることができるものとする。

(政令への委任)

10 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(失業保険法の一部改正)

11 失業保険法の一部を次のように改正する。

(地方財政法の一部改正)

12 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 公共職業安定所に要する経費

(緊急失業対策法の一部改正)

13 緊急失業対策法の一部を次のように改正する。

第十八条中「公共職業安定所長は、」を「公共職業安定所長は都道府県知事に対し、当該都道府県知事は」に改める。

第二十二条中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

14 (社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八条に規定する職員」を「厚生省の職員」に改める。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)

15 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(任命)

第三条 審査官は、労働省の職員のうちから、労働大臣が任命する。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法及び労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正に伴う経過規定)

16 この法律の施行の際現に社会保険審査官又は失業保険審査官の職にある者は、別に辞令を発せられない限り、政令で定めるところにより、それぞれ、厚生省又は労働省の職員となり、この法律による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法又は労働保険審査官及び労働保険

審査会法による社会保険審査官又は失業保険審査官を命ぜられたものとみなす。

17 この法律の施行前に社会保険審査官又は失業保険審査官が行なつた審査の請求の受理、審査の決定その他の手続は、この法律による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法又は労働保険審査官及び労働保険審査会法による社会保険審査官又は失業保険審査官が行なつた審査の請求の受理、審査の決定その他の手続とみなす。

18 (駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を次のように改正する。

第十条の四中「就職促進指導官」を「就職促進指導員」に改める。

19 (炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を次のように改正する。

第十五条中「就職促進指導官」を「就職促進指導員」に改める。

20 (港務労働法の一部改正)

港務労働法の一部を次のように改正する。

第六十条を次のように改める。

(都道府県知事の権限)

第六十条 都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の目的を達成するために必要な業務を行なう。

(中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

21 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十九条中「就職促進指導官」を「就職促進指導員」に改める。

三月三十日本委員会に左の案件を付託された。
一、市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願(第九九六号)

第九九六号 昭和四十八年三月十六日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税阻止と都市農業の確立に関する請願

請願者 千葉県市川市東菅野二ノ七ノ一三
市川市農業協同組合長 板橋義雄
外三千八百九十名

紹介議員 渡辺一太郎君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

昭和四十八年四月二十日印刷

昭和四十八年四月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局